

2009. 1. 28 発行

SUIGENREN
DAYORI
No.48

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆

ホームページ : <http://www.suigenren.org/index.html>

東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

総会報告特集

水源連第15回総会と

設楽ダム問題全国集会を愛知県新城市で開催



設楽ダム計画地現地視察



第15回水源連総会

目次	1、この間の全国の動きと事務局の活動・・・・・・・・・・	1
	2、設楽ダム全国集会報告・・・・・・・・・・	7
	3、第15回水源連総会報告・・・・・・・・・・	8
	4、サンルダム問題 ヒヤリング報告・・・・・・・・・・	18
	5、公共事業チェック議員の会への報告・・・・・・・・・・	20
	6、荒瀬ダム撤去計画撤回を回避するには・・・・・・・・・・	24
	7、総会資料より抜粋	
	・総会議案書 活動報告等・・・・・・・・・・	26
	・河川整備基本方針と整備計画の策定の諸問題・・・・・・	37
	・淀川水系流域委員会の経過・提起したもの・・・・・・・・・・	48
	・費用便益計算の抜本的改善を求めて・・・・・・・・・・	58
	・2つの補助ダム事業への土地収用法適用に関して・・・・・・	61
	・穴あきダム問題・・・・・・・・・・	68
	・ダムを中止させる法案の成立に向けて・・・・・・・・・・	71
	・全国のダム事業の状況・・・・・・・・・・	75
	8、設楽ダム全国集会 宣言・・・・・・・・・・	79

挟み込み別紙

- ・有友正本氏、大洲市市長選で902票差の惜敗
- ・ダム事業プロセス検証タスクフォース、非公開で始まる
- ・設楽町議会全員協議会、ソトラダム計画に同意
- ・「成瀬ダムは260億円の無駄」秋田、住民訴訟

この間の全国の動きと事務局の活動

水源連は11月2日に全国集会、3日に総会をもちました。
その後の全国のめばしい動きと事務局の活動を記します。

1. 4府県知事、大戸川ダム建設凍結求める

11月11日、4知事、大戸川（だいどがわ）ダム（大津市）の建設凍結を求める共同見解を正式公表しました。滋賀県内では大戸川ダム凍結への反対も強く、県議会で大戸川ダム凍結の議案を含め全議案が時間切れで不採択、という極めて異常な事態に陥っています。

4知事の共同見解は大戸川ダムのみを凍結とし、川上ダムは推進、丹生ダムについては判断できない、という内容で、「淀川水系流域委員会の最終意見から後退したものになっている」との批判にもさらされています。

このように地元では4知事の共同見解の評価が分かれています。

一方、国交省は4知事の「大戸川ダム凍結」に対して受け入れることなく、事業推進を試みています。

財務省は4知事の共同見解を踏まえ、大戸川ダム本体工事関係の予算貼り付けはしていません。

2. 設楽町議会、住民投票条例制定を否決

水源連 ML に近藤ゆり子さんが投稿された中京 TV 記事（2008 年 11 月 10 日）より

設楽ダムの是非問う住民投票、実施せず

http://www.ctv.co.jp/news/local/news_loc.html?id=29073

国が愛知県設楽町で建設計画を進める設楽ダムをめぐり、一部の住民がダム建設の是非を問う住民投票を実施するよう求めていた直接請求について、地元の設楽町議会は11月10日、これを否決し、住民投票を実施しないことを決めた。

設楽ダムは、三河地方を流れる豊川の支流「寒狭（かんさ）川」に、国土交通省が2070億円を投じて総貯水量9800万トンの多目的ダムを建設しようと計画しているもの。

10日開かれた設楽町議会の特別委員会では、加藤和年町長が「議会で十分論議をしてきており、直接住民に問うことは必要ない」と、住民投票に反対の立場を強調した。

一方、住民投票を求める住民代表が「ダム建設は自然環境や住民の生活を破壊してしまう。さらに、水の需要も低迷する中、ダムは必要ない。住民全員で意思を確認すべきだ」と意見を述べたが、委員会での採決の結果、住民投票条例の制定を求める直接請求は反対多数で否決され、住民投票は行わないことを決めた。

3. 木曽川水系連絡導水路

「木曽川水系連絡導水路事業管理検討会」が11月17日に秘密裏に発足したことに對して「徳山ダム建設中止を求める会」が即日、下記の抗議を発しました。

声明：行政密室会議での不透明な既成事実の積み上げは許せない

～木曽川水系連絡導水路事業管理検討会発足～

2008年11月17日

徳山ダム建設中止を求める会（代表 上田武夫）

本日（17日）、国（中部地整）・水資源機構及び3県1市で「木曽川水系連絡導水路事業管理検討会」を発足させた。これは「徳山ダムに係る導水路検討会」の”承継”（国の直轄事業としてきたものを水資源機構に事業承継させたことに伴う）とのことである。

昨年 8 月 22 日「徳山ダムに係る導水路検討会【第 7 回】」で、「長良川に徳山ダムの水を流す上流分割案」なるものの合意が突如発表された。長良川に「徳山ダムの水を流す」という上流分割案の内容もさることながら、その決定過程があまりにも不透明－突然の発表－であることも、また大問題である。この「木曽川水系連絡導水路上流分割案」を木曽川水系河川整備計画に位置づけるにあたっての木曽川水系流域委員会での、河川管理者からの説明も曖昧かつ不可解なものであった（※）。河川法 16 条の 2 第 3 項・第 4 項も、その立法趣旨を活かすことにはならなかった。

※ 木曽川水系流域委員会を傍聴し、一生懸命資料を見ても、（立案した側の理屈からする）「目的・効果」すら論理整合性あるものとして提示されなかった。理解できたのは、木曽川水系流域委員会委員長・辻本哲郎氏が、「超過渇水対策」なる（他の水系には類例をみない）ものを「木曽川水系において全国に先駆けて導入する」ことに、非常に強い意欲を示したことくらいである。

「寝耳に水」でこれを知った長良川流域市民を中心に発足した「長良川市民学習会」が、今年初めから活動を始め、このような案（長良川に徳山ダムの水を流す）になったの理由とその検討過程について、中部地整及び岐阜県に問い質したが、回答は得られていない。言葉では「市民への説明責任を果たす」としながら、未だに真つ当な公開の説明会・意見交換会すら開催されていない。

「徳山ダムに係る導水路検討会」規約には、「透明性を確保しつつ」という文言が明記されているのに、「徳山ダムに係る導水路検討会【第 7 回】(07.8.22)」は、非常に不十分な説明資料・参考資料と玉虫色の解釈を許す「議事要旨」しか明らかにされなかった（「注」参照）。

昨年 12 月 14 日には、「行政文書の管理の徹底について」という関係省庁連絡会議申合せがあり、国交省中部地整内にもこれに基づく文書作成が促されているにも拘わらず、今回発足した「木曽川水系連絡導水路事業管理検討会」もまた「議事要旨」しか明らかにされない。

またもや、行政密室会議でことを決め、既成事実を積み上げていく旧態依然たる姿勢を固持しているのである。

市民への説明は「おいてきぼり」なままの、今般の透明性なき「木曽川水系連絡導水路事業管理検討会」発足に対して、強い抗議の意を表明する。

以上

連絡先：徳山ダム建設中止を求める会

<http://www.tokuyamadam-chushi.net>

事務局・連絡先：近藤ゆり子

大垣市田町 1－20－1

TEL/FAX 0584-78-4119

4. 荒瀬ダム

11 月 22 日、荒瀬ダム撤去を実現する県民大集会が開催され、撤去実現を要求していくことが再確認され、後日、県へ要請を行っています。しかしながら、11 月 26 日の熊日には「荒瀬ダム『存続』固める」と報道しています。同じく 12 月 16 日付の熊日は「九電との売電契約が 22 日に 16 年間の契約で行われる」と報じています。

現地からこの問題で相談を受け、事務局は河川法を検討してみました。その結果を別掲で記します。財政難で水利権切れになっても撤去できないのであれば、予算措置が着くまで水門開放の状態にしておくことも可能と考えられますが、蒲島知事は「存続」「九電への売電」しか頭にないようで、「撤去できるまで次善の策としてゲート開放」の方向に舵を切ることはしていません。

5. 財務省のダム関係予算内示から

サンルダム関係で北海道自然保護協会が 11 月に「公共事業チェック議員の会」のヒアリングの場で、財務省に対して予算を貼り付けないように要請をしていました（別掲を参照ください）。財務省の担当者は、「知事が推進の場合は止めにくい」「住民との話し合いをするように北海道開発局に伝える」と言っていました。

果たして 12 月 20 日に出された財務省の内示では、川辺川ダム、大戸川ダムについては知事が反対していることを理由にダム本体工事に関連する予算の貼り付けを認めていません。また、サンルダム関連では予算を貼り付けたものの、「漁協の全面的な同意がなければ予算執行を保留する」と条件を付けました。これを見ると、財務省も世論を見ていることが分かります。

「漁協の全面的な同意がなければ予算執行留保」、これは今後の私たちの運動にとって活用できることと思います。この枠を広げさせることも含め、反対運動を切り開きたいものです。

予算貼り付け時には、財務省に対して住民の反対意見が渦巻いていることを知らしめるべく行動を水源連としても企画したいと思います。

なお、財務省の予算内示に対して、サンルダム関係、設楽ダム関係、等の皆さんがそれぞれ、抗議文を財務省に提出しています。

6. 内海ダム再開発事業計画

香川県から事業認定申請を受けた四国地方整備局は本来であればその 3 ヶ月後には処分をすることになっていますが、9 ヶ月も経過しているにもかかわらず事業認定処分はされていません。11 月中旬に、途中経過がどうなっているのかを「公共事業チェック議員の会」に調べていただきました。その内容を囲み記事として掲載します。なお回答はすべて国土交通省からの回答です。

質問 1. 起業者・香川県は本年 3 月 19 日に四国地方整備局に土地収用法に基づく事業認定申請を行なったが、現在はどうのような状況にあるのか。事業の認定に関する処分はいつ(っ)行なう予定か。

回答 内海ダム再開発事業については、現在審査中の案件であり、事業認定庁として適切に事務を行っていくところですが、事業の認定に関する処分は、今後の審査の進捗によるものであり、決まっておりません。

質問 2. 土地収用法 22 条に基づく専門的学識及び経験を有する者からの意見聴取、同 25 条の 2 に基づく第三者機関からの意見聴取は、それぞれいつ、誰から行なったのか、あるいはまだ行なわれていないのか。

回答 現在審査中の案件であり、専門的学識又は経験を有する者の意見の聴取及び社会資本整備審議会の意見の聴取を行うか否かについては、今後、事業認定庁として適切に判断して参りたいと存じます。

なお、専門的学識又は経験を有する者からの意見の聴取、社会資本整備審議会からの意見の聴取については、事業の認定に関する処分を行った際に、その事業名、学識者等の意見、審議会委員から聴取した意見の要旨等について、ホームページに掲載することとしております。

質問 3. 土地収用法 17 条 3 項では事業認定申請書を受理した日から 3 ヶ月以内に事業の認定に関する処分を行なうように努めなければならないとしているが、すでに 8 ヶ月が経とうとしている現在、未処分であるということは異常な事態ではないのか。なぜ、処分が遅れているのか、その理由を明らかにされたい。

回答 内海ダム再開発事業については、土地収用法第 25 条に基づく利害関係人からの意見書が 106 通提出されています。また、同法第 23 条に基づく公聴会を開催すべき旨の請求があったため、6 月 27 日及び 29 日の両日において公聴会を開催し、19 組の公述人から意見が述べられています。

これらの意見は、賛成・反対の各々の立場から、治水・利水計画を始めとして多岐にわたって述べられており、これらの意見について十分な検討を行う必要があり、期間を要しているところです。

なお、事業認定庁としては、今後も適切に事務が進められるよう努力して参る所存です。

追問 1： 土地収用法 25 条の 2 に基づく第三者機関からの意見聴取はどういうときに行なわれるのか、必ずなされるものなのか。

答： 土地収用法 25 条の 2 に基づく第三者機関からの意見聴取とは、一般には、反対の意見書がある場合に行なうと解されているようだが、それだけではなく、むしろ事業認定庁、本件の場合には四国地方整備局が、心証形成ために、社会資本整備審議会へ附議し、意見聴取することである。

追問 2： 土地収用法 22 条に基づく有識者からの意見聴取、および、25 条の 2 に基づく第三者機関からの意見聴取は、どちらもやる場合、順番としてはどうなるか。

答： 一般論として、事業認定庁が心証形成は大方は出来ているが、各論については、という時に専門家から意見聴取(22 条)した上で、心証形成ために社会資本整備審議会へ附議し、意見聴取(25 条の 2)する、という順序になる。

追問 3： 本件については、現在ほどの段階にあるのか。

答： 当方からお答えすることはできない。各委員会は名簿が公表されているので、認定処分が近いとか等お答えすることによって、委員への圧力がかかってはいけないということもあり、見通しも含めていえない。

ただし、当室(国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室)は社会資本整備審議会の事務局でもあるので、今現在、事業認定庁である四国地方整備局が社会資本整備審議会へ附議していない、ということと言える。

追問 4： 地元では事業認定申請後の動きが全く伝えられず、地元の方も、また、昨年の秋以降、2 度、現地に赴いている議員も非常に心配している。年内、早ければ今月にも事業認定がされるのではないかという話も聞いている。6 月に公共事業チェック議員の会で香川県庁を訪問した際は、公聴会前日ということもあって、反対している地元住民は、チェック議員の会の香川県からのヒアリングに同席できなかった。また、公聴会では、県は反対派の意見陳述に、それは推論であるから反論しないと発言し、きちんと対応していない。

今、四国地方整備局が社会資本整備審議会へ附議していない、とおっしゃるが、社会資本整備審議会へ附議しないまま、事業認定処分を行なうということはないのか。もし、そのようなことが起きたら、大問題だ。

答： 本件の場合、土地収用法 25 条に基づく利害関係人からの意見書が多数、106 通出され、それは賛成、反対、双方の立場から、治水・利水計画をはじめ多岐にわたっている。十分な検討が必要で、そのため事業認定処分が遅れている。

賛成、反対、双方の立場から多くの多岐にわたる意見が出されている場合、事業認定庁の心証が賛成の場合は反対意見と、業認定庁の心証が反対の場合は賛成意見と、いずれもバッティングするので、土地収用法の精神から言っても、25 条の 2 に

当室は本件について事業認定庁である四国地方整備局と連絡を取り合っている。基づく社会資本整備審議会へ附議がなされるべきと考える。今回の回答に当たっても事業認定庁である四国地方整備局に問い合わせした上でのこと。

この時点では社会資本整備審議会への意見照会すら行えていないことがわかりました。この事実、内海ダム再開発事業には問題が多いことを意味しています。

上記の情報に関連して、12 月 11 日、「公共事業チェック議員の会」から次ページ囲みの情報をいただきました。

この情報から、事業認定処分作業の公聴会以降の過程は処分決定までまったく公開されずに進められてしまうことがわかりました。「事業認定処分について意見を求められる社会資本整備審議会公共事業部会の委員、意見照合を受ける専門家に外部から圧力がかかるのを防ぐため」というのが非

公開の理由のようですが、公益性のもとに財産を召し取ることが目的である以上、非公開と言うのは召し取られる側に有利に働くことは有り得ません。社会資本整備審議会公共事業部会にしても意見照合を受けた専門家にしても、財産を召し取られる側と公開の場で話し合いがもたれることは必須の条件です。この問題は水源連の今後の課題として認識しなければなりません。

✧ 内海ダム再開発事業については、事業認定庁である四国地方整備局より本年 11 月 25 日付で社会資本整備審議会に附議された。

- ・ 本件がかかる社会資本整備審議会公共事業分科会は不定期開催。
- ・ 今日現在、同分科会には、同日付で四国地方整備局から附議された 2 案件がある。
- ・ 同分科会は非公開のため、開催情報を得ることも傍聴することもできない。
- ・ 事業認定庁が事業認定処分をしたタイミングで、事業認定理由と合わせて、同分科会の開催と議事概要が公表される。
- ・ 公表するのは事業認定庁、四国地方整備局である。国交省本省ではない。
- ・ 今日現在、本件についての第 1 回会議は開かれていない。
- ・ 年末、年始だからしばらく開催がないと思ってよいのかと聞かれても、審議会事務局としては、先のことについては何ともお答えできない。
- ・ なお、分科会で審議される場合、通常は 1 回で終わるものが多い。

7. 黒部川排砂差止め訴訟（水源連 ML に投稿された金谷氏のメールを基に遠藤が記述）

11 月 26 日、富山地方裁判所は「出し平ダム排砂差止め・損害賠償請求事件」に対して原告の一部勝訴判決をだしました。判決は公害等調整委員会の原因裁定に沿ったもので、ワカメの被害のみを認めわかめ養殖組合に 2700 万円余りの補償金を支払う賠償命令を下しました。

海の生態系を考えるなら魚の産卵や幼魚時代の生育に欠かせない海藻に影響があるのを認めているにもかかわらず、魚への影響がないとするのは矛盾であり、仮にわかめのみに影響があってもそれで原告が廃業をよぎなくされ、子や孫の代まで将来にわたって得られる資産的な価値から考えても、あまりに安い金額と言えます。また、判決では「(初回排砂以降も)環境に悪影響を与えずに実施すべき義務を怠った」と指摘しながら、排砂差し止めについては「(関西電力が)検討委員会の結果を尊重して排砂をしていく限り、差し止めまで認める必要はない」と判決を出しています。これらはなほだしい矛盾です。

今回の判決で評価すべき点は①わかめだけであっても排砂評価委員会が「有意な漁業被害は認められない」としていた点を覆した点。②関電は県漁連に漁業補償をしてきており個々の漁業者に原告適格がないと門前払いの姿勢を見せたが、原告適格を認めた点にあります。

それにしても、関電(は控訴すると明言していませんが)にとっての公共性とは一体何なのでしょう。関電は毎年、お手盛りの機関「黒部川ダム排砂評価委員会」に億単位のお金をかけて環境調査を実施しています。関電にしてみれば、電気料金を数円？上げ消費者に転化するだけで、被害者にも「理解」ある公益企業としてトップのメンツは保てるにもかかわらず、判決にも被告関電の代理人である弁護士さえ欠席し、原告に誠意すら見せていません。

そもそもこのダムは下流の宇奈月ダムも含めて排砂ゲートを全開し、国交省が「環境にやさしい」と最近新規のダム建設でその効能を謳う穴あきダムにすれば、問題は相当改善されるはず。宇奈月ダムが建設されて 8 年になるのにこのダムは今で水利利用の目途もなく水を貯め続けているのですから。発電方法は「流れ込み式など」の他の様式で代替でき、原告漁業者が言う「漁場と環境を守る」公共性は漁業資源の枯渇の中で関電の行う「仕事」と同等、いやそれ以上の公益があるのです。そうした時代の流れやダム運用の背後にあることは判決で全く考慮されません。

8. 「公共事業チェック議員の会」ヒアリング等

10 月 28 日 14 時から 15 時、参議院議員会館第 4 会議室において「公共事業チェック議員の会」

主催の「サンルダム問題への予算付けに関するヒアリング」が開かれました。詳しくは別掲をご覧ください。

12月17日16時過ぎに、衆議院第2議員会館第4会議室において開催された「公共事業チェック議員の会」において「ダム問題にかんする全国の状況」を報告すると共に「議員の会へのお願い」について遠藤が述べてきました。詳しくは別掲をご覧ください。

9. 有友氏、大洲市長選に挑戦！

2009年1月18日、大洲市長選挙が告示され、水源連の牽引者である有友正友さんが立候補されました。

大洲市は市町村合併により、山鳥坂ダム予定地から肱川の河口まですべてを行政区域としています。

水源連総会で顧問の藤田恵さんがいつも「私が村長であったから細川内ダムをとめることができた」、「ダム計画を中止に追い込むには首長の姿勢が一番問われる」と言われています。

川辺川ダムも相良村長や人吉市長がその地域にとって球磨川が重要な財産であることを認めたことから蒲島知事をして「球磨川は宝物」「川辺川ダム白紙撤回」と言わしめました。

山鳥坂ダム予定地とその全下流域を行政区域とする大洲市長選で有友さんが当選を勝ち取ることは大変な意義を持ちます。

水源連としても有友さんの当選を願い、水源連MLを通してみなさんに応援を呼びかけました。

大洲市長選に向けた有友さんの心意気・マニフェストが下記サイトに掲載されています。ご一読ください。

選挙結果は別刷りにして同封いたします。

「設楽ダム建設を止め、

みどりの流域圏づくりをめざす全国集会」報告

今年の全国集会は 2008 年 11 月 2 日 15 時から 18 時にかけて、愛知県新城市の新城観光ホテル会議室において開催されました。参加者は約 130 名でした。企画・準備・運営にあたられたのは「設楽ダムの建設を止め、みどりの流域圏づくりをめざす全国集会」現地実行委員会の皆様です。



会場をぎっしり埋めた集会参加者。(JANJAN 記者 上野数馬さん撮影)

奥宮さんの総合司会のもと、全国集会が進行しました。

最初に主催者側から市野実行委員長が「ようこそ」の挨拶を、水源連の遠藤が「よろしくお願いします」の挨拶をしました。今回の主目的は設楽ダムの問題を全国の皆さんに知ってもらうことにあったので、「設楽ダムの建設中止を求める会」の代表である市野さんが「設楽ダムに反対しなければならない理由」を丁寧に説明され、次いで、設楽ダム訴訟弁護団長である在間弁護士が「負担金としての公金支出差し止め住民訴訟」

についての説明を、さらに「住民投票を求める会」代表の伊藤さんが設楽町で進行中の「住民投票条例制定直接請求」について説明されました。水源連行動代表の嶋津さんが設楽ダムが持つ治水目的の欺瞞性を明らかにする報告を行い、最後に市野さんが「みどりの流域圏創り」について提起しました。

続いて特別報告として、「川辺川ダム中止への取り組み」について、川辺川ダム中止を訴え運動を進めてきた市民団体代表の中島氏が報告しました。印象的だったのは「ダム反対運動が功を奏するには流域住民全体の支持が必要。それを取り付けるには何年もかかる。長期戦になることを覚悟し、絶対に諦めないこと。諦めなければ必ず勝てる。」という言葉でした。続くパネル形式の討論では、全国のダム建設中止の運動経験から「設楽ダム中止」の運動についてたくさんの意見、アドバイスが出されました。例えば「設楽ダム反対」の看板を立てたらどうか、とにかくダム建設のムダを住民にアピールすること、・・・などなど。

最後に、「設楽ダム建設を止め、みどりの流域圏づくりをめざす全国集会宣言」(別紙)が採択されました。

終了後の懇親会には約 100 名が集い、和太鼓集団「志多ら」の歓迎公演は参加者のこころを弾ませ、意見交換も活発に行なわれました。

豊川の上流～下流～三河湾地域(流域圏)の持続可能な発展をめざす対案を示してアピールする機会とすること、そしてダムに対する運動の一つのモデルとして全国に発信することを目的とした今回の集会は、その役割を、満足とまでは行かないにしても、果たすことができたと思います。

全国集会に向けたみなさんの多大なご協力をこころより感謝致します。

(「設楽ダムの建設中止を求める会」会報第 10 号の一部を活用させていただいています)



第15回水源連総会 報告



概要

2008年11月3日、愛知県新城市の新城観光ホテル会議室にて水源連総会を開催しました。参加者数は全国からと現地周辺の皆さんを合わせて約90名でした。

総会の論議は9時から13時までの4時間におよびました。

事務局の渡辺誠さんの総会司会で始まり、最初に水源連顧問の藤田 恵さんが開会の挨拶を行いました。続いて、前日の全国集会終盤に駆けつけられた大河原雅子参議院議員から挨拶をもらいました。

総会の議長は地元から市野和夫さん、事務局から田中さんが選任されました。

議事は、事務局からの活動報告、会計報告、全国からの報告と進み、休憩を挟んで、会場からの意見、共通問題の討議をおこないました。

全国からの報告に参加者全員が耳を傾け情報の共有を図ると共に、事務局から提案された討議の議題については現場の状況に基づく意見がたくさん出され充実したものとなりました。

会計規模が大きくなったことから会計監査をおくこととし、栃木県の大木俊一弁護士にお願いすることになりました。

最後は「団結頑張ろう」でお互いの連帯を確認しました。

総会では世話人会についての討議を行いませんでしたが、年に1回程度は開催できるようにしたいと考えています。その機会についても検討いたします。

議事抄録

総会司会 渡辺 誠

1. 開会挨拶 藤田 恵 顧問

細川内ダム計画は、水源連とともに全国で始めて中止させたダムでした、そのお礼を含めてご挨拶します。

巨大ダムよりも砂防ダムの方が予算が大きい、そして役に立たないものだ。それもまだ広く知られていない課題だ。

水源連は、これまで地道な活動をしてきました。いままた、全国的に新しい運動が盛り上がってきた。是非がんばって頂きたい。

2. 来賓挨拶 大河原雅子 参議院議員（民主党）

- ◇ 水源連のもともとのメンバーです。
- ◇ 東京で多摩川問題・地下水問題がハッ場ダム問題につながっている。
- ◇ 厚生労働委員会に属しているのでダム問題にかかわる時間がとりにくい状況にあり残念。
- ◇ 都議時代に水問題・ハッ場ダム問題を担っていたこともあり、民主党のマニフェストのハッ場ダム中止を入れることができた。

- ◇ 民主党内に税金の無駄遣いをやめさせるには公共事業の見直しが必要ということで公共事業検討小委員会を設置した。ムダな事業を中止させ生活再建を進めたい。
- ◇ 選挙にむけて、皆さんの地元の候補者にも皆さんの思いをぶつけて欲しい。

3. 議長選任 市野和夫氏（設楽ダムの建設中止を求める会）

田中氏（水源連事務局）

4. 事務局活動報告 遠藤保男

- ◇ 振幅の大きい1年であった。
- 川辺川ダム：流域2首長と熊本県知事が白紙撤回をもとめた。
- 淀川水系：近畿地方整備局が淀川水系流域委員会答申を待たずに「見切り発車」＝同流域委員会の意見を拒否。
- ◇ 財政的に水源連として「パタゴニア日本支社」から、水源連関連として「穴あきダム特別調査チーム」が高木仁三郎市民科学基金から補助金を受ける。
- ◇ 辰巳ダム、内海ダム土地収用法適用。
- ◇ 川辺川ダム有識者会議への対応。意見書、抗議文等を提出。
- ◇ ハッ場ダム転流工着工に抗議文提出。
- ◇ 荒瀬ダム撤去方針翻しの対応として全国に呼びかけて抗議・要請書提出。
- ◇ 近畿地整の見切り発車への対応として全国に呼びかけて抗議・要請書提出した。
- ◇ 川辺川ダム白紙撤回を求める知事の判断に関して水源連声明発表。
- ◇ 全野党マニフェストへのダム中止等を組み入れることの要請を全国に提案し、集約して提出
- ◇ チェックの会との連携 特に、住民側との話し合いに応じない地方整備局や都道府県に対する公開ヒアリングの開催を求めたい。

5. 会計報告

- ◇ パタゴニアからの補助金を受けることができたので繰越金（＝収入－支出）は増えているが、この補助金を除くと繰越金（収入－支出）は毎年減少している。水源連パンフレットの売り上げがなくなったのと機関紙発行・発送費用が増大していることによる。
- ◇ 水源連の会計規模が年間100万円を超えるようになったので会計監査役を置くことを提案する。

6. 全国からの報告（各団体持ち時間約5分）

① サンプルダム 佐々木さん

- ◇ サンプルダムが予定している集水域は天塩川流域の3.3%。
 - ◇ 開発局算定の名寄川の治水における被害想定額が6000億円。
 - ◇ 戦後最大の被害額は1981年の70億円であった。
 - ◇ 目標流量1,500m³/秒に対してダムがあってもなくてもほとんどのところで堤防余裕高が1.5メートル以上ある。よって、治水上の必要性はない。
 - ◇ しかし、「その水位が計画高水位より高い場合は決壊する」として「サンプルダムは必要」としている。その場合、ダムがあっても計画高水位を超えるところは4kmもある。
- ◇ 多目的といいつつ、既に利水と発電は目的としては事実上存在しない
- ◇ サクラマスが一番影響が大きい問題となっている。
- ◇ 美利河ダムの魚道（総延長6kmの自然工法魚道）と同様な魚道を設置するとしているが、美利河ダムにおけるスモルト（サクラマス2年目のこども。2年目のサクラマスが海に下り、翌年産卵のために遡上する）の1万尾放流後の産卵遡上率調査結果を報告しない。情報公開を求めたところ「文書作成または取得をしていないので保有していないため不開示」という結果であった。
- ◇ こんなことでダムの本体着工を認めることはできない。
- ◇ 「公共事業チェック議員の会」に財務省へのヒアリングを開いてもらった。

② 成瀬ダム 奥州さん

- ✧ 県の費用負担分 260 億円を出費するな、という住民監査請求をしようとしている。そのための資料を作った。
- ✧ 実質はこのダムは農業用水ダム。
- ✧ 減反が 1/3 にまで及んでいるのに、2 倍の水を持ってくるという計画。
- ✧ 農家としては、水は多ければ多いほどよいという状況もある。
- ✧ 先行的に取水している (H16 年度までは最大取水許可量が 14.88m³/秒。H17 年度より 5 月 6 日～5 月 20 日まで最大取水許可量は 30.29m³/秒に引き上げられた) が、その実績は 19m³/秒程度でそれも 15m³/秒をこえたのは 5 月のこの 2 週間だけ)。
- ✧ この使い方はジャブジャブ状態の使い方、有効な使用方法にかえると 15m³/秒で間に合う。今の倍の量の水などは必要ない。
- ✧ 住民監査請求：秋田市の関心の薄さに困惑している。
- ✧ まず早急に、150 人の請求人を集めるために奔走している。
- ✧ 玉川ダムができた当時、秋田市内に大王製紙を企業誘致する話があり、その際の反対運動は盛んだった。玉川ダムの工業用水は農業用水にまわされた。
- ✧ そういう立派な住民運動があったが、県最南端の成瀬ダムについては秋田市の関心が低いが、請求人 150 人を集めることに全力を注いでいる。
- ✧ 秋田の財政はかなり逼迫している。1/3 が借金返済のバランスシートになっている。
- ✧ 現在建設進行中の森吉山ダムの予算上積みで (倍増)、負担金が増えてよりひどいことになっている。
- ✧ 政権交代にも期待している。
- ✧ 是が非でも本体工事を止めたい。

③ ハッ場ダム 真下さん

- ✧ 群馬県内でも最初の頃はハッ場そのものがマイナーな存在だった。
- ✧ 利根川は球磨川と違い、身近な川として認識されにくい。
- ✧ 基本計画は 3 度変更されている。今年 9 月、完成が 2010 年度から 2015 年度に工期延長になった。
- ✧ 地元及び下流の都県議会の動きも活発になってきている。今回の計画変更に対し、たとえば東京都議会では委員会が 7:6、本会議が 68:56 と拮抗した。
- ✧ 群馬県議会の中でも野党議員 14 名が今年 2 月に「ハッ場ダムを考える群馬県議会議員の会」を発足させた。
- ✧ 1 都 5 県の中にも「ハッ場ダムを考える 1 都 5 県議会議員の会」が結成された。
- ✧ 現地の状況はかなり工事が進んできている。
- ✧ 代替地は切土と盛土で構成されている。こんなことをしてもよいのだろうかという盛土をこれからしようとしている。
- ✧ 転流行工事が本格的に始まるようである。
- ✧ ずり上がり方式だったのに行政の対応が非常に遅れたために、水没予定地住民は 1/4 の数になっている。
- ✧ 一都五県の住民訴訟が 4 周年を迎える。
- ✧ それぞれに証人尋問が終わっている。いわゆる実地検証も行われ、1 審は徐々に終結に向かっている。
- ✧ 広くハッ場ダム問題をひろめるため、07 年にはハッ場みんなの会が発足している。
- ✧ 現状、ハッ場ダムにはまだまだ関心が低いので、広げる活動をしている。

④ 浅川ダム 内山さん

- ✧ 浅川ダムは県の補助ダムで小さな規模のダム。
- ✧ 県知事が 00 年に一時中止表明、その後 2002 年に委員会が決定して中止になった。
- ✧ 6 年後田中知事が落選して村井知事に代わり、2007 年 2 月にダム計画決定を発表。
- ✧ 計画を決定してから河川法 16 条の 2 の整備計画策定に入るという違法行為がなされて計画決定。2007 年 8 月に国が河川整備計画を認可。
- ✧ 今年度 2.5 億円の予算、来年度 17 億円で本体工事を予定している。
- ✧ 多目的ダムを河床式穴あきダム (1.35m×1.30m 1 門) に計画変更。常時

水をためることはないから環境に優しいというふれこみである。

- ✧ 穴あきダムは国交省が全国的なダム反対運動に対する局面打開のためのもので、浅川ダムはその先陣として位置づけられているのではない。
- ✧ 先日京都で1/25に縮尺した模型実験を行った。いかがわしい実験だった。
- ✧ 地滑りを起こさず、土石流がダムに直撃することはない、という前提であった。
- ✧ 流入土砂の最大径が16cmという実験だった。だから穴にはつまらない。
- ✧ このいかがわしいトリックは今後皆さんも気をつけて欲しい。
- ✧ 上記のとおり河川整備計画決定の手續きについて問題がある。この、違法性の問題を含め、多くの問題を追及していこうと考えている。

⑤ 太田川ダム 岡本さん

- ✧ 今年三月に堤体が完成した。
- ✧ 堤体は完成したが諦めることなく、「だまされるな」、「想定外といわせるな」を合言葉に運動を継続中
- ✧ 試験湛水になったがその2週間前にダムにクラックが発生しているのを発見した。
- ✧ 県は「どこにでも見られる現象」と説明。
- ✧ 会として専門にアンケートを送り回答を求めたところ、全員が県の見解に否定的。ダムの加重と地盤の変形が原因として疑われる。以前の岩盤地滑りが原因との指摘もある。
- ✧ ダム本体の不等沈下の疑いもある。
- ✧ 全国2700箇所ダムを作ったことでダムを作るにふさわしいところなくなった。不適當なところに無理やり作っている→技術のおごり→多くの欠陥ダム。
- ✧ 未完成のところは工事報告書を毎年求めて分析することが大事。

⑥ 徳山ダム 上田さん

- ✧ 10月13日に竣工式、本格運用に入った。
- ✧ 村人達はこの姿を見て言葉がなかったという。
- ✧ 徳山にはクマタカ、オオタカに加え、イヌワシが生息しているが第二のトキになるのではという危惧がある。
- ✧ たまった水も使うアテもない。
- ✧ 揖斐川上流徳山ダムの使い途のないこの水で長良川をきれいにするというばかげた計画もある。
- ✧ 徳山ダムに長く溜め込まれた水は腐った水になる。腐った水で長良川がきれいになりますか？！詳しくは武藤さんから。

⑦ 木曽川導水路問題市民学習会 武藤さん

- ✧ 市民学習会を行っている。
- ✧ 木曽川水系連絡導水路計画が進行中である。
- ✧ 2015年完成予定、濃尾平野の北端を40キロの導水路を作る。
- ✧ 途中（交差する地点）で長良川に流すことになった。鵜飼で有名な場所にすぐ上流から泥水を流す、これは許せない。
- ✧ 渇水対策容量を成戸地点で40トン流す予定らしい。
- ✧ 徳山ダムの15トンの水需要が半分以下になった。しかしできてしまったので、その水を導水路を使って河川環境改善と称して近所の川に流す計画。
- ✧ 今後23年間、1滴も使わない上水と工水のために、岐阜県は692億円を返していく予定だ。
- ✧ 県は、「平成6年を越える、あるかも知れない渇水」対策のために金を負担することになる。
- ✧ この問題は結局のところ、長良川河口堰の運用にたどり着く。
- ✧ 絶対に導水は着工させないという行動を進めたい。

⑧ 内海ダム 佐伯さん

- ✧ 内海ダムは世界最悪の立地条件である。
- 早明浦ダムより長い堰堤を持つダムにもかかわらず貯水量は1/300。
- 堰堤は山を一つまたぐ。
- 観光地である寒霞溪（国立公園第1号）の2キロ下にできる。
- ダム予定地には3つの断層が見つかった。

- 配布したはがきを見るとその位置関係がよくわかる。
- ✧ 香川県は財政破綻状態である。2 回目の財政再建報告を出した。
- ✧ 内海ダムに 4 億円以上の予算が付いている。43 億円の付け替え道路。
- ✧ 科学的事実を踏まえた質問状を出して 4 年になるが未だに答えがない。
- ✧ その後土地収用法の申請がされた。
- ✧ 公聴会の請求をして 2 回開催されたがほとんどが反対の意見だった。
- ✧ 事業認定申請から 8 ヶ月経過しているが、いまだに事業認定されていない。
- ✧ 内海が止まれば全国のダムが止まる。
- ✧ 近いうちにある選挙では政権をひっくり返したい。

⑨ 平瀬ダム 吉村さん

- ✧ 山口県錦川（2 級河川）で進んでいる山口県営ダムで治水が主目的。
- ✧ 現状報告として転流工が 9 割完成。本体は来年三月らしいが、伸びるらしい。
- ✧ 錦川はとてもきれいな川で、ラフティングを営んでいる。
- ✧ 工事を進めている錦川総合開発事務所ではダム以外の治水方法が考えられていない。
- ✧ 上流に 3 つぐらいダムがあり、台風 14 号の時にそのダムからの放流が一気に合流し、下流が大洪水になった。ダムが洪水被害を助長した。
- ✧ これを逆手にとって、県国は平瀬ダムが必要だということにしている。
- ✧ 数人で細々と反対活動をしている。
- ✧ 原発、米軍再編問題のチームと一緒に活動し、問題の根っこは一緒ということがわかった。私たちの知らないところで、さまざまなことが進んでいる。お互い助け合って運動している。
- ✧ 原発問題でゆれている祝島は、魚場が錦川の恩恵を受けているので協力していきたい。

⑩ 辰巳ダム 渡辺さん

- ✧ 辰巳ダムの作られる犀川のとなり浅野川で今年 7 月に洪水が起こった。
- これは辰巳ダムがないからだというキャンペーンが張られている。
- 30 分で 3 メートル上がった、集中的に降った雨だった（200 年に 1 度ぐらいの豪雨）。
- 上流は山地崩壊状態だった。
- 採石場の下の砂防ダムが決壊し堆積していた土砂が流れ出した。
- ✧ 下流域では堤防を越えていない。ではなぜ氾濫になったのか。
- 堤防が切れている部分のトビラをしめるのが遅かった。
- さらに中流域ではパラペットを 30cm 越えている。
- ✧ 橋脚に引っかかっている流木を見ると河床式穴あきダム（3m×3m の穴が 2 つ）なんてとんでもない。
- ✧ 4 年前の県の流下能力調査で、堤防高が計画高水以下の危険箇所がたくさんあることが認識されていた。
- ✧ 下流域では堤防にパイピングらしき現象が 1km にわたって見られたが、県はモグラが空けた穴、とした。
- ✧ 土地収用手続きも進む中、訴訟を起している。

⑪ 吉井川 橋本さん

- ✧ 第 1 回水源連総会は苦田ダムであった。
- ✧ 3 年前にできてしまっている苦田ダム。
- ✧ 現在、河川整備計画策定の準備が進められている。
- ✧ その次のダムを画策しているのではないか。
- ✧ ムダな公共事業の予算をつぶすべく見ていきたい。

⑫ 山鳥坂ダム 有友さん

- ✧ 環境アセスの経過。環境大臣の 4 点の意見が 1 月 21 日に、それとほぼ同じ意見が 2 月 26 日に国土交通大臣から出されたが、それでは山鳥坂の自然も肱川の保全も不可能。
- やり直しを求める要望書を提出している。
- 6 月にオオタカの繁殖を仲間が確認したが、場所は誰でもわかる場所だった。
- このことからアセスがいかに杜撰だったかがわかる。

- 7月10日にこれについて公開質問状を出している。
- 回答期限を7月24日にしたが返事はない。
- 9月にE-MAIL添付で回答が来たが、簡単なモノ。
 - ✧ 6月に「公共事業チェック議員の会」の国会議員5名に来て貰い集会和視察を行った。
 - ✧ 99.47%という高い落札率についての質問を再度したが、有意義な回答はない。

⑬ 川辺川ダム・荒瀬ダム 中島さん

- ✧ 川辺川ダムについては昨日の集会で報告したとおり、知事の決断を受けて、国の中止決定を求めて運動中。
- ✧ 荒瀬ダムの件、前知事が撤去を決めていたダム。
 - 現知事が撤去撤回を打ち出した。
 - 荒瀬ダム撤去を決めた根拠は未来エネルギー研究会のHP。
 - 未来エネルギー研究会の上層部に日本大ダム会議があった。
 - 日本大ダム会議は世銀と組んでアジア各地にダムを造っている組織。
 - 大手のゼネコンは、ほとんど大ダム会議に参加している。
 - 11月22日に「荒瀬ダム撤去を実現する県民大集会」を持つ。
- ✧ ダム推進の集団とその動きに対する対応、もう一方で住民の意識を高める行動、水源連、議員の会でもこの取組が必要。

⑭ 設楽ダム 市野

- ✧ 昨日の集会で詳しく報告したとおり。

7. 15分休憩

8. 会場からの意見

矢間さん

- ✧ 豊川流域に（反対の）看板がないのは残念。
- ✧ 山鳥坂は坂本龍馬の道しるべも活用すべき。
- ✧ 映画「あらかわ」の上映など失敗したダム問題からも学ぶべき。

9. 共通問題

① 土地収用法の問題

事務局（遠藤）

- ✧ 内海、辰巳ダムに土地収用法が適用されている。以下のことが共通事項。
 - 必要性が全くない
 - 住民への説明責任が果たされていない
 - 補助ダムとしての国交省からの補助金が出ている。
- ✧ 問題点
 - 土地収用法適用に至るまで、必要性に関する説明責任がまったく果たされていない。
 - 補助ダムとして採択する際に必要性に関する説明責任がどのように扱われているのか。採択についてはJICAのガイドラインを参考にし、透明性を高めさせる必要がある。
 - 2001年改正の土地収用法の手続きにおける問題。説明責任回避を許さない、透明性を高めさせる必要がある。
 - なお、土地収用法で規定されている公聴会は他の公聴会と違い、公述人のもち時間内で起業者と質疑ができる。
 - 収用委員会は補償額を決めるだけのシステム。
- ✧ 事業認定処分の前に公開討論会を如何に勝ち取るかが最大の課題。

現場から 1 辰巳ダム 渡辺さん

- ✧ 事業説明会に対する意見書の回答がおかしい。
- ✧ 質問に対して、県は説明しているから問題はないという回答だった。
- ✧ 基本孝水流量が過大で3000年に1回になるのでは、という質問への回答
 - 回答①：辻本 28年のデータしかないのので県の数値でやむなし。
 - 回答②：宝 概ね30年間のデータが必要としか言わない。

現場から 2 内海ダム 佐伯さん

- ◇ 6月27、29日に公聴会を開催した。
- ・ 推論には答えても意味がないと県が答えた。
- ・ 公開討論会開催を要求したが、全く開こうとしない。
- ・ 洪水対策で、別当川本流では被害が全くない。
- ◇ 利水面でも治水面でも必要性がない。
- ◇ 事業認定がまだでいていない状況である。週2回聞きに行っているがいつになるかは不明。
- ◇ 担当者はにこにこしているの、認定しないのではないのか（笑）

事務局 遠藤

- ◇ 内海の場合には、さすがに起業者が説明責任を果たしていない、という意識が四国地方整備局にはあるのでは。

佐伯さん

- ◇ それについて情報は全くない。
- ◇ 公聴会が終わってから、反対派地主の弁護士に土地譲渡の交渉に来ている。

山鳥坂ダム 中野

- ◇ 水没地に土地トラストを行っている。
- ◇ 国交省から測量の申し込みがあるが断ったまま。
- ◇ 事業認定が降りていない、というのものもあるのかも知れない。

在間弁護士

- ◇ 国交省が裁量で行っているもの。
- ・ ある意味自由にできるものでもある。
- ・ 公聴会にしてもやることはやるが、中身は自由にできる。
- ・ このあたりは運動との力関係があるのではないのか。全体の中でどこまで迫れるのか、追い込めるのか、という問題になる。

辰巳ダム 渡邊寛さん

- ◇ 公聴会で賛成、反対で10人ずつ同数であった。
- ・ 無理やり動員にした賛成意見は感覚的なものだった。
- ・ 国交省にとって公聴会は情報収集の場であるから、国交省への質問には答えない、というスタンスだった。

② 穴あきダム問題

事務局 嶋津

- ◇ 穴あきダムは環境に優しいという振れこみだが、実際は決して優しくない。
- ・ 自然と景観に対する影響は、今までのダムと変わらない。
- ・ 土砂の堆積がないというが、実際には堆砂が進行していくであろう。
- ・ 水生生物への影響も間違いない。
- ◇ 洪水調節の面でも自然調節は限界があるから、有効に機能しない場合が考えられる。
- ◇ 穴あきダムの問題点について水源連ではPTを組んで調査中である。

浅川ダム 内山さん

- ◇ 30年以上、多目的ダム計画だったのが昨年2月に治水専用穴あきダムになった。
- ◇ 大きな穴を小さい穴（1.35m×1.30m 1門）にして、河床に下ろしたことで穴詰まりの問題が出てきた。
- ◇ 穴が空いているから土砂がたまらないというが、先ほどの160ミリ以下の土砂でさえほぼ全量が貯水池内に堆砂する。
- ◇ 穴があるから土砂が流れる、というのは県側の模型実験で完全に否定されている。

辰巳ダム 渡辺さん

- ◇ 辰巳ダムでも模型実験をやった
- ・ 鉛筆の片方に錘をつけて45度の傾きにして流木と見立てた。
- ・ それは全部流れたので、問題ないというひどい実験だった。

浅川ダム 中澤さん

- ◇ 河川内にたくさんの大きな石や岩がある。
- ◇ それがうまく流れるのか、一緒に調べようということを申し入れているが、

拒否された

- ◇ 益田川ダム上流には、農地防災ということで、他にもダムがあった。これは事実上穴あきダムではないか。

川辺川ダム 吉村さん

- ◇ 砂防堰堤というのは全部穴が空いている。
- 硬い木は浮かない。みんな45度で流れるわけではない。
- 砂防堰堤につまっているのはほとんど流木である。
- ◇ 穴あきダムはろくなものではないから真剣に議論する必要もない。

議長 田中

- ◇ 利水目的をなくして治水専用に目的変更をする。そのときの論法として穴あきダムが出てくる。穴あきダムも拒否されると土地収用法で強引に作ってくる。そういう動きなのではないか。

事務局 遠藤

- ◇ 土地収用法関係では説明責任をいかに果たせるか、認めさせることをやる。
- ◇ 応じない力関係がある場合、チェック議員の会に現地で公開ヒアリングを開いてもらう。大河原さんいかがでしょうか？

「公共事業チェック議員の会」の参議院議員として 大河原さん

- ◇ 双方から聞く、という場を作ることは効果があると思う。
- ◇ どうやってゆけばよいか検討したい。

まとめとしてコメント 遠藤

- ◇ 皆さんの協力を得ながら、なんとしても公開討論会を実現するよう取り組む。

③ 水害訴訟に関する報告

在間弁護士

- ◇ 庄内川と新川についての説明。合瀬川など庄内川右岸から流入していた河川を切り離してつなげて新川とした。庄内川とは新川洗堰で接している。
- ◇ 1975年の庄内川水系工事実施基本計画では洗堰を閉鎖することになっているが、現在に至るも閉鎖されていない。
- ◇ 2000年9月洪水は庄内川の洪水が洗堰をこえて新川に流入し、新川左岸16km地点で破堤したことによる災害。
- ◇ 庄内川洗堰下流では計画高水位を超えていたが、結果的には庄内川堤防には損傷がなかった。
- ◇ 庄内川左岸側から内水排除のポンプ排水約300m³/秒が流入してくる。それにより、水位が30cmほど高くなる。操作規定がなく好きなだけ排水できる。これを可能にしているのは新川洗堰からの越流が前提。
- ◇ 新川は庄内川の放水路的役割を課せられていたが、新川にはその能力がない状況であった。
- ◇ 新川洗堰を閉鎖した上でポンプ排水を可能にすると計画高水を越えて余裕高に食い込む。これを可能にすることが今後の課題。

近藤さん

- ◇ 水害被害者はどこまでやらなければならないのか。
- 荒崎水害訴訟の原告の中には、徳山ダムを造って洪水を無くしてくれといった人もいる。
- その水害常習地帯のケアとして何ができるのか、という問題にかかわることもダムを止めていく上で必要。
- ◇ 国交省は河川法を無視して、見事に淀川でその姿を見せた。
- ◇ 河川管理者が責任を取った試しがないし、裁判を起こすのも勝訴例が多摩川以外なく、きわめて難しい。しかし、水害訴訟を常態化し裁判官を現場に引っ張り出す必要がある。

- ◇ ダムを止める、だけではなく水害にも目を向けてく必要があるのではないか。

④ 淀川水系流域委員会が提起したこと

事務局から 嶋津

- ◇ 淀川流域委員会の意見書(08・4・25)は、いかなる洪水にも壊滅的な被害を受

けないように堤防強化を図ることを求めている。

- ◇ 堤防強化には「川の自然度への影響、必要以上の堤防造成《スーパー堤防など》」などの課題はあるが、この意見書は治水対策の根本的な方向変換を求めるものであり、非常に重要な意味を持っている。

岡田さん

- ◇ 淀川水系流域委員会の結論は正しい。
- ◇ どうして、こういう風になったのか？
- 個人的に宮本博司さんの存在が大きい。
- ◇ 人選の段階から公平、議論はすべて公開にした。
- ◇ しかし、宮本さんがいなくても、淀川水系流域委員会のような機能するものを日本全国につくるようにしなければならない。
- ◇ しかし、河川管理者は国交省だという。
- ◇ これを変えるには政治的な変換しかないのではないか。
- ◇ 水源連など、きちんと論破していく専門家集団組織も必要。

⑤ 費用便益の問題

事務局から 嶋津

- ◇ ダム事業は5年おきに再評価が行われているが、その際の判断基準が費用便益比である。
- ◇ しかし、その費用便益の計算はかなりいい加減である。
- ◇ 数字自体がでっち上げの場合が多い。
- ◇ たとえば破堤が何カ所にも及ぶということで氾濫被害額が計算されるが、実際には一カ所で破堤すれば水位が下がるから、破堤が何カ所にもなるということはありません。被害額が大きくなるように非現実的な仮定をおいた計算が行われている。
- ◇ 費用便益計算の抜本的改善を求める必要がある。

⑥ 河川整備基本方針・整備計画の問題、住民参加

事務局から 嶋津

- ◇ 基本方針の基本高水流量はあまりにも過大で、現実離れた数字が設定されてきている。
- ◇ 整備計画の段階でもダムを造りたいという忖度が働き、ダム優先の内容になることが多い。
- ◇ 河川整備計画の策定の段階で、ダム優先の治水対策の誤りを明らかにしていくことが必要である。

肱川の例 有友

- ◇ 肱川流域委員会の設立時には宮本さんのようにやるつもりだったのかも知れない。
- ◇ 第一回後、違う流れに押しつぶされてしまったのではないかと。
- ◇ ダムを造りたい河川は、個々の意見を聞くが、流域委員会等の結論は必要ない。
- ◇ だから「意見を聞く会」になっている。
- ◇ そんな意味で淀川水系流域委員会について国交省は（やらせすぎと）反省しているんじゃないか。

近藤さん

- ◇ 中部地整は「流域委員会つくります」という。流域委員会という名前があれば素晴らしいというわけではない。
- 委員会に環境で頑張っている人は入るが、その人に治水のことを説明しない。
- たとえ、公募をやったとしても国交省にうまくやられてしまう危険性もある。
- ◇ 流域委員会、あるいは市民という言葉だけでは弱い部分もある。運動の中で流域委員会・河川法を見ないといけない。

八ッ場ダム 真下さん

- ◇ 1年半前からの利根川流域市民委員会を作り活動してきた。
- ◇ バス見学、公聴会への対応、など意見交換をやってみた。
- ◇ 整備計画原案はまだでない。
- ◇ 公聴会でもダムを推進する意見は少なかった。そこでの反対意見を市民委員会として冊子にまとめた。

まとめとして 事務局 遠藤

- ◇ 法的には97年河川法改正で環境と住民参加が盛り込まれた。現在はまったく形骸化され、先祖がえりしている。
- ◇ これらを許さなくするのは、我々が力をいかにつけていくのかに尽きる。
- ◇ 専門性の強化、連帯の強化、「公共事業チェック議員の会」との連携なども視野に入れる。創造力を

働かしてあらゆることをやってゆくしかない。

⑦ 運動の強化拡大

- ◇ 各地の運動との連携強化
- 専門分野の支援
- 地元との関係強化
- ◇ 機関誌の発行
- ◇ 年4回発行している。各地の情報交換の場として機能させたいので情報提供をお願いします。
- ◇ 海外の連携
- ◇ Webの拡充
- 緊急の情報伝達・交換の場として活用できるようにホームページを改定中。

⑧ 役員体制

◇ 提案

顧問	矢山有作	藤田 恵
共同代表	嶋津暉之	遠藤保男（事務局長兼務）
会計	和波一夫	
会計監査	大木一俊	

◇ 質疑

有友 会計監査は2名おくものではないか？
遠藤 検討させて欲しい。次回総会で提案する。

⑨ 総会意思決定

- ◇ 以上を拍手で承認。

⑩ 議長解任

10. まとめ

① 大河原さんコメント（「公共事業チェック議員の会」メンバーとして）

- ◇ 今度の衆議院選挙は大きなチャンス。
- ◇ 「公共事業チェック議員の会」は会長が民主党の鳩山由紀夫幹事長、事務局長が社民党の保坂展人衆議院議員。連携をとってやっていける。

② 終わりの挨拶 水源連顧問 藤田 恵さん

- ◇ 素晴らしい全国の運動が展開されていると確信しました。今後がんばっていきましょう。

③ 謝辞 事務局長 遠藤

- ◇ 2日の現地見学会、全国集会、3日の総会、すべてにわたってお世話いただいた現地実行委員会の皆さんへの謝辞。

④ 顧問・矢山有作さんからのメッセージ紹介

- ◇ 今回は参加できずに残念です。全国の皆さん是非がんばっていただきたい。

⑤ 団結頑張ろう！

最後に全員で「団結頑張ろう」を元気よく唱和し、お互いの連帯を確認しました。



※総会後のオプションツアー もマイクロバス2台で下流部の視察を行った。

サドルダム問題

10 / 28 財務省ヒアリング（公共事業チェック議員の会）報告

参議院会館第4会議室において10月28日14時から15時にかけて、「公共事業チェック議員の会」主催の「サドルダム問題への予算付けに関するヒアリング」が開かれました。その報告を記します。

出席者

チェックの会：紙智子参議院議員（共産、取り仕切り）、大河原雅子参議院議員（民主）、松野議員（民主）秘書、とどろき議員（民主）秘書

財務省主計局公共事業第1係主査：左近真

説明：佐々木克之（北海道自然保護協会）

水源連：遠藤保男、

フリーライター：まさのあつこ・高橋ユリカ

「財務省に対してサドルダム関係の概算要求を認めないよう説明したい」という佐々木氏の発案で急遽「公共事業チェック議員の会」幹事長である松野信夫参議院議員事務所にヒアリング開催を求めました。10月30日解散、という風が強く流れていたことから解散前に設定するしかないということで10月28日を目標としましたがその日は松野幹事長は不在で取りまとめが不可能ということでした。サドルダム地元の紙参議院議員が担当可能ということで紙事務所が財務省等の折衝・日時と場所の設定を担当しました。あわただしいながら10月28日設定にこぎつけることができました。突然なことであったため、地元からの要請者は北海道自然保護協会の佐々木克之の副会長一人。参加可能国会議員は紙参議院議員一人、という厳しい条件でしたが、当日幸運にも、大河原参議院議員が参加可能となりました。

厳しい条件下でありながら実現に向けて労をとられた紙参議院議員と同事務所、当日何とか都合をつけられた大河原参議院議員、「公共事業チェック議員の会」としての取り組みの労をとられた松野信夫事務所にこの場を借りて感謝の意を表します。

最初に佐々木氏が、用意した資料に基づき、概算要求を認めないよう要望する根拠を説明しました。佐々木氏からの質問を受け、財務省は次のような回答を行いました。

- ・ 国交省からの説明を聞いている。地方自治体首长からの要望がある点はみないといけないと思っているが、もめている状態はよくないと考えている。
- ・ 先日各首长が要請にきたときに、名寄市長が水道水を必要と言っていたのが印象に残っている。
- ・ 11月に内部の会議を開き、12 / 20に案、12 / 24に政府原案となる。
- ・ 開発局が概算要求をした時点は見切り発車であり、漁協との調整、自然保護団体とのはなしあいなど、状況の変化があることが求められる。説明責任を果たすように伝える。

大河原議員などから「査定する基準があるか」、まさのさんからは「人口が減少しているのに水道水が必要というのは根拠に乏しい」、佐々木氏からは「サクラマスが重要資源である認識を査定において考えてほしい」、紙議員からは、「中川財務大臣が農水大臣のときに国会質問に答えてサクラマスは重要資源と答えたことを喚起したい」などの意見がだされました。

財務省が「地元首長の声を重視する」と回答したのに対して、「知事意思表示はアンケート結果とまったく異なること、流域住民の本当の声は何かをよく見る必要がある」の意見がだされました。

最後に紙議員から、「今日の説明や意見を参考にすること」、「今後国交省から出された意見を丸飲みするのではなく、それと違う意見はどうなのかも吟味してやってほしい」と述べたのに対して、財務省は「できるだけ多くの意見を聴く。国交省には『地元住民の声をよく聞いてもらいたい』と言っていく」と答えました。

なんと財務省でダム関係の予算を担当しているのは左近主査を含めてたった二人とのこと。予算配分の条件に「住民への説明責任」などがあるはずありません。「説明責任を果たすよう申し入れるが、どんなに住民からクレームがあっても、『それでも必要』と知事が判断している場合は尊重せざるを得ない」というのが財務省のスタンスでした。

補助ダムについてもここが予算貼り付けを担当。「土地収用法を適用している補助ダムは説明責任を果たしていないことの象徴。ヒアリング終了後に「土地収用法を適用している場合は補助予算をつけない、としなければ説明責任は果たされない」と左近氏に話したところ「辰巳ダム、内海ダムのことですね。『土地収用法を適用してまでどうしても必要』という知事の強い意志の表れと思われる。むずかしい。」

「流域住民との合意」「説明責任の履行」をはたしていない事業への国家予算貼り付けを中止させる取り組みの必要性をつくづく感じました。

財務省は予算要求者・事業推進側からの要請をたくさん受けているが、異論があること自体を知る機会が少ない。財務省の予算担当者にその事業に対して異論があることを知らせることそのものに意義があると思います。

水源連はこれまでに財務省への要請はほとんど経験していません。今回のサンルダムを契機として、今後は概算要求時の取り組みを前向きに検討したいと思います。

文責 遠藤保男

補足

12月19日のサンルダムへの予算張付についての北海道新聞記事があります。

北海道新聞 12.19 夕刊

……。ただ'下流の北るもい漁協は慎重姿勢で財務省は「漁協の全面的な同意がなければ予算執行を保留する」と条件を付けた。国土交通省北海道局水政課も「予算化イコール着工ではない。漁協に説明を続ける」との姿勢だ。……………

「漁協の全面的な同意がなければ予算執行留保」、これは今後の私たちの運動にとって活用できることと思います。この枠を広げさせることも含め、反対運動を切り開きたいものです。

12月17日、「公共事業チェック議員の会」例会で水源連が報告

2008年12月17日に開かれた「公共事業チェック議員の会」の例会で、水源連からダム問題の全国の様態を報告すると共に、当面の課題に向けて「公共事業チェック議員の会」に取り組んでいただきたい事項を提起しました。

昨年のも源連総会でおされた報告と問題を基本にすえ、下記レジメを配布して報告・要請をおこなっていました。

以下、当日配布したレジメ

ダム問題全国の様態と「公共事業チェック議員の会」へのお願い

2008/12/17 水源連 遠藤保男

1. ダム問題全国の様態

1) 川辺川ダム、大戸川ダム等、ダム中止へ向けた動き。

- ① 首長（知事・市町村長）による意思表明「ダム中止を求める」
 - 「地方からの要望」を根拠にしていた国交省が認めない。
- ② 現地生活再建対策に関連した法律がない。
 - 現地が中止に賛同しない根拠。

2) 説明責任を放棄して強権的な計画推進

- ① 土地収用法の適用
 - ◎ 辰巳ダム（石川県営）
 - 現状
 - ・ 石川県収用委員会開催中。
 - ◎ 内海ダム再開発（香川県営）
 - 現状
 - ・ 四国地整・事業認定処分作業中 2008年3月に事業認定申請が香川県から四国地整に出されたが、8ヶ月過ぎた現在も未処分。たてまえは3ヶ月。
 - ・ 公聴会以降の四国地整による諸手続き（専門家への意見照会、社会資本審議会公共事業部会への諮問）は非公開。
 - ◎ 共通事項
 - 補助ダム
 - ・ 補助ダムとして指定する際の条件に「説明責任の履行」が含まれていない。
 - ・ 補助ダム指定時に第三者機関・住民がまったく関与していない。
 - ・ JICAの審査会を参考にしたい。
 - 土地収用法
 - ・ 事業認定処分の条件に、「説明責任の履行」が含まれていない。
- ② 説明責任放棄・公開討論会放棄
 - ◎ 補助ダム
 - 辰巳ダム、内海ダム再開発、太田川ダム
 - ◎ 直轄ダム
 - 山鳥坂ダム、設楽ダム、

3) 河床式穴あきダム

- ① 「環境にやさしい」というごまかし策（川辺川ダム）、足羽川ダム、山鳥坂ダム、（丹生ダム）、浅川ダム、辰巳ダム、最上小国川ダム

など

- ② 多くの場合が利水目的を喪失したダム計画の延命

4) 河川環境保全を主目的としたダム等計画が多くなっている。

霞ヶ浦導水路、設楽ダム、木曽川水系連絡導水路

5) 地質を無視した立地

- ① 補助ダム

大田川ダム（静岡県）、浅川ダム（長野県）、辰巳ダム（石川県）

- ② 直轄ダム

八ッ場ダム、設楽ダム、川辺川ダム

6) 河川整備計画策定の問題

- ① 流域委員会意見を無視

近畿地方整備局 淀川

- ② 引き伸ばし

利根川 八ッ場ダム計画等は着々と進行

対称 淀川：河川整備計画策定中は新たな段階に進まない

7) 八ッ場ダム訴訟

東京、茨城は年度内判決の可能性大

2. 対策：「公共事業チェック議員の会」への協力お願い

1) ダム中止を勝ち取るために

- ① ダム中止後の現地生活再建法の策定

- ◎ 知事がダム中止を要望 ← 地元が中止に難色

川辺川ダム、大戸川ダム

- ◎ ダム計画に依存するしかないとする地元

上記および八ッ場ダムなど

- ② 淀川水系流域委員会「意見」を治水の原則にする

- ◎ 「被害を最小限に食い止める」

- 耐越流堤防への強化

- 流域対応など（河道掘削、堤防整備、遊水地の活用、霞堤・・・・）

- ◎ ダムは最後の手段

2) 強権的な計画推進→現地での公開ヒヤリングの開催

- ◎ 補助ダム

- 辰巳ダム、内海ダム再開発、太田川ダム

- ◎ 直轄ダム

- 山鳥坂ダム、設楽ダム、

3) 河川整備計画策定の引き伸ばし→策定完了まで現行事業（生活再建以外）の凍結

利根川水系河川整備計画は策定途中で作業が止まっている。その間に八ッ場ダム等の事業は着々と進行している。策定完了まで現在進行中の事業はストップするよう働きかけて欲しい。

3. 参考資料

1) 川辺川ダム関係 081214 記事

① 川辺川予算 国交副大臣「満額は困難」...五木村振興策に影響も

金子恭之国土交通副大臣は13日、2009年度政府予算で概算要求している川辺川ダム関連事業費について、「満額確保は難しい」と述べ、減額される可能性が高いとの見通しを示した。関連事業では、ダム事業の調査・設計のほか、水没予定地を抱える五木村の基盤整備が行われており、振興策に影響が出ることも予想される。

熊本市で13日に開かれた県関係の自民党国会議員と蒲島知事らとの懇談会に出席後、報道陣に語った。

五木村の基盤整備の進捗率（事業費ベース）は、付け替え道路が85%、代替農地が70%。国交省は09年度概算要求で、ダム本体工事費については6年連続で見送ったが、関連事業費は今年度当初予算と同額の34億円を計上している。

ダムを巡っては、蒲島知事が9月県議会で建設反対を表明。これを受け、金子国交相は「（ダムが中止になれば）ダム事業の延長としての再建事業はできない」と明言し、五木村の振興策が焦点となっている。

金子副大臣は13日、「（知事の反対表明の）影響はもちろんある」と述べた。一方、蒲島知事は懇談会后、「予算確保が厳しいとの印象は持っていない」と話した。

（2008年12月14日 読売新聞）

② 09年度予算案 村長ら、五木村振興費確保を要望

二〇〇九年度政府予算案の編成を前に自民党県連は十三日、川辺川ダムに関連する五木村の生活再建基盤整備事業費の確保に向け、党所属の県関係国会議員八人と蒲島郁夫知事、和田拓也五木村長らによる緊急懇談会を熊本市の熊本テルサで開いた。

同村長らが事業費確保を訴えたのに対し、国会議員からは概算要求時の三十四億円の全額確保は厳しいとの見方が示された。

懇談会には県議や五木村議、県幹部を含め約三十人が出席。和田村長が「道路整備や農地造成は以前からの約束。守っていただきたいが、要求どおりに確保されるか危惧している」とあいさつ。蒲島知事、児玉文雄党県議団長も関連事業費の確保を訴えた。

その後の意見交換は非公開。終了後、国土交通副大臣の金子恭之衆院議員（熊本5区）は「一般的に概算要求どおりの予算確保が厳しいのに加え、（ダム建設反対の）知事表明の影響がある」と述べた。和田村長は「財務省の考えなどを聞き、さらに予算確保が厳しいと受け止めた」と言い、再度の要望活動を検討するとした。

一方、懇談会では与党水俣病問題プロジェクトチーム座長の園田博之衆院議員（熊本4区）が、十八日に半年ぶりの会合を開くことを報告。水俣病未認定患者の新救済策の実現に向けあらためてチッソの説得に当たると説明したという。（小多崇）

（熊本日日新聞 2008年12月14日）

2) 川辺川ダム関係 081215 記事

① 五木村整備を国がストップ、川辺川ダムに知事反対で

<http://kyushu.yomiuri.co.jp/news/national/20081216-OYS1T00418.htm>

熊本県相良村に国土交通省が建設を予定している川辺川ダム計画で、蒲島郁夫知事が反対表明した9月以降、国がダム関連事業として実施している水没予定地・同県五木村の生活基盤整備事業の予算執行を見送っていることが分かった。

同省九州地方整備局によると、今年度の同事業費約34億円のうち、約10億円を執行し

ていない。ダム湖にまたがる橋の橋脚基礎、代替水源の整備、付け替え村道などについて発注を見合わせているという。

同整備局は「予算は五木村が水没することを前提に確保している。

（知事の反対表明で）状況が変わった中で、無条件に事業を進めるべきでないと判断した」と説明。「県と協議して工事の優先順位などを決めたいと考えていたが、協議に応じないため、やむを得ず工事を見送った。しかし、凍結ではなく、必要と判断した事業は今後も進める」としている。

五木村の基盤整備事業について、蒲島知事は「国の責任で引き続きダム関連事業として取り組むべきだ」と訴えているが、国は「ダム計画が中止になれば、関連事業としての基盤整備は出来ない」と明言し、議論は平行線となっていた。

（2008年12月16日 読売新聞）

② 国交省、五木村再建予算を凍結 知事のダム反対表明受け

<http://kumanichi.com/feature/kawabegawa/kiji/20081216001.shtml>

蒲島郁夫知事が川辺川ダム建設への反対を表明した九月以降、国土交通省が同ダム事業の一環で進めている五木村の生活再建関連事業の予算執行を凍結していることが十五日、分かった。

同省川辺川ダム砂防事務所（相良村）の豊口佳之所長は「国として知事表明を重く受け止めており、水没を前提にした事業の実施は予算の性格上、できないと判断している」と説明。予算凍結の理由が知事の反対表明にあることを認めている。

同事務所によると、二〇〇八年度の同ダム事業費三十四億円のうち未執行分は約十億円。これに伴い、年度内の実施を予定していた▽頭地大橋（県道）の橋脚基礎▽代替地水源（元井谷）一などの工事発注を見合わせている。村内ではこのほか国道445号付け替えや代替農地造成などが残っている。

知事は、ダム建設が中止の場合でも五木村の生活再建対策は「国の責任で続けるべきだ」と主張しているが、同省は「ダム事業での実施は困難」との立場を崩していない。

知事はこれまでに五木村振興について「国、県による協議の場を設ける」と言明している。しかし、豊口所長によると、ダム事業以外での村の生活再建の進め方を含めた協議を県に再三申し入れてきたが、県側が応じなかったという。

同省は来年度政府予算にも三十四億円を概算要求していることについて、金子恭之・国交副大臣（衆院熊本5区）は知事表明による影響を念頭に「要求通りの予算確保は厳しい」との見方を示している。

一方、県は五木村振興に関し、「県がかかわるのは産業育成などのソフト対策であり、ダム計画に基づく道路や橋などの基盤整備は国の役割」（県川辺川ダム総合対策課）との認識。国が働き掛けている協議に乗らないのも、「本来、基盤整備は国が進めるべき事業だけに、県のかかわり方は慎重に検討する必要があった」と説明している。

現在は県も協議自体には同意している。ただ、同課の古里政信課長は「国が知事表明を重く受け止めたとする点は理解するが、村の基盤整備はダム本体建設の有無にかかわらず計画通り進めてほしい」と国に求めている。（川崎浩平、小多崇）

●強い怒り覚える 和田拓也五木村長の話

ダム中止が決まったわけではないのに、なぜ予算を凍結するのか。強い怒りを覚えている。国と県の駆け引きによって翻弄〔ほんろう〕され、困るのは五木村だ。知事だけでなく、ダムに反対した人吉市、相良村の両首長も、五木の振興に協力すると言うのであれば、村の基盤整備がこれまで通りダム事業で推進されるよう国に働き掛けてほしい。

【写真】本年度、一部工事に着手したものの、完成に至っていない国道445号付け替え工事＝五木村九折瀬

熊本日日新聞 2008年12月16日

球磨川荒瀬ダム撤去計画撤回を回避するには

球磨川の荒瀬ダム（発電用の堰）で問題になっているのは水利権更新を取りやめてダムを撤去することになっていたのだが、その予算措置が無理なので撤去計画を撤回し、水利権を更新して発電を続ける、と蒲島知事が方向転換を示しました。県民は約束違反と撤去撤回の撤回を強く求めています、県はそれを無視して九州電力と売電協約を12月に取り交わしています。

地元から得られた情報を基に、「水利権更新は行わない。撤去予算措置ができるまでゲート開放」という次善の策が法的に可能か調べました。

水利権を行使しなくなった場合についての対応が河川法31条に定めてあります。

「水利権更新は行わない。撤去予算措置ができるまでゲート開放」には第三十一条の第2項が適用さ

第三十一条

第二十六条第一項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

参考

第二十六条

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

れるわけですが、荒瀬ダムの場合はゲート開放により洪水時の流下障害がなくなるので、河川管理上の大きな問題はないはずであり、直ちに撤去をしないと違法ということにはなりません。九州地方整備局に届け出て、相手の出方を待ち場合によっては協議する、という道筋があると思われます。

その一例として幌内ダムがあるという情報は得ていました。そのほかにもこのような前例、「水利権行使を取りやめたが、水門開放状態のままにして撤去していない事例」を提示できれば、九州地方整備局と交渉しやすいはずです。「公共事業チェック議員の会」の松野信夫事務所にそのような事例を調べていただきました。

その結果、国直轄区域には存在せず、知事管轄区域に下表に示す先例があることが分かりました。調査もとは国交省です。なお、

これらの先例を活かして「水利権更新は行わない。撤去予算措置ができるまでゲート開放」を次善の

水系	河川	所在県	施設名称	施設種類	完成年	元目的	元所有者	現所有者
菊川	牛湫川	静岡県	鹿島堰	可動堰	S36	かんがい (慣行水利権)	用水組合	掛川市
矢作川	矢作川	愛知県	旧明治頭首工	石造	M 34	かんがい	土地改良区	土地改良区
庄内川	庄内川	岐阜県	第4予備取水施	設固定堰	S37	上水道	多治見市	多治見市
鈴鹿川	鈴鹿川	三重県	太岡寺頭首工	固定堰	S30	かんがい (慣行水利権)	個人	水利組合
幌内川	幌内川	北海道	幌内ダム	重力式コンクリートダム	S29	発電→ (砂防ダム)	雄武枝幸町 電力農協	北海道

策と位置づけた運動の可能性を探ることも一案であると思います。このような情報があれば、皆さん提

供をお願いいたします。

なお、幌内ダムは北海道電力からの電力供給により採算が合わなくなった発電を雄武枝幸町電力農協が取りやめてしまったので、北海道の管理とし、ダムはそのままにしてゲートを取り除き、砂防ダムとして活用しているとのこと。

「撤去を前提とした（水利権切れ）構造物の存置についての許可は取れないのか。」という松野信夫事務所からの間にたいしては「河川法第24条土地の占有の許可、同第26条工作物の新築等の許可があるが、撤去の担保として撤去計画を示す必要がある。」という回答でした。

河川法より

（土地の占有の許可）

第二十四条

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占有しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第二十六条

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築

二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築

三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第一項の許可の申請又は第九十五条の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

4 第一項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設（樹林帯を除く。）を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域（次項及び次条第三項において「特定樹林帯区域」という。）内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。

5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

期限はあるでしょうが「水利権更新は行わない。撤去予算措置ができるまでゲート開放」は可能なはず。「撤去予算の目処が立たない」ことを撤去凍結の理由としているのですから、熊本県がその気になって撤去計画を策定するのが当然です。その姿勢がまったく見られないのは実に不思議なことです。

撤去撤回の理由に「財政難」をこえる理由があるのであれば、県はそれを明らかにするべきです。

（文責 遠藤保男）

1. はじめに

この一年、全国の反ダム運動は振幅の大きい展開を見せています。

川辺川ダム問題では長年の反対運動が 8 月末から 9 月にかけて、「川辺川ダム中止・白紙撤回を求める」という、相良村・人吉市・熊本県の首長判断を引き出しました。

「流域住民の圧倒的なダム反対の声を無視することは困難」とした相良村・人吉市・熊本県の 3 首長の賢明な判断とは正反対な対応が全国で続いています。

淀川水系流域委員会は「治水面でのダム効果は小さい。洪水による致命的な被害を引き起こさない治水対策が最優先されるべき」として計画原案の見直しを求めたにもかかわらず、その意見を近畿地方整備局は無視して「ダム建設は妥当」とした内容の淀川水系河川整備計画案を発表しました。この近畿地方整備局の「見切り発車」に対して全国から撤回を求める声が同地整に寄せられました。

「西の川辺川ダム」に並び称されている「東のハッ場ダム」は 1 都 5 県における公金支払い差し止め訴訟は証人尋問の大半が終わり、結審を迎えるところも出始めています。訴訟では原告側がハッ場ダム計画の不要性を浮き彫りにしてきました。しかし、事業は進んでいます。関東地方整備局が住民を排除した有識者会議を設置して利根川水系河川整備計画の策定作業に取り組み始めたのは 2006 年 11 月のことでしたが、その手法に多くの批判が寄せられたこともあり、作業は事実上中断したままになっています。河川整備計画策定段階で論議されるべくハッ場ダム・湯西川ダム・思川開発（南摩ダム）・霞ヶ浦導水等に対する訴訟など反対運動の高まりを意識してのことと見るのが妥当でしょう。淀川の場合と同様に、「整備計画策定中には計画事業を新たな段階には進めない」を勝ち取らねばなりません。

この一年のなかで特に許せないことは、辰巳ダムと内海ダム再開発への土地収用法の適用です。両ダム計画とも補助ダムであること、事業目的が喪失していること、流域住民の公開討論会開催要請をそれぞれの起業者（石川県・香川県）が徹底して拒否していること、などが共通しています。起業者が説明責任をまったく放棄し、土地収用法を適用して強行しているダムに補助金をつける国の追及も必要です。起業者と補助金をつける国に対して、説明責任の履行を強く求めていかねばなりません。

設案ダム計画や木曽川水系連絡導水路計画は、「河川環境保全」が主たる事業目的になっています。ダムなどの河川構造物が環境破壊をもたらしていることを棚に上げたとんでもないこじつけです。淀川水系木津川に予定されている川上ダムは、淀川水系のほかのダムの堆砂除去の際に有効活用できることを同ダムの主な必要性の一つにあげています。このように何でもかんでもダム建設の理由にこじつけてしまう国土交通省、これに対抗して、その誤った河川行政を変えさせるために、知恵を出し合いましょう。

各ダム計画に共通していることの一つとして滅茶苦茶な便益／費用計算がまかり通り、それによってダム事業の継続にゴーサインが出ていることです。現実にはありえない状況をもとに計算した途方もなく莫大な便益、環境に与えるマイナス要因を算定しないことによる便益の過大評価、もしくはマイナス要因回復に要するコストを見積もらないことによる費用の過小評価……。このような便益／費用計算を許さない取り組みも必要です。

この一年、全国現地の状況に即応する形で、抗議文や要請書の提出を呼びかけました。衆議院選挙に向けて、全国に要請団体を募って各野党にマニフェストへの記載事項の要請書を提出しました。なんと 96 もの団体が要請団体になりました。全国をつなぐ、全国から意思表示ができる場・機会の提供につとめました。

2. 活動報告

2007 年総会以降の水源連としての活動を順を追って記します。

◇ 「高木仁三郎市民科学基金」、「パタゴニア日本支社」からの助成金

2007 年総会を受けて、「穴あきダム調査」を実施することを目的に水源連内外のメンバーで「穴あ

きダム特別調査チーム」を結成すると共に、「高木仁三郎市民科学基金」に助成金を申請して年間 70 万円の助成を受け、調査活動を始めました。3 月 15 日から 17 日にかけての足羽川ダム予定地と辰巳ダム予定地への調査、7 月には京都で実施された浅川ダム模型実験の調査を行いました。

水源連活動全般を支える資金として「パタゴニア日本支社」の助成金を申請し、年間 40 万円（4 月）の助成を受けることができました。この助成金を有効に活用していきたいと思います。

◇ 辰巳ダム（石川県）・内海ダム再開発（香川県）に土地収用法適用

最大の問題は辰巳ダム事業と内海ダム再開発事業についてそれぞれの起業者（石川県、香川県）が土地収用法を適用したことです。両事業とも補助ダムです。水源連は両ダム事業計画について当初から水源連総会・全国集会を開催し、問題のある計画、不要な計画、その中止を求めてきました。辰巳ダム関係では共有地運動が展開され、内海ダム再開発関係では立ち木トラストが展開されています。多くの水源連の会員の皆さんが参加されていることと思います。

辰巳ダム事業の場合は土地収用法上の事業認定処分が下り、起業者である石川県は県の土地収用委員会に土地収用裁決申請を提出しました。地元ではこの事業認定処分の取り消しを求める裁判を 5 月 20 日に提訴し、今、裁判が進行しています。水源連は辰巳ダム事業の目的である「治水」について、そのまやかしを明らかにする作業の一部を支援しています。

水源連は全国の仲間の皆さんに、石川県知事に対して「辰巳ダム事業について収用裁決申請の提出断念」を求める要請書の提出を呼びかけました。

内海ダム再開発事業では香川県が事業認定申請を四国地方整備局に提出したことを受け、四国地方整備局が土地収用法 21 条・22 条・23 条に則って、関係者からの意見受け付け、公聴会開催、学識経験者への照合など、事業認定処分を下すための前段階の作業を進めています。

公聴会に水源連事務局からもエントリーし、6 月 29 日に遠藤が治水面の虚構と住民無視の事業推進について公述しました。この公聴会は起業者に対して質問し、起業者が答える、と言う方式も採用されているので、質問事項の一部を提示してその回答を求めたところ、香川県はその質問に答えるどころか「（遠藤の）公述は推論である。県は認めない」と発言。「推論と言うのであれば公開討論会に県は応ずるべき」と反論しましたが、県は「公開討論は行いません」と回答。これには会場から大きなブーイングが渦巻きました。

この県の対応に対して、ダム反対の公述をした公述人連名で 7 月 1 日に四国地方整備局に対して討論形式の公聴会開催を要請しましたが、四国地方整備局は「話の趣旨は理解できるが、土地収用法に基づいて双方の意見は聞き終え、これを判断材料にするから、再度公聴会を開催する意向はない」と答えてきました。

水源連は全国の仲間の皆さんに、香川県知事に対しては「事業認定申請の取り下げ」を、四国地方整備局に対しては「事業認定申請却下」を求める要請書の提出を呼びかけました。

◇ 「川辺川ダム事業に関する有識者会議」への対応 水源連事務局、傍聴と意見書提出協力開始。

現熊本県知事である蒲島郁夫氏は熊本県知事選で、「知事に当選したならば、流域住民の意見、市町村長の意見、有識者会議を設置して各界の専門家の意見、など多くの意見を聞いて半年後に川辺川ダム計画への対応を明らかにする」と公約しました。2008 年 5 月 15 日に「川辺川ダム事業に関する有識者会議」が東京都千代田区麹町で発足しました。委員は 8 人で、知事が人選。選ばれた委員は外国人一人を除くと全員が東京大学関係者で球磨川・川辺川をよくは知らない人ばかりです。委員全員の仕事場が東京であるため、有識者会議は熊本県民の傍聴不可能な東京での開催となっています。現地視察以外の全会議を水源連事務局メンバーが傍聴し、その状況を現地に伝えると共に、現地が意見書等を出すときの支援を行いました。

この有識者会議は 8 月 22 日に最終会議をもち、まとめを行いました。その内容は、「ダムによる治水対策が合理的な選択肢である」、「環境影響の少ないダムが望まれる」としたうえで、「ダムなしもありうる」と付け加えたものです。このまとめに対しては 3 委員が批判的で、ダムに対して否定的な個人意見を出しました。

◇ 「ハッ場ダム建設事業の転流工着工の中止を求める（抗議文）」提出

国土交通省はハッ場ダム建設事業の転流工着工の祈願式を2008年6月4日に行うことを明らかにしました。水源連はこの転流工着工をハッ場ダム建設の新しい段階に入るものと捉え、利根川水系河川整備計画策定中に本体着工に向けた新たな段階である転流工着工を中止することを求める要請書を2008年5月30日に国土交通大臣に提出しました。

◇ 熊本県知事の「兼営荒瀬ダムの撤去方針を凍結」への対応

6月4日、熊本県知事は県営荒瀬ダムの撤去方針を凍結し、発電事業を継続する方向で再検討すると発表しました。代替の架橋工事等も含む撤去費用が80億円近くにかさむことなど「県財政再建」「温暖化対策」を理由に上げています。「県営荒瀬ダムの撤去」は同ダムの水利権更新時にその更新を申請せずに撤去することを熊本県として正規の手続きを踏んで決めたことであり、流域住民・関係者はもちろん、熊本県民・全国民から環境保全と治水対策の両面から高い評価を得ていました。水源連はこの熊本県民との一方的な約束反故に対し、抗議・要請書を熊本県知事に提出すると同時に、全国の仲間に、熊本県知事への抗議・要請書を提出されるよう、呼びかけました。

◇ 近畿地方整備局の「見切り発車」への対応

2008年6月20日、近畿地方整備局は淀川水系流域委員会が4月20日に提出した意見書を無視し、最終意見書の提出を待たずに（見切り発車して）、「淀川水系河川整備計画（案）」を流域関係府県に提示しました。この近畿地整の行為は、2001年以来、淀川の在り方を真摯に検討してきた同委員会のすべてを踏みにじるものであり、同委員会と同整備局との共同作業に期待をかけてきた国民を欺くものです。

水源連はこの近畿地方整備局の暴挙に対して「抗議と淀川水系河川整備計画（案）の取り下げを求める要請文」を6月27日に提出しました。翌28日に流域関係2府4県（大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・三重県）に対して、「淀川水系河川整備計画（案）の撤回と、流域委員会の意見書に真摯に答える計画原案の再提示を近畿地方整備局に求める要請書」を提出しました。併せて、マスコミに通知しました。水源連MLなどで、これらの行動を知らせると同時に、近畿地方整備局への抗議・要請文提出と2府4県への要請文提出を呼びかけました。

今回の「見切り発車」はその手続きの面からも、また、ダム計画をゴリ押し面からも、「河川行政の反動化」を示す重大な局面となっています。

◇ 熊本県知事蒲島郁夫氏の「川辺川ダム計画白紙撤回」表明を受けての水源連声明

2008年9月11日、熊本県の蒲島知事は熊本県議会初日の本会議の場で、選挙公約に挙げていた「川辺川ダムについての判断」として、「計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきだ」と建設反対を正式に表明しました。その根拠として、「治水対策として守るものは人命・財産とともに球磨川も含まれる。球磨川は宝である」としています。私たちは、この表明を、流域住民の意思を尊重・反映したものとして高く評価すると共に、球磨川流域住民の皆さん、熊本県民の皆さんが築いてきたダム反対運動の成果として捉え、水源連声明を発表しました。それを資料として後ろに掲載します。

蒲島知事が「計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべき」を正式表明する前に、人吉市の田中信孝市長が9月2日に市議会で、川辺川ダム建設予定地の相良村の徳田正臣村長が8月29日に村役場での会見で、異口同音に「現時点でダムは容認しがたい」との見解を表明しました。3首長とも球磨川・川辺川が流域住民にとってかけがえのないものであり、ダム建設によって悪影響を与えてはならない、としています。

「流域住民の長い闘いが、流域自治体の首長に『川と住民の関係のあり方』を認めさせた」、という最高の結果になりました。

◇ 全野党へ「マニフェストへの記載要請事項」を96団体と共に提出

11 月末ごろに解散・総選挙？それに間に合わせて水源連の政策要求を総会で確認して各野党のマニフェストに反映させたい、と私たちは構えていました。

ところが、福田内閣にかわって麻生内閣が 2008 年 9 月 24 日に発足。国会冒頭で解散？という推測が強まり、衆議院選挙に向けての水源連として緊急に対応をとということになりました。

急いで各野党への要請文を作成し、FAX で 9 月 25 日に送信。要請団体は全国から募って 9 月 29 日に送付することにしました。送付した政党は、民主党、日本共産党、社民党、国民新党、新党日本です。

水源連の団体会員はもちろん、全国で河川・ダム問題と取り組んでいる団体に対して要請団体になるように働きかけました。互いに声をかけていただき、要請団体数はなんと 96 団体に達しました。

全国いたるところで現在の河川行政に対して批判が渦巻いていることが分かりました。

この要請行動についてはマスコミにも知らせました。

要請書と要請団体を資料として後ろに掲載します。

◇ 「公共事業チェック議員の会」との連携

水源連は超党派の国会議員連盟である「公共事業チェック議員の会」と連携をとり、各地のダム等問題を国会の場で追及、あるいは私たちダム反対団体、国交省などからのヒアリング、現地視察等に取り組んでいただいています。「公共事業チェック議員の会」は、現地視察を行った川辺川ダム、八ッ場ダム、山鳥坂ダム、内海ダム再開発について、2008 年 9 月 29 日に国土交通大臣に対して、中止もしくは厳格な再検討を求める要請書を提出しました。要請書を後ろに資料として掲載します。

3 運動の拡大・強化

- ① 各地の運動との連携強化
- ② 会員拡大
- ③ 機関紙発行（年 4 回発行。発行部数増えている。会員拡大にも有効）
- ④ 水源連パンフレット「ダムは要らない」（頒価 100 円）の活用
- ⑤ 海外との連携（水源連は RWESA-JAPAN に加入している。日本でダム建設が難しくなると、公害輸出と同じく、海外へのダム輸出が進む。ダム輸出を対象とした取り組み）
→ RWESA-J の意見交換会を企画する。
- ⑥ ホームページの確立（現状は即時性がない。なんとか確立を図りたい）
→ 現在改定版作成中

4 今年度の役員体制〔案〕

顧問	矢山有作	藤田 恵
共同代表	嶋津暉之	遠藤保男（事務局長兼務）
会計	和波一夫	
会計監査	大木一俊	（弁護士） 新設

水源連緊急声明

熊本県知事蒲島郁夫氏の「川辺川ダム計画白紙撤回」表明を受けての声明

昨日 2008 年 9 月 11 日、熊本県の蒲島知事は熊本県議会初日の本会議の場で、選挙公約に挙げていた「川辺川ダムについての判断」として、「計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきだ」と建設反対を正式に表明しました。

「川辺川ダム白紙撤回」を求める根拠として同知事は、「人吉・球磨地域に生きる人々にとって、球磨川そのものが、かけがえのない財産であり、守るべき宝」をまず第一に挙げ、「地域独自の価値の尊重が幸せをもたらす」としています。その上で、「住民のニーズにこたえうる『ダムによらない治水』のための検討を極限まで追求される姿勢で臨むよう、国土交通省に対し強く求める」としています。

これは、今日の蒲島知事の判断表明に先立って行われた、8 月 29 日の相良村の徳田村長、9 月 2 日の人吉市の田中市長の相次ぐ「川辺川ダム NO」表明と同じ視点に立つものです。

「川を河川工学上の治水対象としてみるのではなく、流域の生活・文化・歴史・経済の根幹としてとらえる中ではじめて、その川にふさわしい治水対策を考えることができる。それは決してダムではない。川辺川ダムによる治水は球磨川を価値のないものにしてしまい、流域住民に幸をもたらさない」、おおよそこのようなことが、徳田村長・田中市長・蒲島知事による「川辺川ダム白紙撤回」声明の根底にある共通認識でした。

私たちが最も敬意を払うのは、球磨川流域住民・熊本県民の粘り強い「川辺川ダム反対」の運動です。この運動のうねりがあったからこそ、潮谷義子・前知事がダム計画への異論を言い続け、矢上・前相良村長、徳田相良村長、田中人吉市長、そして昨日の蒲島知事が「川辺川ダム反対」「川辺川ダム白紙撤回」を表明したのです。流域住民・県民の長年にわたるダム反対運動が川辺川ダム依存の利水計画を葬り、川辺川ダム依存の治水対策を葬りました。そして球磨川の川漁師たちは国に漁業権を明け渡すことを拒否し、熊本県収用委員会において国をして収用裁決申請取り下げにまで追い込みました。その原動力は「球磨川・川辺川とともにその地域の生活が成り立っている。球磨川・川辺川をこれ以上痛めつけることはまかりならぬ」「ダムは洪水被害を拡大する」という流域住民の揺るぎのない認識でした。

2 年にわたる川辺川ダム住民討論集会は川辺川ダム計画に科学的根拠のないこと、川辺川ダムは川辺川・球磨川そして有明海を死に追いやることを熊本県民に、全国民に明らかにしました。球磨川水系河川整備基本方針検討委員会は 1 年を超す審議で、住民討論集会において住民側が提示した対論の全否定に主眼を置き、住民側から毎回提出された意見書にまともに答えることなく、国土交通省の原案をそのまま容認しましたが、その結果、ますます明白になったのは国が示した基本高水流量・計画高水流量には科学的根拠がないことであり、ダムは致命的な環境破壊・流域社会破壊をもたらすことでした。川辺川ダム検討有識者会議が、「国が決めた基本高水流量にさしたる信頼性がない」「地域社会の在り方を考えるとダムに依存する治水は問題が多い」と認めたのも、元はと言えば、住民討論集会があったからこそこのことです。

昨日の熊本県知事の「川辺川ダム計画白紙撤回」表明は、まさに、球磨川流域住民と熊本県民の「川辺川ダム反対運動」の成果であり、勝利です。

この間、水源開発問題全国連絡会もこうした熊本現地の運動を支援し、全国の仲間とともに、3 度にわたって全国集会を開催するとともに、川辺川ダム住民討論集会、土地収用委員会、球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会、川辺川ダム検討有識者会議に対して様々な支援の取組みを行ってきました。

た。これからも、最終的な「ダム計画中止」確定まで、ともに運動を進めていくものです。

国土交通省は川辺川ダム計画がもはや流域住民にも流域自治体にも、そして熊本県にも受け入れられないことを謙虚に受け止め、川辺川ダム計画を速やかに撤回し、五木村と相良村の村民の生活再建に万全の対策をとることを求めます。

2008年9月12日
水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津暉之
共同代表 遠藤保男

=====

資料 野党党首への要請書

2008年9月29日

〇〇党
代表 △△ 様

水源開発問題全国連絡会
他別紙名簿記載団体

脱ダムを総選挙の公約に！

近々衆議院総選挙がおこなわれるようで、貴政党も準備に大わらわのことで存じます。

私どもは、これまでの河川行政が地域社会と自然を破壊してきたことを反省し、新たなダム・堰・導水路などに依存しない、流域住民に根差した川のあり方を求めるものです。

1997年河川法改正において環境と住民参加の視点が河川法に導入されました。しかしながら、現状は国や都道府県がダム等事業についてその必要性がないことを流域住民から強く指摘されていることを無視して、強権的に推進し、地域の自然と社会の破壊を続ける惨憺たる状況です。

これらの状況を改善することは無駄な公共事業投資にかかる財源を小児化対策、高齢者医療費対策等に振り返ることができます。

私たちはこのような状況を改善するには、政治の力が必要と考え、この選挙において貴党に下記事項を選挙公約として取り込まれることを要請いたします。

記

1. ダム・堰等建設計画の中止

下記ダム・堰・導水路等は全く不要です。直ちに中止して、現地の生活再建に専念することが急がれます。

◇ 国・水資源機構が起業者であるダム等事業

川辺川ダム、ハッ場ダム、山鳥坂ダム、吉野川河口堰可動堰化、淀川ダム群、木曽川水系連絡導水路、設楽ダム、南摩ダム（思川開発）、湯西川ダム、成瀬ダム、平取ダム、サンルダム 等

◇ 都道府県が起業者で、国が補助ダムとして補助するダム等事業

第2雪浦ダム（長崎県）、石木ダム（長崎県）、平瀬ダム（山口県）、内海ダム再開発（香川県）、辰巳ダム（石川県）、浅川ダム（長野県）、太田川ダム（静岡県）、奥胎内ダム（新潟県）、倉渕ダム（群馬県）、増田川ダム（群馬県）、最上小国川ダム（山形県）、当別ダム（北海道） 等

2. 河川整備計画策定手続きの改善

- ・ 策定中は生活再建事業以外の事業を新たな段階に進めない。

- ・ 流域住民との合意形成を大前提にする。

現在、河川整備計画の策定は従前の河川管理者の河川整備方針を強引に踏襲する形で進行し、流域住民の声をまったく聞き入れていません。1997年に河川法を改正した精神と完全に逆行しています。

河川整備計画策定はこれまでの工事实施基本計画を環境と住民参加の面から見直すことが大きな目的ですが、策定中も八ッ場ダム事業など工事が進行しています。これでは河川整備計画策定による見直しのメリットがありません。淀川水系は河川整備計画が策定されるまで、ダム計画の工事は凍結されています。これが当たり前の姿です。

川辺川ダム計画に対して、ダム予定地の相良村・最大受益地とされている人吉市・当該県である熊本県の3首長はそれぞれ異口同音に、「治水で守るべきものは流域住民の生命・財産だけでなく、住民が生活の糧を得てきた清流・球磨川も含まれる」とし、川辺川ダム計画の白紙撤回を国に求めています。この考え方は熊本県民が勝ち取ったものです。川辺川ダム計画白紙撤回は、これから予定される球磨川水系河川整備計画策定時に取り入れられて初めて、現実のこととなります。河川整備計画策定にあたっては、この川に対する考え方、河川と流域住民の関係を最重視する考え方が、その根底になければなりません。

3. 淀川水系流域委員会提言（耐越水堤防）の実現

河川整備で最も重要なことは何か。その答えを出してくれたのが淀川水系流域委員会でした。それをきらって拒否しているのが近畿地方整備局です。

淀川水系流域委員会の提言主旨は

- ・ どんな洪水時でも、人命を損なう致命的な災害になることを防ぐ。
- ・ 人命を損なう致命的な洪水災害は、堤防の破堤が原因になっている。
- ・ 破堤を食い止めるには耐越水堤防が有効。
- ・ ダムによる効果はきわめて少なく、想定外洪水にはかえって危険。
- ・ よって、河川整備の最優先事項はダム建設ではなく、耐越水堤防の整備。

というものです。

この提言こそ、治水対策として最優先されるべきです。

連絡先

〒102 0093 東京都千代田区平河町1-7-1-W201

水源開発問題全国連絡会

電話 03-5211-5429

要請団体：別紙

要請団体一覧表				
	団体名	肩書	代表者名	都道府県
1	(社)北海道自然保護協会	会長	佐藤 謙	北海道
2	NPO法人地域学習センターゆーらっぷ	代表	原 久太郎	北海道
3	サンルダム建設を考える集い	代表	渋谷静男	北海道
4	サンル川を守る会	代表	橋本泰子	北海道
5	下川自然を考える会	代表	千葉永二	北海道
6	環境学習石城塾	代表	石城謙吉	北海道
7	市民森づくりクラブ	代表	樫見由美子	北海道
8	十勝自然保護協会	会長	安藤御史	北海道
9	当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会	代表幹事	安藤加代子	北海道
10	北海道の森と川を語る会	代表	小野有五	北海道
11	北方森林鳥類調査室	代表	望月達也	北海道
12	遊楽部川の自然を守る会	代表	稗田一俊	北海道
13	流域の自然を考えるネットワーク	代表	宮崎 司	北海道
14	成瀬の水とダムを考える会	代表	奥州光吉	秋田県
15	Water Watch Network	代表	草島進一	山形県
16	最上小国川の“真の治水”を考える会	代表	押切喜作	山形県
17	茨城県の水問題を考える市民連絡会	共同代表	船津 寛 濱田篤信	茨城県
18	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議	共同代表	柏村忠志 濱田篤信	茨城県
19	ハッ場ダムをストップさせる茨城の会	共同代表	近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志	茨城県
20	利根川の水と自然を守る取手連絡会	共同代表	近藤欣子 武藤千鶴子 香山建雄	茨城県
21	ダム反対鹿沼市民協議会	会長	広田義一	栃木県
22	ムダなダムをストップさせる栃木の会	事務局長	伊藤武晴	栃木県
23	思川開発事業を考える流域の会	代表	伊藤武晴	栃木県
24	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会	代表世話人	高松健比古	栃木県
25	STOPハッ場ダム・市民ネット	代表	鈴木郁子	群馬県
26	高崎の水を考える会	代表	高階 ミチ	群馬県
27	市民オンブズマン群馬	代表	小川 賢	群馬県
28	倉淵ダムを考える会	代表	大塚一吉	群馬県
29	増田川ダムを考える会	代表	伊藤国夫	群馬県
30	ハッ場あしたの会	共同代表	野田知佑 大熊孝ほか	群馬県
31	ハッ場ダムをストップさせる群馬の会	事務局長	鈴木 庸	群馬県
32	ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会	事務局	大高文子	埼玉県
33	千葉の干潟を守る会	代表	大浜 清	千葉県
34	千葉県自然保護連合	代表	牛野くみ子	千葉県
35	千葉県野鳥の会	会長	富谷健三	千葉県
36	ハッ場ダムをストップさせる千葉の会	共同代表	村越啓雄 中村春子	千葉県
37	利根川流域市民委員会	共同代表	佐野郷美 嶋津暉之 吉田正人	千葉県
38	ATT流域研究所	代表	上野英雄	東京都
39	環境まちづくりNPOエコメッセ水・緑・木地昭島店	代表	斉藤規久子	東京都
40	昭島・生活者ネットワーク	代表	星裕子	東京都
41	身近な川を見守る会	代表	江刺益子	東京都
42	水源開発問題全国連絡会	共同代表	嶋津暉之 遠藤保男	東京都
43	全水道関東地方本部	執行委員長	伊藤英一	東京都
44	多摩の地下水を守る会	代表	坂倉典子	東京都
45	多摩川を飲める水にする会	代表	水村節子	東京都
46	ハッ場ダムをストップさせる東京の会	代表	深澤洋子	東京都
47	相模川キャンピングインシンポジウム	代表	岡田一慶	神奈川県
48	ふるさとの清津川を守る会	事務局	藤ノ木信子	新潟県
49	奥胎内ダムを考える会	代表	三橋允子	新潟県

50	環境会議・諏訪	会長	塩原 俊	長野県
51	溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える	代表	田口康夫	長野県
52	公共事業と災害を考える会	代表	内山卓郎	長野県
53	空港はいらない静岡県民の会	事務局長	櫻井建男	静岡県
54	太田川ダム研究会	責任者	岡本 尚	静岡県
55	海上の森野鳥の会	代表	宮永正義	愛知県
56	新川決壊水害訴訟原告団	団長	井上貞夫	愛知県
57	設楽ダムの建設中止を求める会	代表	市野和夫	愛知県
58	設楽ダムを考える名古屋の会	事務局長	宮永正義	愛知県
59	豊川を守る住民連絡会議	代表	渡辺 正	愛知県
60	豊川を勉強する会	会長	松倉源造	愛知県
61	兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会	代表	碓山 洋	石川県
62	長良川に徳山ダムの水はいらない市民学習会実行委員会	代表	粕谷志郎	岐阜県
63	徳山ダム建設中止を求める会	代表	上田武夫	岐阜県
64	NPO法人伊賀・水と緑の会	代表理事	森本 博	三重県
65	(社)大阪自然環境保全協会	会長	高田 直俊	大阪府
66	安威川ダム反対市民の会	代表	江菅洋一	大阪府
67	安威川の自然を守るネットワーク	代表	江菅洋一	大阪府
68	関西のダムと水道を考える会	代表	野村東洋夫	大阪府
69	市民のひろば	代表	増田京子	大阪府
70	脱ダムネット関西			大阪府
71	長良川河口堰建設に反対する会	事務局長	天野礼子	大阪府
72	長良川河口堰建設をやめさせる市民会議	代表	天野礼子	大阪府
73	淀川流域のダムを考える大阪府民の会	共同代表	増田京子 神前進一 小林洋一	大阪府
74	環瀬戸内海会議	代表	阿部悦子	岡山県
75	寒霞溪の自然と共に生きる会	代表	山西克明	香川県
76	寒霞溪の自然を守る連絡会	代表	山西克明	香川県
77	内海ダム再開発事業と国立公園寒霞溪の自然を考える会	代表	櫛本イトエ	香川県
78	愛媛環境ネットワーク	代表	阿部悦子	愛媛県
79	肱川・水と緑の会	会長	池田亀菊	愛媛県
80	肱川漁協協同組合	組合長	楠崎隆教	愛媛県
81	大洲市の住民投票を実現する会	代表	玉岡正廣	愛媛県
82	長浜漁協協同組合	組合長	中原文男	愛媛県
83	長浜町をまじめに考える会	会長	中野茂明	愛媛県
84	美しい錦川を未来へ手渡す会	代表	吉村健次	山口県
85	環境共育を考える会	代表世話人	松原 学	福岡県
86	やつしろ川漁師組合	代表	毛利正二	熊本県
87	やまんたろ・かわんたろの会	代表	右田いくみ	熊本県
88	球磨川大水害体験者の会	会長	堀尾芳人	熊本県
89	熊本婦人有権者同盟	代表	牛嶋武良子	熊本県
90	子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会	代表	中島 康	熊本県
91	政務調査費を透明にする会	代表	金津紀代	熊本県
92	清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域群市民の会	会長	緒方俊一郎	熊本県
93	川辺川・球磨川を守る漁民有志の会	代表	吉村勝徳	熊本県
94	川辺川利水訴訟原告団	団長	茂吉隆典	熊本県
95	美しい球磨川を守る市民の会	代表	出水 晃	熊本県
96	オフィス未来	代表	小川みさ子	鹿児島県

資料 「公共事業チェック議員の会」から国交省への要請書

2008年9月29日

国土交通大臣 金子一義 殿

公共事業チェック議員の会

会 長	衆議院議員	鳩 山 由紀夫
幹事長	参議院議員	松 野 信 夫
事務局長	衆議院議員	保 坂 展 人

要 請 書

要請の趣旨

- 1 国が建設事業を進めている川辺川ダム、八ツ場ダム、及び山鳥坂ダムについては中止に向けた取組みをすること
- 2 国が事業資金を補助している内海ダムについては、費用対効果及び環境に与える影響などを十分に配慮して、事業の進行及び予算措置においてはより慎重に再検討すること

要請の理由

- 1 当会は超党派の国会議員連盟として、様々な公共事業問題を取り上げ、現地視察などを通じてNGO、住民、専門家らと共同作業を通じて政府に必要な働きかけを行っている。これまでもダムをはじめ空港、道路、林道などを視察して多くの提言も行ってきた。
すでに国直轄事業の川辺川ダム、八ツ場ダム、及び山鳥坂ダムや補助ダムである内海ダムについても視察を行っており、こうした視察や現地住民らからの事情聴取などを踏まえて今般の要請に至ったものである。
- 2 既にご承知のとおり、蒲島郁夫熊本県知事は、さる9月11日の県議会において、球磨川水域に計画されている川辺川ダムについて現計画の白紙撤回及びダムによらない治水対策を目指すとの意見表明を行った。この知事発言はダムサイト予定地の相良村の徳田村長が8月29日に、また治水の最大の受益地とされている人吉市の田中市長も9月2日に、それぞれダム反対の意見表明を行ったことを受けてのものであり、地元紙では知事の見解を支持する県民は82%にも及んでいると報じられている。
- 3 谷垣禎一元国土交通大臣は、こうした地元知事の判断を重く受け止めたいとの見解を公表しているが、今後は国として地元の民意を踏まえた対応が求められることになる。やはり公共事業を執行するのであれば、地域住民の民意を踏まえたものでなければならぬし、費用対効果及び環境に与える影響などをも十分に調査検討を行った上で事業の執行及び予算措置を図らなければならない。
- 4 公共事業については、いったん走り出したら止まらないとか、小さく産んで大きく育てるなどとも揶揄されてきた傾向があるが、現下の国や地方の財政状況を鑑みれば慎重の上にも慎重に配慮がなされなければならない。
- 5 こうした観点に立って、当会としては、今般の熊本県知事の意見表明などを十分にふまえて前記4ダムについては中止ないしは厳格な再検討を強く要請するものである。

以上

水源開発問題全国連絡会 会則

1. (名称) 本会の名称は「水源開発問題全国連絡会」(略称＝水源連) とする。
2. (事務所) 事務所を東京に置く。
3. (目的) 本会は下記の3つを本会の目的とする。
 - 互いの情報交換を密に行って、それぞれの運動を支援する。
 - 水源開発事業の欺瞞性を大きくアピールして、世論を喚起する。
 - 力を結集して、国土交通省などと交渉し、水源開発の見直し、中止を求める。
4. (活動) 本会は目的達成に向け、以下の活動を行う。
 - 科学的検証に基づくダム反対運動の支援。
 - 情報の交換と発信。
 - 主としてダム関連の政策提案。
 - 行政および議会等に対する働きかけ。
 - 海外のダム反対運動との連携。
 - その他
5. (会員) 本会の会員は、本会の目的に賛同し、会費を納める個人・団体とする。
6. (会費と会計年度)
 - 個人年会費は3000円とする。
 - 団体年会費は一口5000円とする。
 - 会計年度は11月1日から翌年の10月31日とする。
7. (総会)
 - 年に1回開催し、1年間の本会の方向性を決める。
 - 必要に応じ、臨時総会を開催する。
8. (役員)
 - 代表ほか必要な役員を設ける。
 - 任期は1年とし、再選を妨げない。
 - 総会で選出する。
9. (事務局)
 - 総会で確認された方向性に基づき、運営を行う。
 - 事務局は有志により構成する。
 - 事務局会議は月1回の定例会と、臨時会がある。
 - 事務局に会計を置き、総会において、会計報告を行う。
10. (世話人)
 - 世話人は事務局と協力して、本会の目的達成のための活動を行う。
 - 世話人は各団体会員から推薦された者と個人会員有志があたる。
 - 世話人と事務局で世話人会を年に1回以上開催する。
11. (本会則の施行) 本会則は、2003年11月23日より施行する。

河川整備基本方針と河川整備計画の策定に関する諸問題

1 河川整備基本方針

全国の一級水系 109 水系のうち、今までに策定された河川整備基本方針は表 1 のとおり、2008 年 10 月現在で 103 水系である(国直轄区間)。未策定の水系は大和川(奈良県等)、日野川(鳥取県)、吉井川(岡山県)、小瀬川(広島県等)、渡川(四万十川)(高知県)、六角川(佐賀県)である。

二級水系の河川整備基本方針の策定も進められているが、その策定状況のデータは未入手である。なお、一級水系の都道府県管理区間(指定区間)は河川整備計画のみが策定されることになっている。

(1) 従来の数字と変わらない、河川整備基本方針の基本高水流量

河川整備基本方針において最も重要な点は、基本高水流量(最大洪水流量の想定値)の設定にある。工事実施基本計画は、基本高水流量を現実性のない過大な値に設定し、それによって本来は不要なダム建設を進める口実をつくりあげてきた。工事実施基本計画の多くは 25～40 年前に策定されたもので、観測データ数が少なく、計算手法として相応しくないものも含まれていた。その後、観測データがかなり蓄積されてきたのであるから、河川整備基本方針の策定にあたっては科学的に基本高水流量を計算し直すことが期待されていた。そうすれば、多くの河川では基本高水流量はぐっと小さな値になるはずである。

ところが、国土交通省は、25～40 年前に決めた工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲するという方針をきめてしまったため、基本高水流量の科学的な見直しが行われないまま、河川整備基本方針が策定されてきている。

103 水系における河川整備基本方針の基本高水流量の設定状況は表 1 のとおりで、基本高水流量を従来の値より小さくした水系は皆無である。

工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲した水系	91 水系
工事実施基本計画の基本高水流量より大きくした水系	12 水系
工事実施基本計画の基本高水流量より小さくした水系	0 水系

(2) 河川整備基本方針の意味

① 単なる看板としての河川整備基本方針(利根川、多摩川などの多くの水系)

策定された一級水系の河川整備基本方針をみると、工事実施基本計画の数字を踏襲して、過大な基本高水流量を設定したため、現実に実施することが困難な計画になっていることが多い。たとえば、多摩川は基本高水流量(石原地点)が毎秒 8,700 m³、計画高水流量が 6,500 m³であって、洪水調節必要量が 2,200 m³であるが、多摩川の上流にはダムの適地はないから、新規のダム建設は不可能と言ってよい。2,200 m³の洪水調

節を行うことは永久にできず、多摩川の河川整備基本方針は現実性のない、宙に浮いたものになっている。

一方、河川整備計画は今後20～30年間に実施する河川整備の内容を定めるものであるから、現実性がなければならない。そこで、多摩川のような河川の場合は、河川整備計画の目標流量を戦後最大洪水などに切り替えて、基本高水流量よりかなり小さい数字を採用している。(表2参照)

多摩川の場合、基本高水流量が毎秒8,700m³(石原地点)、整備計画の目標流量は4,500m³であり、後者は前者の52%にとどまっている。他の河川でも河川整備計画では基本高水流量を大幅に切り下げた目標流量を設定していることが多い。

河川整備計画の目標流量と基本高水流量との乖離をみると、基本高水流量にどれほどの意味があるのかを考えざるをえない。多摩川の流域人口は数百万人以上もあるから、国交省が言うようにもし洪水が氾濫すれば、甚大な被害がもたらされるであろう。それでも、河川整備計画では基本高水流量を半分近くまでに切り下げて、戦後最大洪水に対応できれば当面は問題なしとしている。基本高水流量への対応ははるか遠い将来のことであって、実質的な意味を持たないものになっている。このように基本高水流量は「この河川の超長期的な将来目標流量は毎秒〇〇〇〇m³です。」という文字通りの看板になっていて、河川のネームプレートに付ける飾りにすぎなくなっている。

② ダム建設に直結する河川整備基本方針(球磨川水系)

一般的に言えば、河川整備基本方針は基本高水流量や計画高水流量を定めるものの、あくまで長期的な方針を示すものであって、ダム名までは記載されない。ところが、球磨川の場合は川辺川ダムの治水上の位置づけが大きく、河川整備基本方針の段階でダム名を記載しなくても川辺川ダムを前提とした内容になっている。

従来の工事实施基本計画では、人吉地点の基本高水流量が7,000m³/秒、計画高水流量が4,000m³/秒で、既設の市房ダム(400m³/秒の効果)と新設の川辺川ダムで3,000m³/秒の調節を行うことになっていた。現在の流下能力は国土交通省の計算では3,900m³/秒であるから、工事实施基本計画は川辺川ダムをつくり、河道整備を少し行えば、完結する治水計画になっていた。

河川整備基本方針はこの基本高水流量と計画高水流量をそのまま踏襲したため、川辺川ダムの名を記載しなくても、工事实施基本計画と同様、川辺川ダムを前提としたものとなっている。

したがって、球磨川については、川辺川ダムの建設を中止させるためには河川整備基本方針の基本高水流量と計画高水流量の数字を見直す必要がある。

2 河川整備計画

全国の一級水系 109 水系のうち、今までに河川整備計画が策定された水系は表 2 のとおり、2008 年 10 月現在で 42 水系である。

二級水系および一級水系の都道府県管理区間(指定区間)の河川整備計画の策定も進められているが、その策定状況のデータは未入手である。

(1) 河川整備計画の内容

① 計画目標流量

策定された一級水系の河川整備計画の内容を見ると、表 2 のとおり、42 水系のうち、29 水系が計画目標流量(想定最大洪水流量)として戦後最大流量または観測後最大流量を採用している。ただし、戦後最大流量や観測後最大流量といっても、実際の観測流量そのものではなく、計算流量であったり、氾濫戻しを加えたりして、実際の観測流量よりかなり水増しされていることが多い。

その他の計画目標流量のきめ方として戦後第三位流量とか、既往最大流量などがあり、20～30 年間に達成可能な流量、ダム計画を位置づけられる流量などの面から、それぞれの水系の状況に合わせて、計画目標流量がきめられている。

計画目標流量と河川整備基本方針の基本高水流量との関係を見ると、19 水系の計画目標流量は基本高水流量の 8 割以下、34 水系が 9 割以下になっており、基本高水流量が達成困難な過大な数字になっていることを物語っている。基本高水流量との比が最も小さいのは、上述の多摩川の 52%、次いで岩木川(青森県)の 53%、三番目が由良川(京都府等)の 55%である。

② ダム計画

42 水系のうち、27 水系でダム計画(ダム再開発、遊水地を含む)が河川整備計画に盛り込まれている。

多くの水系では整備計画の計画目標流量が基本高水流量よりもかなり小さくなっているにもかかわらず、すでにダム計画がある水系ではダム計画がしっかりと整備計画に位置づけられている。

特に、27 水系のうちの 11 水系では、計画目標流量が河川整備基本方針の計画高水流量(河道で対応する最大流量)を下回っていて、整備計画段階では河道の整備を優先的に進めれば、ダム計画が不要になるにもかかわらず、逆にダム計画を優先する計画になっている。

(2) 河川整備計画の策定における住民参加

① 住民に開かれた淀川水系流域委員会(2001 年 2 月～)

流域委員会の委員 : 一般から委員の一部を公募

流域委員会の運営 : 委員が自主的に決定し、事務局は民間シンクタンクが担当

公開性 : 会議、会議資料、議事録等は原則としてすべて公開

流域委員会の会議：傍聴席からも意見を述べる時間がとられてきた。

2003年1月 流域委員会が淀川水系5ダムの原則中止を提言

2008年9月 流域委員会が4ダムは効果が限定的で緊急性は低く建設は不適切とする最終意見書を取りまとめ

(5ダムのうち、余野川ダムはすでに整備計画の段階では実施しないことになっている。)

② 住民の意見を封殺した肱川水系流域委員会 (2003年11月～2004年3月)

(肱川：愛媛県)

流域委員会の委員：四国地方整備局が人選

流域委員会の回数：たった4回で終了(委員会としての意見をまとめることもなく終了)

公聴会：たった1回

四国地方整備局が、山鳥坂ダム計画を含む河川整備計画をこり押し

③ 流域委員会を設置しない吉野川水系 (2006年6月～)

四国地方整備局は流域委員会を設置せず、意見を聴く三種類の場を設けて今まで3回開催してきている。

i 吉野川学識者会議 治水、利水、環境などの学識経験者18人で構成

ii 吉野川流域住民の意見を聴く会

上流域2ヵ所、中流域1ヵ所、下流域4ヵ所で開催する。

iii 吉野川流域市町村長の意見を聴く会

上流域、中流域、下流域のそれぞれで開催

住民の意見を聴く会の第1回は2006年6～9月、第2回は2007年1～2月、第3回は2007年11～08年2月に開催された。流域住民の意見を聴く会は公聴会ではなく、住民と河川管理者が意見交換を行う場となっているが、その意見交換が整備計画の内容にどこまで反映されるのか、定かではない。聴く会の議事進行(ファシリテータ)はNPO法人コモンズに任されている。

④ 住民の意見を公聴会だけで終らせようとする利根川水系 (2006年11月～)

関東地方整備局は住民を排除した有識者会議を設置し、住民の意見は公聴会のみで聴く方式を強行している。

利根川水系の有識者会議(5ブロックごとに開催)

利根川・江戸川(委員18人)、渡良瀬川(12人)、鬼怒川・小貝川(13人)、

霞ヶ浦(13人)、中川・綾瀬川(10人)

当初は有識者会議を3回程度で終らせ、その後、公聴会を1回開いて終わりにする予定だったようだが、第1回有識者会議でマスコミ系委員から住民排除のやり方に対して強い異論が出たので、関東地方整備局は公聴会の開催回数を増やさざるをえなくなった。しかし、公聴会の開催回数を増やしても、議論の場に住民を参加させないという点では基本的に何も変わっていない。

2007年2～3月に開かれた公聴会(全体1回、ブロック別18回)で住民から厳しい意見が出たためか、その後、整備計画策定の動きが表に出てきていない。

〔補足〕 都道府県が策定する河川整備基本方針と河川整備計画

（１）二級水系の場合

都道府県が河川整備基本方針と河川整備計画を策定する。

策定に当たって都道府県知事は国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。（河川法第七十九条）

仮に都道府県が河川整備基本方針で従来の基本高水流量（工事実施基本計画の値）を切り下げようとしても、国土交通省の同意という関門がある。その結果、二級水系の場合も基本高水流量はほとんど従来の値かまたはそれより大きい値が設定されている。

（２）一級水系の都道府県管理区間（指定区間）の場合

都道府県は河川整備計画のみを策定する（河川法施行令第二の二）。国が策定する一級水系の河川整備基本方針は国直轄区間だけであるので、指定区間は基本方針がないままとなる。なお、改正前の河川法でも、工事実施基本計画の策定は都道府県への委任事項から外されていた。

都道府県はこの河川整備計画の策定に当たって、国土交通大臣の認可を得なければならない。（河川法第七十九条）

国は河川整備計画の認可に際して都道府県に将来の目標流量（基本高水流量）も聞き、従来の基本高水流量^{〔注１〕}を下げることはないかどうかをチェックしているようである。

長野県の浅川（一級水系・信濃川水系の県管理区間）で浅川ダム計画が復活した背景として、浅川の河川整備計画に対して国の認可が下りなかったことがあるとされている。

〔注２〕

〔注１〕 従来の基本高水流量は工事実施基本計画ではなく、補助金申請のための「全体計画」（正式名称は「河川改良工事全体計画」）で定められたものである。

〔注２〕 浅川の河川整備計画は、計画規模を従来と同じ 1/100 とし、従来の基本高水流量と同じ値を整備目標流量として、浅川ダムの洪水調節が必要であるとしている。しかし、同じ長野県の砥川と上川（一級水系・天竜川水系の県管理区間）の河川整備計画では、計画規模を従来の 1/100 から 1/50 に落とし、従来の基本高水流量より小さい値を整備目標流量とした。それにより、蓼科ダム、下諏訪ダムを当面は必要がないものとし、実質的に中止するようにした。同じ手法をなぜ浅川で使わなかったのか。やはり、浅川ダム計画が先にあったということである。

[参考] 河川整備基本方針と河川整備計画について

1997 年の河川法の改正で各水系の河川整備基本方針と河川整備計画が策定されることになった。

- 河川整備基本方針 河川整備の長期的な目標を定める。ダム等の事業名は記載しないが、基本高水、計画高水流量の設定によりダム等と河道への洪水流量の配分を決める。
- 河川整備計画 河川整備基本方針の目標の範囲で今後 20～30 年間にいう河川整備の事業計画を定める。河川施設の名を記載する。ダムが必要な場合はダム名を記載するので、河川整備計画がダム計画の治水の上

旧河川法時代の工事实施基本計画との違い

旧河川法時代に策定されていたのは工事实施基本計画で、この計画には、河川整備の長期的な目標と河川整備の事業計画の両方が含まれていた。

新河川法の経過措置として、河川整備基本方針と河川整備計画が策定されるまでは従来の工事实施基本計画をそれらの代わりとしてみなすことになっているが、河川整備計画と工事实施基本計画は意味するところが全く違うので、このみなし規定を長年の間、使い続けることは法の趣旨に反することである。

- 工事实施基本計画は
- ① 環境の視点がない。
 - ② 地域の意見を反映したものではない。
 - ③ 長期目標と事業計画が混在している。

河川法

(河川整備基本方針)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

表1 一級水系の河川整備基本方針(2008年10月現在)

(太字は工事実施基本計画の値と異なっているものを示す。)

	水系名		流域自治体	流域面積 (km ²)	計画規模	基準点	基本高水流量		計画高水流量		ダム等の 洪水調節量 (河川整備基本方針)	工事実施基本 計画策定年	河川整備基本 方針策定年	河川整備計画 策定年
							工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本計画	河川整備基本方針				
1	天塩川	てしお	北海道	5,590	1／100	營平	6,400	6,400	5,700	5,700	700	1987年	2002年度	2007年度
2	渚滑川	しょこつ	北海道	1,240	1／100	上渚滑	1,300	1,890	1,300	1,890	0	1970年	2008年度	
3	湧別川	ゆうべつ	北海道	1,480	1／100	開盛	1,800	1,800	1,800	1,800	0	1969年	2007年度	
4	常呂川	ところ	北海道	1,930	1／100	北見	1,900	1,900	1,600	1,600	300	1968年	2006年度	
5	網走川	あばしり	北海道	1,380	1／100	美幌	1,200	1,200	1,200	1,200	0	1960年	2006年度	
6	留萌川	るもい	北海道	270	1／100	大和田	1,300	1,300	800	800	500	1988年	1999年度	2001年度
7	石狩川	いしかり	北海道	14,330	1／150	石狩大橋	18,000	18,000	14,000	14,000	4,000	1982年	2004年度	2005年度～
8	尻別川	しりべつ	北海道	1,640	1／100	名駒	3,300	3,300	3,000	3,000	300	1984年	2007年度	
9	鷲川	む	北海道	1,270	1／100	鷲川	3,600	3,600	3,600	3,600	0	1967年	2007年度	
10	後志利別川	しりべしとしべつ	北海道	720	1／100	今金	1,600	1,600	1,250	1,250	350	1969年	2005年度	
11	沙流川	さる	北海道	1,350	1／100	平取	5400(1／100)	6,800	3,900	5,000	1,600	1978年	2005年度	2004年度
12	釧路川	くしろ	北海道	2,510	1／100	標茶	1,200	1,200	1,200	1,200	0	1967年	2006年度	2007年度
13	十勝川	とかち	北海道	9,010	1／150	茂岩	15,200	15,200	13,700	13,700	1,500	1980年	2006年度	
14	岩木川	いわき	青森県	2,540	1／100	五所川原	5,500	5,500	3,800	3,800	1,700	1973年	2005年度	2006年度
15	高瀬川	たかせ	青森県	867	1／100	小川原湖の水位	ピーク水位 1.70m	ピーク水位 1.70m	計画高水位 1.70m	計画高水位 1.70m	0	1978年	2004年度	2005年度
16	馬淵川	まべち	青森県等	2,050	1／100	大橋	3,500	3,500	2,700	3,200	300	1991年	2007年度	
17	北上川	きたかみ	岩手県等	10,150	1／150	狐禅寺	13,000(1／100)	13,600	8,500	8,500	5,100	1973年	2006年度	
18	鳴瀬川	なるせ	宮城県	1,130	1／100	三本木	4,100	4,100	3,100	3,300	800	1980年	2005年度	2008年度
19	名取川	なとり	宮城県	939	1／150	名取橋	4,700	4,700	3,400	3,800	900	1985年	2006年度	
20	阿武隈川	あぶくま	福島県等	5,400	1／150	岩沼	10,700	10,700	9,200	9,200	1,500	1974年	2003年度	2006年度
21	米代川	よねしろ	秋田県等	4,100	1／100	二ツ井	9,200	9,200	8,200	8,200	1,000	1973年	2002年度	2004年度
22	雄物川	おもの	秋田県	4,710	1／150	椿川	9,800	9,800	8,700	8,700	1,100	1974年	2007年度	
23	子吉川	こよし	秋田県	1,190	1／150	二十六木橋	3,100	3,100	2,300	2,300	800	1987年	2004年度	2005年度
24	最上川	もがみ	山形県	7,040	1／150	両羽橋	9,000	9,000	8,000	8,000	1,000	1974年	1999年度	2002年度
25	赤川	あか	山形県	857	1／100	熊出	5,300	5,300	3,000	3,200		1976年		
26	久慈川	くじ	茨城県等	1,490	1／100	山方	4,000	4,000	3,400	3,400	600	1966年	2007年度	
27	那珂川	なか	茨城県等	3,270	1／100	野口	8,500	8,500	6,600	6,600	1,900	1993年	2006年度	
28	利根川	とね	群馬県等	16,840	1／200	八斗島	22,000	22,000	16,000	16,500	5,500	1980年	2005年度	
29	荒川	あら	埼玉県等	2,940	1／200	岩淵	14,800	14,800	7,000	7,000	7,800	1973年	2006年度	
30	多摩川	たま	東京都等	1,240	1／200	石原	8,700	8,700	6,500	6,500	2,200	1975年	2000年度	2000年度
31	鶴見川	つるみ	神奈川県等	235	1／150	末吉橋	2,600	2,600	1,800	1,800	800	1994年	2005年度	2006年度
32	相模川	さがみ	神奈川県等	1,680	1／150	厚木	10,100	10,100	7,300	7,300	2,800	1974年	2007年度	
33	荒川	あら	新潟県等	1,150	1／100	花立	8,000	8,000	6,500	6,500	1,500	1968年	2002年度	2003年度
34	阿賀野川	あがの	新潟県等	7,710	1／150	馬下	15,500	15,700	13,000	13,000	2,700	1985年	2007年度	
35	信濃川	しなの	長野県	11,900	1／100	立ヶ花	11,500	11,500	9,000	9,000	2,500	1974年	2008年度	
			新潟県		1／150	小千谷	13,500	13,500	11,000	11,000	2,500	1974年	2008年度	
36	関川	せき	新潟県等	1,140	1／100	高田	3,700	3,700	3,700	3,700	0	1987年	2006年度	

	水系名		流域自治体	流域面積 (km2)	計画規模	基準点	基本高水流量		計画高水流量		ダム等の 洪水調節量 (河川整備基本方針)	工事実施基本 計画策定年	河川整備基本 方針策定年	河川整備計画 策定年
							工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本計画	河川整備基本方針				
37	姫川	ひめ	新潟県等	722	1／100	山本	5,000	5,000	5,000	5,000	0	1969年	2008年度	
38	黒部川	くろべ	富山県	682	1／100	愛本	7,200	7,200	6,200	6,500	700	1975年	2006年度	
39	常願寺川	じょうがんじ	富山県	368	1／150	瓶岩	4,600	4,600	4,600	4,600	0	1975年	2005年度	
40	神通川	じんぶう	富山県等	2,720	1／150	神通大橋	9,700	9,700	7,700	7,700	2,000	1979年	2008年度	
41	庄川	しょう	富山県等	1,180	1／150	雄神	6,500	6,500	5,800	5,800	700	1987年	2007年度	
42	小矢部川	おやべ	富山県等	667	1／100	津沢	1,300	1,600	1,300	1,300	300	1967年	2007年度	
43	手取川	てどり	石川県	809	1／100	鶴来	6,000	6,000	5,000	5,000	1,000	1967年	2003年度	2006年度
44	梯川	かけはし	石川県	271	1／100	小松大橋	1,700	1,700	1,000	1,000	700	1966年	2008年度	
45	狩野川	かのう	静岡県	852	1／100	大仁	4,000	4,000	4,000	4,000	0	1968年	2000年度	2005年度
46	富士川	ふじ	静岡県等	3,990	1／150	北松野	16,600	16,600	16,600	16,600	0	1974年	2002年度	2006年度
47	安倍川	あべ	静岡県	567	1／150	手越	5,500(1／80)	6,000	5,500	6,000	0	1966年	2004年度	2007年度
48	大井川	おおい	静岡県	1,280	1／100	神座	11,500	11,500	9,500	9,500	2,000	1974年	2006年度	
49	菊川	きく	静岡県	158	1／100	国安	1,500	1,500	1,500	1,500	0	1974年	2005年度	
50	天竜川	てんりゅう	長野県等	5,090	1／150	鹿島	19,000	19,000	14,000	15,000	4,000	1973年	2008年度	
51	豊川	とよ	愛知県	724	1／150	石田	7,100	7,100	4,100	4,100	3,000	1971年	1999年度	2001年度
52	矢作川	やあはぎ	愛知県等	1,830	1／150	岩津	8,100	8,100	6,400	6,400	1,700	1974年	2006年度	
53	庄内川	しょうない	愛知県等	1,010	1／200	枇杷島	4,500(1／200)	4,700	4,200	4,400	300	1975年	2005年度	2007年度
54	木曽川	きそ	岐阜県等	9,100	1／200	犬山	16,000(1／100)	19,500	12,500	13,500	6,000	1969年	2007年度	2007年度
	長良川	ながら	岐阜県等		1／100	忠節	8,000(既往最大)	8,900	7,500	8,300	600	1965年	2007年度	2007年度
	揖斐川	いび	岐阜県		1／100	万石	6,300	6,300	3,900	3,900	2,400	1969年	2007年度	2007年度
55	鈴鹿川	すずか	三重県	323	1／150	高岡	3,900	3,900	3,900	3,900	0	1971年	2008年度	
56	雲出川	くもず	三重県	550	1／100	雲出橋	8,000	8,000	6,100	6,100	1,900	1986年	2006年度	
57	櫛田川	くしだ	三重県	461	1／100	両郡橋	4,800	4,800	4,300	4,300	500	1968年	2003年度	2005年度
58	宮川	みや	三重県	920	1／100	岩出	8,400	8,400	7,600	7,600	800	1976年	2007年度	
59	由良川	ゆら	京都府等	1,880	1／100	福知山	6,500	6,500	5,600	5,600	900	1966年	1999年度	2003年度
60	淀川	よど	滋賀県等	8,240	1／200	枚方	17,000	17500(琵琶湖からの流出を考慮)	12,000	12,000	5,500	1971年	2007年度	
61	大和川	やまと	奈良県等	1,070										
62	円山川	まるやま	兵庫県	1,300	1／100	立野	6,400	6,400	5,400	5,600	800	1988年	2007年度	
63	加古川	かこ	兵庫県	1,730	1／150	国包	9,000	9,000	7,400	7,400	1,600	1982年	2008年度	
64	揖保川	いぼ	兵庫県	810	1／100	龍野	3,900	3,900	3,300	3,400	500	1988年	2006年度	
65	紀の川	きの	和歌山県等	1,750	1／150	船戸	16,000	16,000	12,000	12,000	4,000	1974年	2005年度	
66	新宮川(熊野川)	しんぐう	和歌山県等	2,360	1／100	相賀	19,000	19,000	19,000	19,000	0	1970年	2008年度	
67	九頭竜川	くずりゅう	福井県等	2,930	1／150	中角	8,600	8,600	5,500	5,500	3,100	1979年	2005年度	2006年度
68	北川	きた	滋賀県	211	1／100	高塚	1,900	1,900	1,900	1,800	100	1971年	2008年度	
69	千代川	せんだい	鳥取県	1,190	1／100	行徳	6,300	6,300	5,500	5,700	600	1984年	2006年度	2007年度
70	天神川	てんじん	鳥取県	490	1／100	小田	3,500	3,500	3,500	3,500	0	1968年	2006年度	
71	日野川	ひの	鳥取県	870										

72	斐伊川	ひい	島根県等	2,070	1／150	上島	5,100	5,100	4,500	4,500	600	1976年	2002年度	
----	-----	----	------	-------	-------	----	-------	-------	-------	-------	-----	-------	--------	--

	水系名		流域自治体	流域面積 (km2)	計画規模	基準点	基本高水流量		計画高水流量		ダム等の 洪水調節量 (河川整備基本方針)	工事実施基本 計画策定年	河川整備基本 方針策定年	河川整備計画 策定年
							工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本計画	河川整備基本方針				
73	江の川	えの	広島県等	3,900	1／100	江津	14,500	14,500	10,700	10,700	3,800	1973年	2007年度	
74	高津川	たかつ	島根県	1,090	1／100	高角	4,200(高津)(既往最大)	5,200	4,200(高津)	4,900	300	1968年	2006年度	
75	吉井川	よしい	岡山県	2,110										
76	旭川	あさひ	岡山県	1,810	1／150	下牧	8,000	8,000	6,000	6,000	2,000	1992年	2007年度	
77	高梁川	たかはし	岡山県等	2,670	1／150	船穂	13,700	13,700	12,200	13,400	300	1989年	2007年度	
78	芦田川	あしだ	広島県	860	1／100	山手	3,500	3,500	2,800	2,800	700	1970年	2004年度	
79	太田川	おおた	広島県	1,710	1／200	玖村	12,000	12,000	7,500	8,000	4,000	1975年	2006年度	
80	小瀬川	おぜ	広島県等	340										
81	佐波川	さば	山口県	460	1／100	新橋	3,500	3,500	2,900	2,900	600	1974年	2006年度	
82	吉野川	よしの	徳島県等	3,750	1／150	岩津	24,000	24,000	18,000	18,000	6,000	1982年	2005年度	
83	那賀川	なか	徳島県	874	1／100	古庄	11,200	11,200	9,000	9,300	1,900	1998年	2006年度	2007年度
84	土器川	どき	香川県	140	1／100	祓川橋	1,700	1,700	1,350	1,700	0	1990年	2007年度	
85	重信川	しげのぶ	愛媛県	445	1／150	出合	3,300	3,300	3,000	3,000	300	1995年	2006年度	
86	肱川	ひじ	愛媛県	1,210	1／100	大洲	6,300	6,300	4,700	4,700	1,600	1973年	2003年度	2004年度
87	物部川	ものべ	高知県	508	1／100	深淵	5,400	5,400	4,740	4,900	500	1968年	2006年度	
88	仁淀川	によど	高知県等	1,560	1／100	伊野	17,000	17,000	14,000	14,000	3,000	1989年	2007年度	
89	渡川(四万十川)	わたり	高知県	2,270										
90	遠賀川	おんが	福岡県	1,026	1／150	日の出橋	4,800	4,800	4,800	4,800	0	1974年	2004年度	2007年度
91	山国川	やまくに	大分県	540	1／100	下唐原	4,800	4,800	4,300	4,300	500	1968年	2006年度	
92	筑後川	ちくご	佐賀県等	2,863	1／150	荒瀬	10,000	10,000	6,000	6,000	4,000	1995年	2003年度	2006年度
93	矢部川	やべ	福岡県等	647	1／100	船小屋	3,500	3,500	3,000	3,000	500	1971年	2007年度	
94	松浦川	まつうら	佐賀県	446	1／100	松浦橋	3,800	3,800	3,400	3,500	300	1975年	2006年度	
95	六角川	ろっかく	佐賀県	341										
96	嘉瀬川	かせ	佐賀県	368	1／100	官人橋	3,400	3,400	2,500	2,500	900	1973年	2006年度	2007年度
97	本明川	ほんみょう	長崎県	87	1／100	裏山	1,070	1,070	810	810	260	1991年	2000年度	2004年度
98	菊池川	きくち	熊本県	996	1／100	玉名	4,500	4,500	3,800	3,800	700	1970年	2007年度	
99	白川	しら	熊本県	480	1／150	代継橋	3,400	3,400	3,000	3,000	400	1980年	2000年度	2002年度
100	緑川	みどり	熊本県	1,100	1／150	城南	5,300	5,300	4,200	4,200	1,100	1989年	2007年度	
101	球磨川	くま	熊本県	1,880	1／80	人吉	7,000	7,000	4,000	4,000	3,000	1966年	2007年度	
102	大分川	おおいた	大分県	650	1／100	府内大橋	5,700	5,700	5,000	5,000	700	1979年	2005年度	2006年度
103	大野川	おおの	大分県等	1,465	1／100	白滝橋	11,000	11,000	9,500	9,500	1,500	1974年	1999年度	2000年度
104	番匠川	ばんじょう	大分県	464	1／100	番匠橋	3,000(既往最大流量)	3,600	3,000	3,600	0	1967年	2003年度	2006年度
105	五ヶ瀬川	ごかせ	宮崎県	1,820	1／100	三輪	6,000(既往最大流量)	7,200	6,000	7,200	0	1966年	2003年度	2007年度
106	小丸川	おまる	宮崎県	474	1／100	高城	3600(戦後最大)	5,700	3,000	4,700	1,000	1967年	2007年度	
107	大淀川	おおよど	宮崎県等	2,230	1／150	柏田	7,500(1/70)	9,700	7,000	8,700	1,000	1965年	2002年度	2005年度
108	川内川	せんだい	鹿児島県等	1,600	1／100	川内	9,000	9,000	7,000	7,000	2,000	1963年	2007年度	
109	肝属川	きもつき	鹿児島県	485	1／100	俣瀬	2,500	2,500	2,300	2,500	0	1981年	2006年度	

表2 一級水系の河川整備計画(2008年10月現在)

	水系名	流域自治体	基準点	河川整備計画				
				① 計画目標流量(m ³ /秒)	想定洪水	ダム等洪水調節量(m ³ /秒)	ダム等(かっこは既設)	策定年度
1	留萌川	北海道	大和田	1,050	既往第二位	250	留萌ダム、大和田遊水地	2001年度
2	石狩川下流	北海道	石狩大橋	14,400	戦後最大	2,700	(既設ダム群)、タ張シューパロダム、新桂沢ダム、三笠ぼんべつダム、千歳川遊水地、中流遊水地	2007年度
3	沙流川	北海道	平取	6,100	戦後最大	1,600	(二風谷ダム)、平取ダム	2007年度
4	後志利別川	北海道	今金	1,200	戦後最大	200	(美利河ダム)	2007年度
5	天塩川	北海道	誉平	4,400	戦後最大	500	(岩尾内ダム)、サンルダム	2007年度
6	釧路川	北海道	標茶	780	戦後最大	0		2007年度
7	高瀬川	青森県	小川原湖の水位	ピーク水位 1.70 m	1/100洪水	0		2005年度
8	岩木川	青森県	五所川原	2,900	戦後最大	400	津軽ダム	2006年度
9	鳴瀬川	宮城県	三本木	3,400	戦後最大	600	(南川ダム)、田川ダム、筒砂子ダム	2008年度
10	阿武隈川	福島県等	岩沼	9,100	戦後最大	1,000	既設遊水地の拡充と900万m ³ の遊水地の新設	2006年度
11	米代川	秋田県等	二ツ井	7,800	戦後最大	600	森吉山ダム、砂子沢ダム	2004年度
12	子吉川	秋田県等	二十六木橋	2,400	戦後最大	400	鳥海ダム	2005年度
13	最上川	山形県	両羽橋	7,600	戦後最大	600	(寒河江ダム、白川ダム)、長井ダム	2002年度
14	多摩川	東京都等	石原	4,500	戦後最大	0		2000年度
15	鶴見川	神奈川県等	末吉橋	1,860	戦後最大	360	遊水地等	2006年度
16	荒川	新潟県等	花立	7,500	1/85洪水	1,000	(大石ダム)、横川ダム	2003年度
17	手取川	石川県	鶴来	6,000	1/100洪水	1,000	(大日川ダム、手取川ダム)	2006年度
18	狩野川	静岡県	大仁	3,100	1/50洪水	0		2005年度
19	富士川	静岡県等	北松野	14,300	戦後最大	0		2006年度
20	安倍川	静岡県	手越	4,900	観測後最大	0		2007年度
21	庄内川	愛知県等	枇杷島	3,900	観測後最大	200	小里川ダム、小田井遊水地等	2007年度
22	豊川	愛知県	石田	4,650	戦後最大	550	設楽ダム	2001年度
23	長良川	岐阜県等	忠節	8,100	戦後最大	400	遊水地等	2007年度
24	木曽川	岐阜県等	犬山	16,500	戦後最大	4,000	(既設ダム群)、新丸山ダム	2007年度
25	揖斐川	岐阜県	万石	5,000	戦後最大	1,100	(徳山ダム)、横山ダム再開発	2007年度
26	櫛田川	三重県	両郡橋	4,100	観測後最大	600	(蓮ダム)	2005年度
27	由良川	京都府等	福知山	3,600	戦後第四位	0		2003年度
28	九頭竜川	福井県	中角	8,100	戦後最大	2,600	既設ダム(九頭竜ダム、真名川ダムなど)の有効活用、足羽川ダム	2006年度
29	千代川	鳥取県	行徳	4,300	戦後最大	100	殿ダム	2007年度
30	那賀川	徳島県	古庄	9,000	戦後最大	500	既設の長安口ダムの改造	2007年度
31	肱川	愛媛県	大洲	5,000	戦後最大	1,100	(野村ダム、鹿野川ダム)、山鳥坂ダム	2004年度
32	中筋川	高知県	磯ノ川	1,000	戦後最大	360	(中筋川ダム)、横瀬川ダム	2001年度
33	遠賀川	福岡県	日の出橋	3,800	既往最大(1/40)洪水	0		2007年度
34	筑後川	佐賀県等	荒瀬	6,900	1/50洪水	1,700	(松原・下釜ダム)、大山ダム	2006年度
35	嘉瀬川	佐賀県	官人橋	2,200	戦後第三位	700	嘉瀬川ダム	2007年度
36	本明川	長崎県	裏山	1,070	戦後最大	290	本明川ダム	2005年度
37	大野川	大分県等	白滝橋	9,500	既往最大	0		2000年度
38	大分川	大分県	府内大橋	5,300	1/70洪水	400	(芹川ダム)、大分川ダム	2006年度
39	番匠川	大分県	番匠橋	3,100	観測後最大	600		2006年度
40	白川	熊本県	代継橋	2,300	1/20～1/30洪水	300	立野ダム、黒川遊水池群	2000年度
41	五ヶ瀬川	宮崎県	三輪	6,500	戦後最大	0		2007年度
42	大淀川	宮崎県	柏田	8,100	1/50洪水	900	(岩瀬・綾北・綾南ダム)	2005年度

一級水系の河川整備計画(2008年10月現在)

水系名	河川整備計画	河川整備基本方針			①/②	①/③	[参考] 戦後最大流量(m ³ /秒)
	① 計画目標流量 (m ³ /秒)	② 基本高水流量 (m ³ /秒)	基本方針の 計画規模	③ 計画高水流量 (m ³ /秒)			
留萌川	1,050	1,300	1/100	800	0.81	1.31	観測+氾濫戻し 710
石狩川下流	14,400	18,000	1/150	14,000	0.80	1.03	観測(氾濫戻し加算) 11,330 (12,080)
沙流川	6,100	6,600	1/100	5,000	0.92	1.22	観測 5,240
後志利別川	1,200	1,600	1/100	1,250	0.75	0.96	観測 1,130
天塩川	4,400	6,400	1/100	5,700	0.69	0.77	観測 3,760
釧路川	780	1,200	1/100	1,200	0.65	0.65	観測 778
高瀬川	ピーク水位 1.70m	ピーク水位 1.70m	1/100				
岩木川	2,900	5,500	1/100	3,800	0.53	0.76	観測+氾濫戻し 3,680
鳴瀬川	3,400	4,100	1/100	3,300	0.83	1.03	観測 3,370
阿武隈川	9,100	10,700	1/150	9,200	0.85	0.99	観測 7,590
米代川	7,800	9200	1/100	8,200	0.85	0.95	観測 6,800
子吉川	2,400	3,100	1/150	2,300	0.77	1.04	再現計算 2,430
最上川	7,600	9,000	1/150	8,000	0.84	0.95	再現計算 7,800
多摩川	4,500	8,700	1/200	6,500	0.52	0.69	観測 4,100
鶴見川	1,860	2,600	1/150	1,800	0.72	1.03	観測 1,050
荒川	7,500	8,000	1/100	6,500	0.94	1.15	戦後最大の再現計算 8,000
手取川	6,000	6,000	1/100	5,000	1.00	1.20	戦後最大 観測 4,000
狩野川	3,100	4,000	1/100	4,000	0.78	0.78	観測 4,000
富士川	14,300	16,600	1/150	16,000	0.86	0.89	推定 14,300
安倍川	4,900	6,000	1/150	6,000	0.82	0.82	観測 4,900
庄内川	3,900	4,700	1/200	4,400	0.83	0.89	観測(氾濫戻し加算) 3,500 (3,800)
豊川	4,650	7,100	1/150	4,100	0.65	1.13	観測 4,500
長良川	8,100	8,900	1/100	8,300	0.91	0.98	観測 7,667
木曽川	16,500	19,500	1/200	13,500	0.85	1.22	観測 14,099
揖斐川	5,000	6,300	1/100	3,900	0.79	1.28	観測 4,540
櫛田川	4,100	4800	1/100	4,300	0.85	0.95	観測 3,800
由良川	3,600	6,500	1/100	5,600	0.55	0.64	観測 3,636
九頭竜川	8,100	8,600	1/150	5,500	0.94	1.47	観測+氾濫戻し+ダム調節 6,200
千代川	4,300	6,300	1/100	5,700	0.68	0.75	観測 4,300
那賀川	9,000	11,200	1/100	9,300	0.80	0.97	推定 9,000
肱川	5,000	6,300	1/100	4,700	0.79	1.06	推定 5,000
中筋川	1,000	1,200	1/100	850	0.83	1.18	再現計算 1,000
遠賀川	3,800	4,800	1/150	4,800	0.79	0.79	再現計算 3,243
筑後川	6,900	10,000	1/150	6,000	0.69	1.15	再現計算 9,100
嘉瀬川	2,200	3,400	1/100	2,500	0.65	0.88	再現計算 3,400
本明川	1,070	1070	1/100	810	1.00	1.32	再現計算 1,070
大野川	9,500	11,000	1/100	9,500	0.86	1.00	観測 8,890
大分川	5,300	5,700	1/100	5,000	0.93	1.06	観測+ダム調節 4,267
番匠川	3,100	3,600	1/100	3,600	0.86	0.86	観測 2,740
白川	2,300	3,400	1/150	3,000	0.68	0.77	観測(上流氾濫あり) 1,800
五ヶ瀬川	6,500	7,200	1/100	7,200	0.90	0.90	観測 6,441
大淀川	8,100	9,700	1/150	8,700	0.84	0.93	観測または推定 8,040

淀川水系流域委員会の経過

宮本博司さんたちが淀川で取り組んだこと

淀川水系流域委員会の設置と運営

- ① 公開の準備会議での委員選定
- ② 徹底した情報公開
- ③ 委員会事務局の独立

淀川水系流域委員会の提言

2005年1月の提言

淀川水系の五つの新規ダム計画を原則として中止する。

大戸川ダム

(宇治川の支流、滋賀県)

丹生ダム

(琵琶湖の支流、滋賀県)

川上ダム

(木津川の支流、三重県)

天ヶ瀬ダム再開発

(宇治川、京都府)

余野川ダム

(猪名川、大阪府)



淀川水系流域委員会の運営

- キャッチボール方式による議論の積み上げ
- 丁寧な審議(委員会・地域部会・テーマ別部会・作業部会など)
- 積極的な一般意見の聴取
(審議を公開し、傍聴席から意見を述べ、意見書を提出することが可能)
- 委員の分担執筆による提言・意見のとりまとめ
- 委員の無記名投票による委員長・部会長の選出
- 適度な緊張感のもとでの河川管理者と流域委員会との協働

(今本博健・前委員長の講演資料)

近畿地方整備局の反動化

2006年10月24日

本省の布村明彦河川計画課長が近畿地方整備局長に就任

2006年11月4日

布村局長が淀川水系流域委員会の休止を発言

2007年1月30日

第二次淀川水系流域委員会が任期満了

2007年8月9日

第三次淀川水系流域委員会が発足

委員長に宮本博司氏※(公募委員)が互選で委員長へ

※2006年7月に本省防災課長を退職

2007年8月29日

近畿地方整備局が淀川水系河川整備計画原案を提示

淀川水系河川整備計画原案

淀川水系の新規ダム計画のうち、余野川ダムは中止するが、その他の4ダムは推進する。

大戸川ダム

(宇治川の支流、滋賀県)

丹生ダム

(五) 支那の支那問題(滋賀県)

川上ダム

(木津川の支流、三重県)

天ヶ瀬ダム再開発

(宇治川 京都府)



淀川水系流域委員会の意見書

2008年4月25日

- ① 想定を越える洪水が生じて、壊滅的な被害を回避・軽減するため、計画高水位以下の堤防だけでなく、計画高水位以上の堤防を強化し、急激な破堤が起きないよう、越水対策強化を最優先で行うこと。
- ② 四つのダム計画に関しては、いずれもその効果はきわめて限定的であるから、ダム計画を見直すべきである。

国交省の計算では大戸川ダムが完成すると、
氾濫を抑止できて治水効果が絶大

【王々湖ダム国際会議 大戸川ダム館】

【東京電力・四国電力、大戸川ダム完成後】



「E-100」

三、 總編輯部

東京國學院大學 川上智弘、上野達夫、田中康雄

破産額	約19兆4,800億円
浸水面積	約10,100ha
浸水戸数	約32万0,000戸

粘膏類 . 0 他円
湯水面積 . 0.1m
湯水戸数 . 0 戸

22

(宮本博司さんのスライドから作成)

大戸川ダムの効果とは？

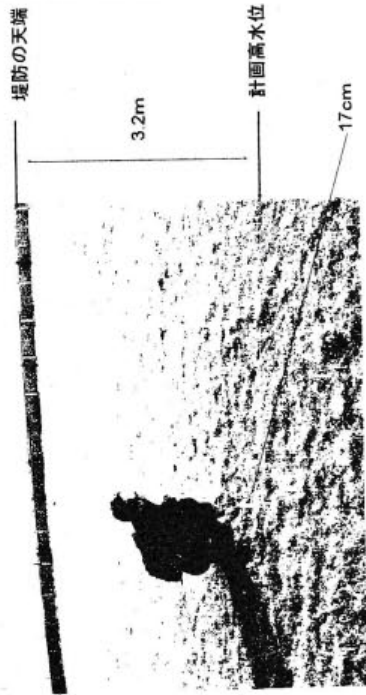
ダムがない場合に淀川の水位が計画高水位を超えるのは、検証33パターンの計画規模洪水の中のわずか2パターンだけ。しかも、その超過高はたつた17cm。



淀川
13.2km

(宮本博司さんのスライドから作成)

大戸川ダムの効果現場を確認すると



(宮本博司さんのスライドから作成)

9

近畿地方整備局は 淀川水系流域委員会の意見書が無視

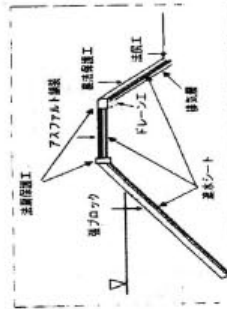
2008年6月20日

4ダム計画の推進が入った淀川水系河川整備計画案を関係6府県に照会
(河川法に基づき、府県知事が近畿地方整備局に対して回答することになっている。)

11

淀川水系流域委員会の意見書が求めたもの

想定を越える洪水が生じても、壊滅的な被害を回避・軽減するため、計画高水位以下の堤防だけでなく、計画高水位以上の堤防を強化し、急激な破堤が起きないよう、越水対策強化を最優先で行うこと



越水対策堤防の例

雲出川耐越水堤防
三重河川国道事務所HP

(宮本博司さんのスライドから作成)

10

耐水対策堤防の例



(宮本博司さんのスライド)

12

淀川水系流域委員会が提起したもの

1 淀川水系流域委員会「淀川水系河川整備計画原案に対する意見」

(平成 20 年 4 月 25 日)

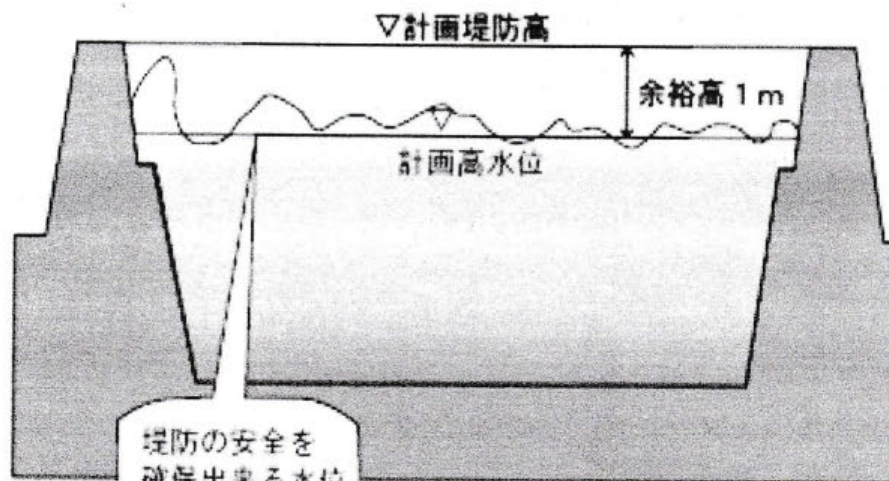
[意見]

3. 洪水対策

・ HWL 以上の堤防強化および越水対策強化が行われないならば、整備後においても依然として全区間において堤防決壊の危険性は大きい。したがって、堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める。

・ 住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策や河川改修等を進める必要があり、もとよみ堤防強化のみで対応できるものではないことは言うまでもない。堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策と流域対応等他の対策との組み合わせについて、事業費を明示した上で優先度の検討を行い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むための具体的な計画を示すことを求める。

[参考] 堤防とHWL（計画高水位）



堤防の余裕高(計画高水位に加える値)

(河川管理施設等構造令)

計画高水流量 ($\text{m}^3/\text{秒}$)	200未満	200以上 500未満	500以上 2,000未満	2,000以上 5,000未満	5,000以上 10,000未満	10,000以上
余裕高(m)	0.6	0.8	1	1.2	1.5	2

2 耐越水対策堤防について

(1) 「河川堤防設計指針」

2000年6月の「河川堤防設計指針」（河川局治水課）

「越水に対しても一定の安全性を有するような堤防（難破堤堤防）を整備する必要がある。」

2002年の「河川堤防設計指針」

越水に関する記述がすべて削除。

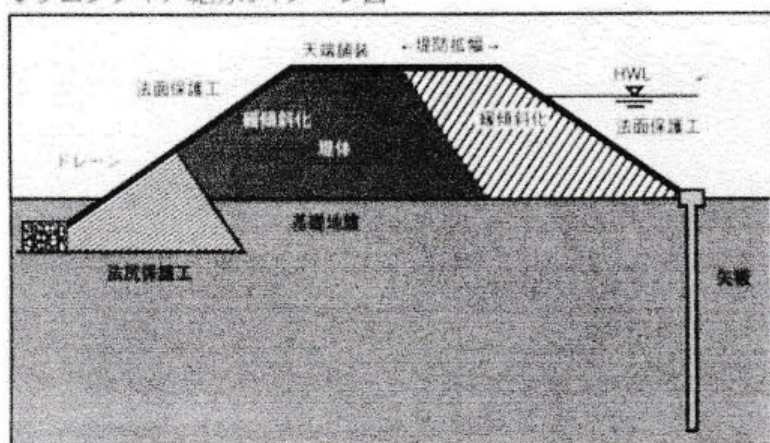
(2) 川辺川ダムとフロンティア堤防

熊本県八代市の球磨川・萩原堤防は、200年に一度の大洪水にも耐えるフロンティア堤防にする計画が進められ、2001年度は施工段階に入っていた。

2001年12月の川辺川ダム住民討論集会でダム反対派が「フロンティア堤防ができれば、八代の治水は川辺川ダムなしでも完ぺき」と主張。

結局、2001年度は工事が行われず、2002年度には予算化が見送られ、さらに、同年7月に河川堤防設計指針が改訂されたのを理由に、計画自体が中止。

◆フロンティア堤防のイメージ図



建設省河川局；「第9次治水事業五箇年計画の策定」パンフレットより

(3) 河川局防災課長の通知「氾濫流対策を取り込んだ改良復旧事業の実施について」（平成20年6月26日）の「耐越水堤防（巻堤）」

「耐越水堤防（巻堤）」について

「災害復旧助成事業において、降雨の規模が極めて大きく被災流量を下回る計画流量を設定せざるを得ない場合、破堤または決壊など堤防に重大な被害を生じた場合について実施」

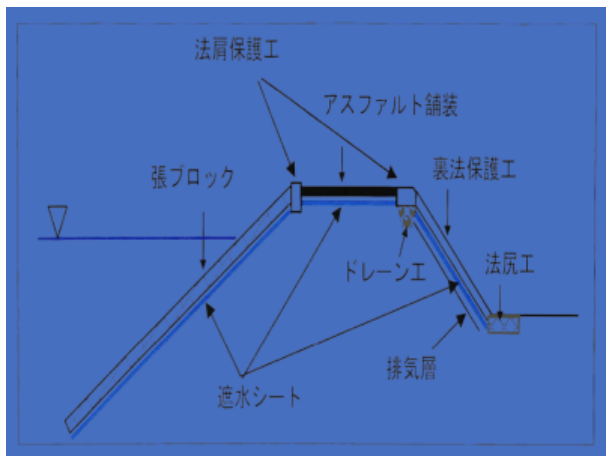
この文書は、大きな洪水が発生し、堤防が壊れたが、復旧事業として被災時の洪水量まで流す河道を整備することができない場合、再度同じ程度の洪水が発生すると洪水が堤防を乗り越え再び堤防が決壊する恐れがあるため、越水しても壊れにくい耐越水堤防整備を積極的に実施することを促している。（淀川水系流域委員会の最終意見

（４）耐越水対策堤防の例

三重県雲出川の耐越水堤防（フロンティア堤防）

延長 約 1.1 k m、事業費 約 48 億円（1999 年度に完成）

通常の堤防強化に比べてコストは 1 割増であったとされている。

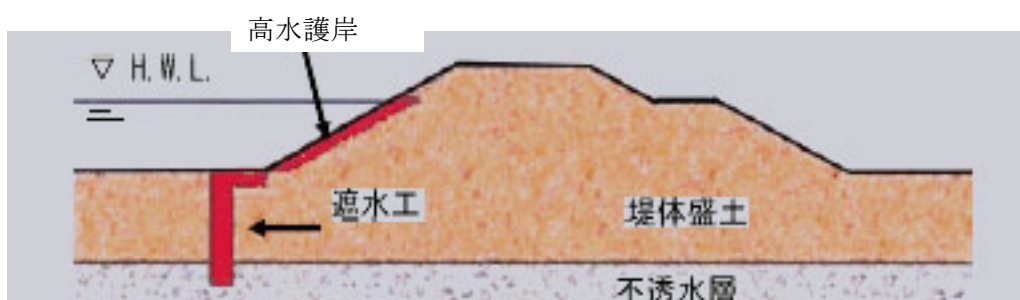


（５）大熊孝氏提唱の「溢流しても破堤しない堤防」

ソイルセメント連続地中壁工法（TRD工法（Trench cutting Re-mixing Deep wall method））といわれているもので、シートパイル（鋼矢板）のように堤防の中央部に土を固化させた地中壁を設けるものである。

大熊氏によれば、1m あたり 50 万円程度でつくることができる。

ただし、国土交通省はこの工法を本格的な堤防補強工法として認めていないので、現在は遮水工への利用にとどまっている。



3 淀川水系流域委員会の「耐越水対策堤防」が意味すること

① いかなる洪水にも壊滅的な被害を受けない治水対策

確率的には想定外の洪水が来ることはありえることであって、そのときに壊滅的な被害の発生を防ぐ「耐越水対策堤防」は人命を守る上できわめて重要な意味を持っている。

② 現実離れした想定洪水流量の問題からの解放

多くの水系では現実離れした、過大な洪水流量が想定され、それによってダム計画の必要性が作り出されてきた。想定洪水流量が過大であっても、安全側をとる理由で、それに基づく治水計画が策定されてきた。

しかし、耐越水対策堤防を前提にすれば、治水計画の立て方を次のように整理することができる。

- ・ 想定洪水流量は、実際に観測された最大流量として、治水計画はそれに対応できるレベルのものとする。
- ・ 堤防を耐越水対策堤防に改善して想定洪水流量を超える洪水に対応できるようにする。

4 「耐越水対策堤防」の課題

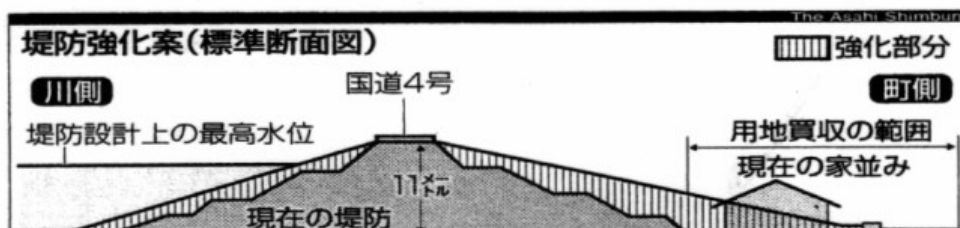
① 川の自然への影響

盛り土でつくられた堤防は草で覆われ、川の流れの風景も相俟ってそれなりの自然度があるが、耐越水対策堤防にするため、堤防の表面をコンクリートブロックで覆うようになれば、川の自然への影響が避けられないように思われる。

② 不必要に大きな堤防の造成事業に化ける危険性

巨額の費用がかかるため、「線」ではなく「点」の整備しかできないスーパー堤防（高規格堤防）は論外として、利根川、江戸川では「首都圏氾濫区域堤防強化対策事業」という名で、堤防の裾野を大きく広げる事業が右岸側で進められている（川裏の勾配 1:7、川表の勾配 1:5）。利根川だけで移転戸数が約 860 戸、現時点の事業費が 1,300 億円にもなるもので、住民と川の自然に多大な影響を与える事業である。これは、耐越水対策堤防を意図したものではないが、もし国土交通省が耐越水対策堤防への改善工事を進めるとすれば、同様に不必要に大きな堤防の造成事業に化ける危険性がある。

「首都圏氾濫区域堤防強化対策事業」



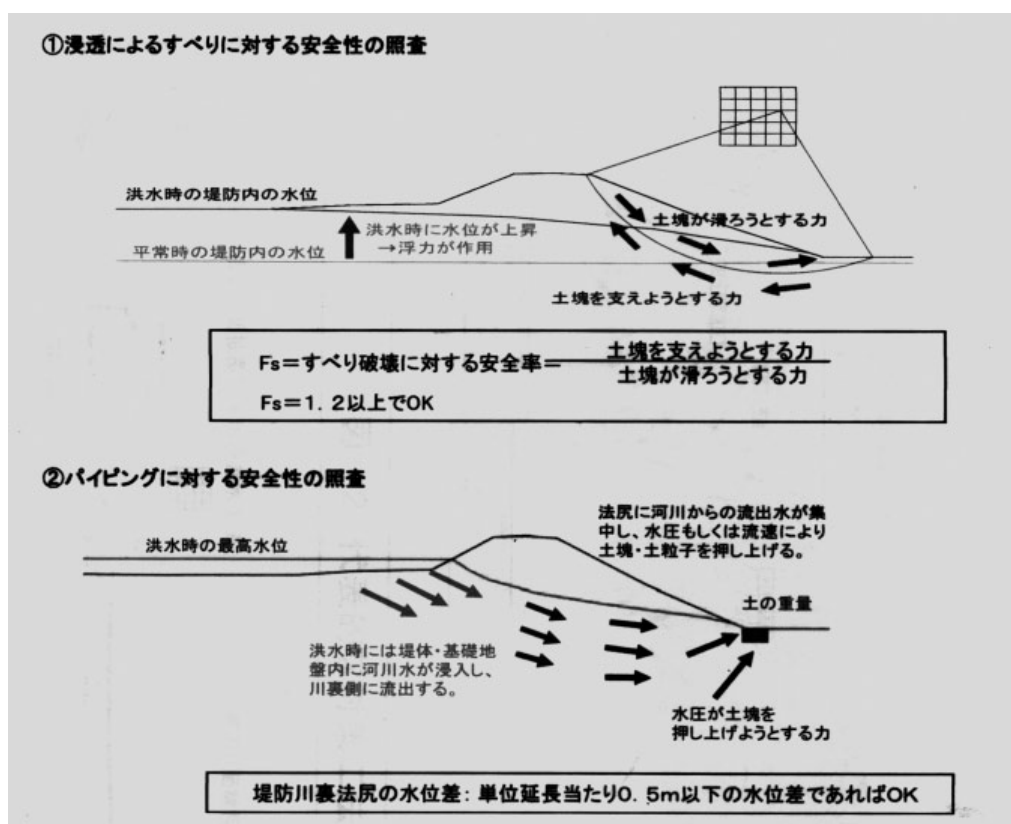
〔補足〕浸透による破堤の危険性がある堤防

堤防は改修を何度も積み重ねてきたもので、十分な強度が確保されているとは限らず、洪水時に河川の水位が高い状態が維持されると、下図のように、水の浸透で堤体がゆるんで堤防が崩れたり（すべり破壊）、あるいは堤防にみず道が形成されて堤防が崩壊したりする（パイピング破壊）危険性がある。2004年7月13日の新潟・福島豪雨では新潟県の五十嵐川（信濃川の支流）の堤防が100mにわたり、決壊して、凄まじい被害

をもたらしたが、堤防というものは場所によっては予想外に脆弱なものなのである。

国土交通省は2002年度の「河川堤防設計指針」に基づいて、一級水系の直轄区間について堤防の強度の点検調査を実施してきている。この調査結果をみると、すべり破壊・パイピング破壊による破堤危険性がある堤防が随所にある。この改善対策の実施が喫緊の課題になっている。

ただし、この破堤の危険性は洪水位が計画高水位にある状態で検討したものであって、洪水位が計画高水位を超えた状態は考慮されておらず、計画高水位を超える洪水、さらには堤防越流洪水は検討の対象外になっている。



浸透による堤防のすべり破壊とパイピング破壊（国土交通省の資料より）

意見書の主要な論点

主要な論点ごとの委員会の意見を以下に提示する。

括弧内の(実)は直ちに実施すべきもの、(検実)は期間内に検討して実施すべきもの、(再)は見直しや再検討が必要なものを示す。なお、本論点には期間内に実施の可否も含めて検討すべきもの(検)は記載していない。

【治水】

1 堤防強化

- ・現存する脆弱な堤防の強化を優先実施すべきである(実)。
- ・堤防天端まで浸透・洗掘に対する安全欧を確保すべきである(実)。
- ・耐越水堤防のほか、河川改修や流域対応などの対策を組み合わせるべきである(実)。

2 宇治川の目標流量

- ・天ヶ瀬ダムの最大放流流量増大は、現状よりも宇治川の安全度を低下させる場合がある(再)。
- ・塔の島地区改修の目標流量を過大に算定している疑いがある(再)。
- ・塔の島地区の景観、生態系および将来にわたる河床維持等に必要な条件を踏まえていない(再)。
- ・琵琶湖後期放流流量は、宇治川の安全度を踏まえて設定すべきである(再)。

3 洪水対策の評価

- ・洪水対策の評価を、洪水流下能力だけではなく被害軽減能力で評価できるようにする(検実)。

【利水】

1 京都府利水

- ・天ヶ瀬ダム再開発における京都府の新規水源開発の代替案として、木津及び乙訓浄水場で取水する比奈知ダム及び日吉ダムかかりの水利権の一部未利用分を振り替える案が考えられる(実)。

2 川上ダム利水

- ・川上ダムの水源開発計画の前に、①大内地点の維持流量の見直しによる表流水取水、②簡易水道の上水道への切り替え一部見直し、③浅井戸の能力アップによる既存水源の廃止・予備水源化の一部見直し等を再検討する余地がある(実)。
- ・青蓮寺ダムの大阪市の水利権転用により水源確保が可能である(実)。
- ・整備局は「常設の利水者会議」を立ち上げ、積極的に水利権の調整を進めるべきである(実)。

【環境】

1 環境コストの評価

- ・治水施設や水資源開発施設の整備に際し、将来的な環境コストの評価が欠落している(実)。
- ・貯水池の富栄養化対策や堆砂対策等の環境コスト評価については早期に実施できるはず(実)。

2 川を広げる対策

- ・河川のダイナミズム再生のためには、土砂を出す対策だけではなく、引き堤や高水敷掘削などの川を広げる対策によって、土砂の移動・堆積できる余裕をもたせる必要がある(実)。

3 環境計画の策定

- ・流域の総合的な環境評価や目標設定を行なうために、環境計画策定を盛り込むべきである(実)。

【ダ ム】

1 天ヶ瀬ダム再開発事業

- ・淀川における流量増対策としての効果は限定的であり、緊急性は低い（再）。
- ・天ヶ瀬ダム再開発は、三川合流点の水位状況によっては、宇治川の安全度を低下させる（再）。
- ・天ヶ瀬ダムの放流による低周波問題についての検討がなされていない（再）。
- ・天ヶ瀬ダム再開発に伴う下流河川の生態系影響評価と対策が十分に検討されていない（再）。
- ・天ヶ瀬ダム周辺における活断層の存在についての疑義がある（再）。
- ・以上のことから、提示された天ヶ瀬ダム再開発事業計画の実施を「河川整備計画」に位置づけることは適切ではない（再）。

2 大戸川ダム

- ・淀川における流量増対策としての効果は限定的であり、緊急性は低い（再）。
- ・大戸川ダムの宇治川治水に対する必要性は認められない（再）。
- ・穴あきダムの具体的なイメージが示されておらず河川環境に与える影響が検討されていない（再）。
- ・以上のことから、提示された大戸川ダム建設事業計画の実施を「河川整備計画」に位置づけることは適切ではない（再）。

3 川上ダム

- ・川上ダムの木津川下流および淀川の流量増対策としての効果は限定的であり、緊急性は低い（再）。
- ・三重県伊賀水道事業の新規利水については利水者と調整する余地がある（実）。
- ・既存ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策が格段に有利であり、利水者と調整する余地がある（実）。
- ・川上ダムの水質の環境影響予測や希少種の保護対策は未だ満足なレベルに達していない（再）。
- ・川上ダム周辺には活断層の存在についての疑義がある（再）。
- ・以上のことから、提示された川上ダム建設事業計画の実施を「河川整備計画」に位置づけることは適切ではない（再）。

4 丹生ダム

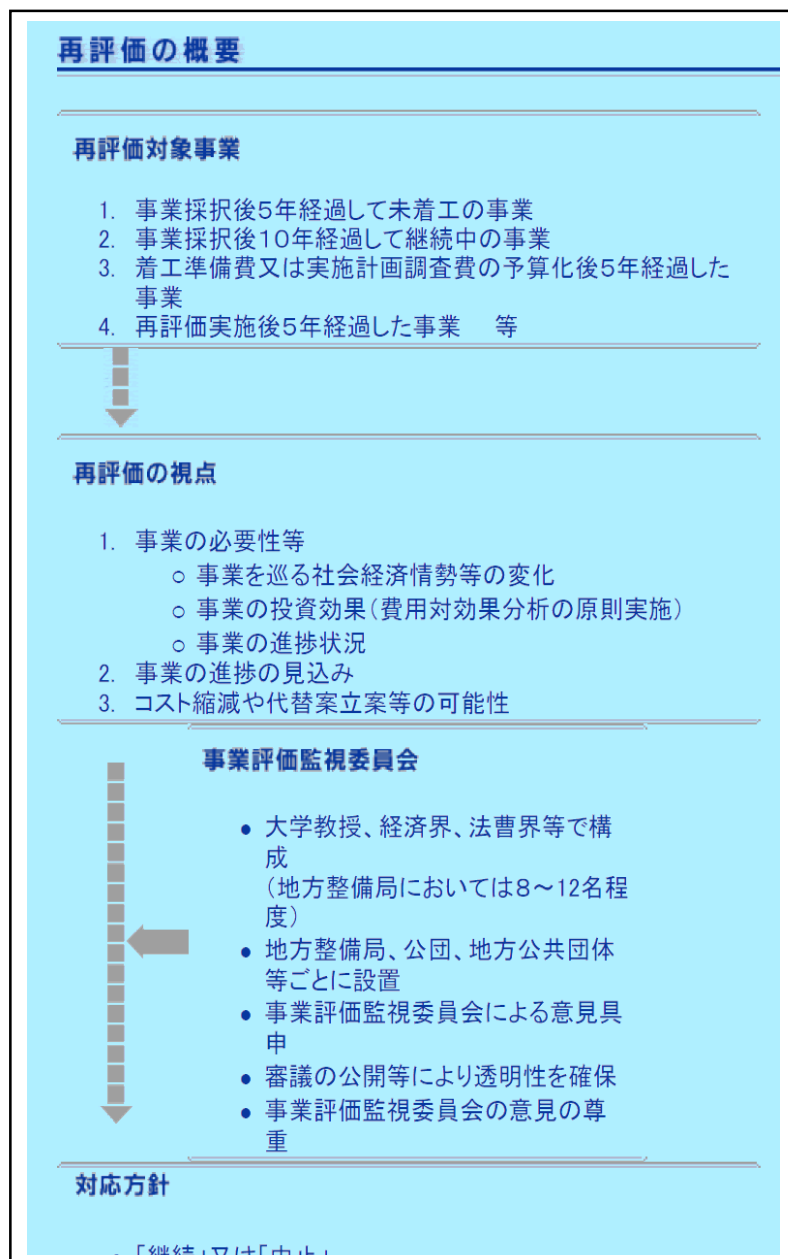
- ・ダム規模や運用方法が示されていない。速やかにダムの必要性・緊急性・環境影響等の調査検討を行う必要がある（再）。
- ・異常渇水対策容量の確保について、水需要抑制、取水制限と淀川下流の大川の維持流量の削減により対応できる可能性がある（再）。
- ・異常渇水対策の対象規模の設定についても再検討をする必要がある（再）。
- ・以上のことを踏まえて、丹生ダム建設事業計画を見直し、できるだけ早期に具体的な整備計画案を提示することを求める（再）。

【流域統合管理システム】

- ・総合的な河川環境管理、流域対応の治水対策、持続的食料生産、流域土砂管理、利水渇水対策などをお互いに合理的な方法で推進していくためには、流域の各種要請を総合的に検討し調整する制度と組織が必要である（検実）。
- ・河川整備計画の中で、流域統合管理システム設置に向けた積極的な姿勢を示す必要がある（検実）。

費用便益計算の抜本的改善を求めて (再評価でダム事業を中止に追い込むために)

1 現在の再評価制度



形だけの再評価制度であるが、この再評価制度によって、ダム事業の継続・中止がきまる。この再評価は原則として5年おきだが、「社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業」も対象になるので、適宜実施することができる。

再評価で継続か中止かをきめる最も重要な評価項目は費用便益比(費用対効果分析)である。 B/C が1を超えていれば、継続の判断が出される。(B:Benefit C:Cost)

しかし、便益の計算はでたらめなもので、この計算を現状に合わせて正しく行えば、ほとんどのダム事業は B/C が1を大きく下回り、中止の判断がされることになる。

2 費用便益計算の例（設案ダム）

4. 事業の投資効果

事業の投資効果

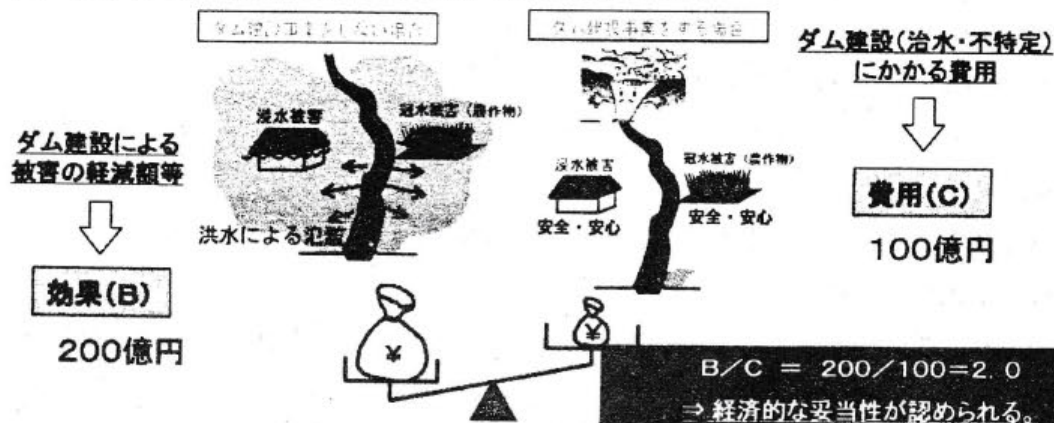
(1) 費用対効果とは

「公共事業が必要とする費用」に対して「その事業によって得られる効果」が上回っているかを判断する指標である。通常、分母を費用、分子を効果（便益）として計算し、費用に対する効果の割合（倍率）で評価する。この割合が1を上回っていれば経済的な妥当性が認められる。

$$B/C = \frac{\text{効果 (Benefit)}}{\text{費用 (Cost)}} > 1.0 \quad \text{---- 経済的な妥当性あり}$$

ここで、
効果 : 効果をお金に換算した金額
費用 : 事業に必要な金額

例えば、ダム建設において事業費が100億円かかるが、その事業において洪水から家屋や田畑などの財産を200億円分守ることができるのであれば、費用対効果は200:100=2.0となり、効果のある事業といえる。



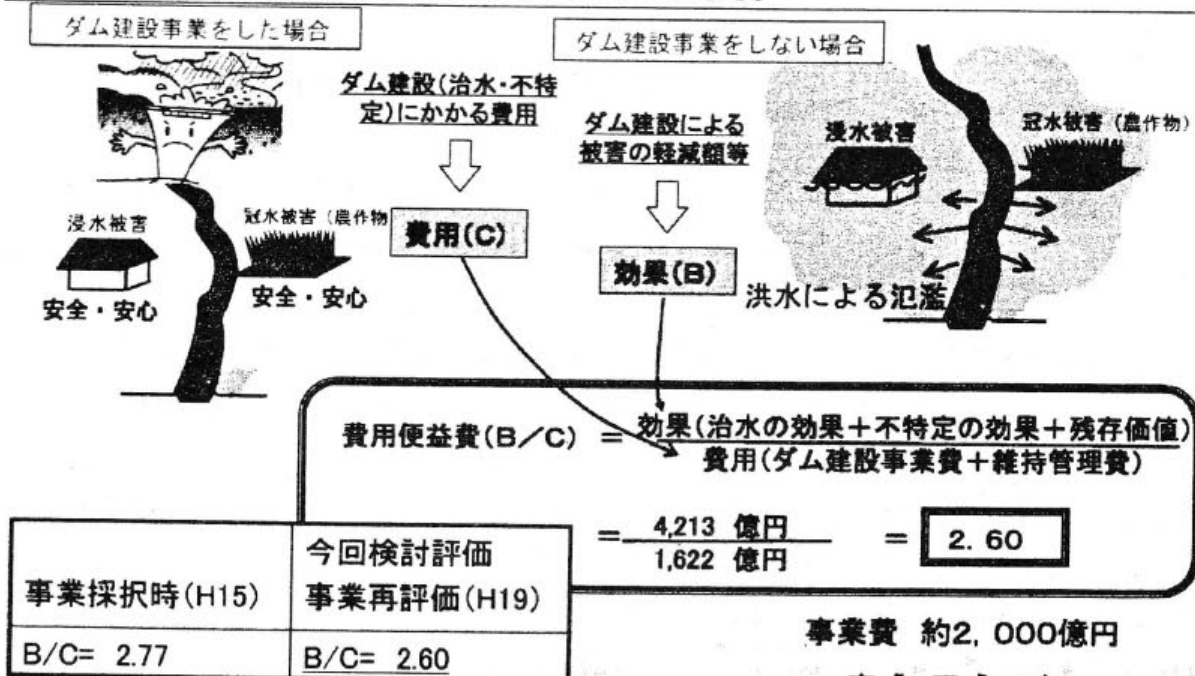
26

(2) 設案ダム建設事業における費用対効果

事業の投資効果

事業全体に要する費用(C)は1,622億円であり、事業の実施によりもたらされる効果(B)は4,213億円となる。

これをもとに算出される費用対効果(B/C)は2.60となる。



27

3 費用便益計算のでたらめさ

ダムの場合、便益の大半を占めるのは治水の効果であるので、その計算のでたらめさを見てみたい。

通常は次の手順で行われる。

- ① 洪水基準点下流の流域をいくつかのブロックに分ける。
- ② 上流ダム群がない場合とある場合について6段階の設定洪水流量^{〔注〕}を流して現況河道の計算流下能力を超えたところを破堤候補箇所として、そのうち、各ブロックにつき1ヵ所を破堤箇所とする〔氾濫面積が最も大きくなる箇所を選択〕。
〔注〕流量規模は、無害流量より大きく、かつ計画規模を最大とする6ケースを設定する。
たとえば、1/5 1/10 1/30 1/50 1/100 1/150の洪水流量。
- ③ その破堤箇所からの氾濫流を計算して、氾濫範囲を求める。
- ④ その氾濫範囲の被害資産額を計算する。
- ⑤ 上流ダム群がない場合とある場合の被害資産額の差から、上流ダム群による被害軽減額を求める。
- ⑥ 設定洪水流量ごとの被害軽減額とその生起確率から、上流ダム群による年平均の被害系減額を計算する。
- ⑦ 上流ダム群の治水効果における当該ダムの割合を、⑥の計算値に乗じて、当該ダムによる年平均の被害系減額を計算し、それを当該ダムの治水効果の便益とする。

この計算はあくまで机上の計算であって、実際には起こりえない仮定、現実と遊離した仮定がいくつも含まれている。たとえば、

- ア 各ブロックごとに1ヵ所の破堤が起きるとしているが、実際には洪水基準点下流の1ヵ所で破堤が起きれば、洪水位は下がり、他の箇所の破堤が起きにくくなる。
- イ 現況河道の計算流下能力が正しくなく、実際の流下能力より過小に計算されているために、破堤という扱いになっていることが多い。
- ウ 現況河道の計算流下能力というのは、現況堤防高から余裕高を引いた高さでの値であって、堤防天端までを考えた流下能力はそれよりもかなり大きい。

このように実際には破堤が起きない場所で、破堤したことによって求められているのがダムの治水効果の便益であって、現実には即して正しく計算すれば、その便益ははるかに小さい値になる。

他の便益の計算も同様であって、費用便益計算の抜本的改善を求めていく必要がある。

2つの補助ダム事業への土地収用法適用に関して

共通事項：

- ① 事業の必要性がまったくない。
- ② 住民への説明責任がまったく果たされていない。
- ③ 補助ダムとして国交省が補助金を出している。

- 問題点 1：土地収用法において、事業の必要性・説明責任はどのように扱われているのか
 2：補助ダムとして採択する際に事業の必要性・説明責任はどのように扱われているのか
 3：事業採択する際の第三者機関の事例は？ JICA

問題点 1

土地収用法における事業の必要性・説明責任の履行の扱われ方

→ 2001年改正土地収用法に見る事業認定前後の手続き

資料 1： 2001年改正土地収用法にみる事業認定前後の手続き	
任意交渉	備考
準備	
立ち入り調査許可申請	起業者
立ち入り調査許可	都道府県
立ち入り調査	起業者
処分庁（地方整備局・都道府県）へ事業認定申請	起業者
①事業認定前の事業説明会の開催（義務）： <u>第十五条の十四</u>	起業者
②利害関係人の意見書の提出： <u>第二十五条</u>	処分庁へ
③縦覧期間中に意見書が提出された場合の第三者機関（社会資本整備審議会等）の意見聴取の義務付け： <u>第二十五条の二</u>	処分庁 「第三者機関」
④専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取： <u>第二十二条</u>	処分庁 事業計画に関与した学者「住民との協議」
⑤請求があった場合の公聴会開催の義務付け： <u>第二十三条</u>	処分庁「公開討論会」
事業認定処分	処分庁
⑥事業認定理由の公表： <u>第二十六条</u>	処分庁
収用採決申請 都道府県土地収用委員会へ （事業認定処分後1年もしくは3年以内）	起業者
⑦土地所有者及び関係人等の意見書の提出： <u>第四十三条</u>	収用委員会へ
<u>「事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であって、収用委員会の審理と関係がないものを記載することができない。」：第四十三条3項</u>	収用委員会は補償額を決めるだけ
⑧収用委員会で意見陳述： <u>第六十三条</u>	
<u>「事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であって、収用委員会の審理と関係がないものを意見書に記載し、又は収用委員会の審理と関係がない事項について口頭で意見を述べることができない。」：第六十三条3項</u>	

資料 2：土地収用法施行規則 公聴会関連 （2001年大幅に追加・改正された。 公聴会を規定している）

（公聴会の開催請求の手続）

第四条 法第二十三条第一項（法第百三十八条第一項 において準用する場合を含む。）の規定による請求をしようとする者は、公聴会の開催を請求する旨及び次に掲げる事項を記載した書面を事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名及び住所
- 二 起業者の名称及び事業の種類
(公聴会の開催の手続)

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、起業者に対し、当該公聴会の期日を通知しなければならない。

省略

第六条 [法第二十三条第二項](#) ([法第百三十八条第一項](#) において準用する場合を含む。)の規定による公告は、起業地の存する地方の新聞紙に、遅くとも、公聴会の期日の前日から起算して前十一日に当たる日が終わるまでにしなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の公告に併せて、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 前条第二項の規定による通知があつた起業者の名称
- 二 次条第一項の規定による申出の期限
- 三 意見を述べることができる時間として、次条第一項の規定による申出一件ごとに割り振ることを予定している時間
- 四 前三号に定めるもののほか、国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める事項

3 前項第二号の期限は、第一項の公告の日の翌日から起算して八日以後の日を定めなければならない。

第七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者(起業者を除く。)は、前条第二項第二号の期限までに、次に掲げる事項を記載した書面により、事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣又は都道府県知事に申し出なければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 電話番号又は電子メールアドレス(複数の者が共同して申し出る場合にあっては、その代表者(一人に限る。)の氏名及び電話番号又は電子メールアドレス)
- 三 述べようとする意見の要旨

四 自らの意見の陳述に併せて前条第二項第一号に規定する起業者に対し質問をすることを希望する場合にあっては、その質問の相手方となる起業者の名称及び質問の要旨

略

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五条第二項の規定による通知をした起業者及び前条第一項の書面(同項各号に規定する事項のいずれかの記載がないものを除く。以下この条から第十一条までにおいて「申出書」という。)を提出した者(次項の場合にあっては、同項後段の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が定めた者。第十一条第二項において同じ。)に対し、あらかじめ、公聴会において意見を述べることができる時間及び予定の開始時刻を通知しなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者のすべてに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることができる者を制限することができる。この場合において、国土交通大臣又は都道府県知事は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることができる者を定めるものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による制限によって公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による通知を受けた者が提出した申出書に第七条第一項第四号に規定する事項を記載したものがあるときは、当該記載に係る起業者に対し、日時を指定して、自ら出席し、又はその命じた職員若しくは代理人が出席し、第十一条第三項に規定する答弁をすべき旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該通知書には、当該申出書の写しを添付するものとする。

第十条 公聴会は、事業の認定に関する処分を行う国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその指名する職員が議長としてこれを主宰する。

2, 3, 4, 5, 6 省略

第十一条 公聴会における発言は、議長の許可を得てしなければならない。

2 公述人（第八条第一項の規定による通知を受けた起業者又はその命じた職員若しくは代理人及び申出書を提出した者をいう。以下同じ。）は、公聴会に出席し、議長が指示する時刻から公述時間（同項の規定による通知に示された意見を述べることができる時間をいい、第四項の場合にあっては、同項の規定による時間をいう。以下同じ。）内において意見を述べることができる。この場合において、その意見は、案件の範囲及び申出書に記載した第七条第一項第三号の要旨の範囲を超えてはならない。

3 公述人のうち、その申出書に第七条第一項第四号に規定する事項を記載したものは、その公述時間内において質問し、その答弁を聴くことができる。この場合において、その質問は、案件の範囲及び当該申出書に記載した同号の要旨の範囲を超えてはならない。

4, 5 省略

6 議長は、第二項及び第三項の場合において、公述人等（公述人及び第九条の規定により出席した者をいう。以下同じ。）に対して質疑することができる。

第十一条の二 議長は、公述人等が、前条第二項及び第三項に規定する範囲を超え、若しくはその公述時間以外の時間に発言した場合（同条第一項の許可を得て、及び同条第六項の規定による質疑に対する応答として発言する場合を除く。）又は不穏当な言動をした場合は、その発言を禁止することができる。

省略

第十一条の三 国土交通大臣又は都道府県知事は、公聴会における秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴につき次に掲げる処置をとることができる。

省略

第十一条の四 議長は、次のいずれかに該当すると認める場合においては、公聴会を打ち切ることができる。

省略

3 公述人は、第一項の規定により公聴会が打ち切られたときは、第十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該打ち切りの後において意見の陳述等を行うことができない。この場合において、意見の陳述等ができないこととなった公述人は、当該打ち切りの日の翌日から起算して七日以内に、議長に対し、意見の陳述に代えて、その意見を書面により提出することができる。

第十二条 公聴会については、記録を作成しなければならない。

省略

問題点 2

補助ダムとして採択する際の手続き

→ 補助ダムに関する国土交通省担当者からのレクチャー報告 抜粋

補助ダムに関する国土交通省担当者からのレクチャー報告

開催場所： 衆議院第一議員会館第二会議室

開催時刻： 2005/3/11 11:00 ～ 12:15

出席者

▽ 国会議員： 佐藤謙一郎衆議院議員 松野信夫衆議院議員

▽ 国土交通省河川局：

治水課課長補佐 神矢 弘氏、治水課補助ダム技術係長 西 博之氏、河川計画課 津森貴行氏

▽ 水源連： 嶋津、遠藤、三橋、田中、渡邊

事項

➤ 補助ダムの建設根拠法令

◇ 河川法に沿っている。

- ◇大臣認可と協議があるがその違い
 - 認可と協議に差があるか？ → 県などが用意する資料は一緒である。
- ◇補助金の交付は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、新規補助ダムの採択・見直しは根拠及び全体計画、国庫補助金の交付申請新規事業の採択・事業見直しはいわゆる行政評価法に則っている。
- 補助ダムの全体計画について
 - ◇根拠は河川法 79 条にある。
 - ◇全体計画では 6 つの事項について定められている。
 - 建設目的、位置及び名称、規模及び形式、貯留量・取水及び放流量並びに貯留量の用途配分に関する事項、建設に要する費用及びその負担に関する事項、工期、以上の 6 つである
- 補助ダムの計画申請からの流れ
 - ◇見直しの項目も存在する
 - ◇地方自治体ことの再評価もある。
- 補助金支出について
 - ◇国土交通省所管補助金等交付規則というものがある。
 - ◇補助事業等の名称、目的及び内容、予定、金額、算出方法、経費の使用方法などを調査し、判断する。
- 補助ダムに対する国庫補助金などの件
 - ◇一級河川、二級河川ともおおむね 1 / 2 がほとんどある。(例外もあり)
- 補助ダムの審査基準
 - ◇地方整備局から、上記の内容(書面)が挙がってくる、
 - ◇それを精査して、全体計画としての 6 つの項目をチェックしていく。
 - ◇補助金額を決めるプロセスに進む → 河川法 60 条、62 条、96 条などによる。
- 2 級河川の河川整備基本方針に同意を与える作業
 - ◇河川整備基本方針策定に当たって、治水・利水・環境などの項目事項を調和の意味でチェックする
- 河川整備計画の認可、同意について
 - ◇具体的に分かりやすいかどうか、整備の内容に不整合がないかどうか、経済的に合理的であるかをチェックする。
 - ◇今の段階で、補助ダムの不整合を指摘して、再評価はしないのか？
 - 国交省としては法的な枠組みとしては、中止、というものはない。
 - 事業主体が妥当とするものについては最大限尊重する。
 - 過去にも、中止、という計画が数件ある。
 - ◇拒否することはあるのか？
 - 予算などであることもある。
 - 当然地元の反対の意見の有無、説明会の開催などもチェックする。
- 質問への回答
 - 本省から、県などに再評価はおかしい、ということはいえない。
 - 本省からは、河川管理者として、説明責任を果たしてくれ、というお願いはしている。
 - (再評価委員会は) 事業主体の対応方針を伺うものなので、ジャッジをするところではないから、評価を決めるのが、委員会ではない。

問題点 3

事業の必要性、説明責任等が審査されている事例はあるのか

→参考： J I C A 審査会

(1) JICA 環境社会配慮ガイドライン

http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline_jap.pdf

1.1 理念 より

「環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要である。

したがって、「環境社会配慮」は基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。関係政府機関は説明責任が強く求められる。あわせてその他のステークホルダーも真摯な発言を行う責任が求められる。」

1.4 基本方針 より

(重要事項 1:幅広い影響を配慮の対象とする)

JICA は、環境及び社会面の幅広い影響を環境社会配慮の項目とする。

(重要事項 2:早期段階から環境社会配慮を実施する)

JICA は、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早期段階からの広範な環境社会配慮がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、相手国の取り組みを支援する。その際、複数の代替案の検討を盛り込むよう努める。

(重要事項 3:協力事業完了以降にフォローアップを行う)

JICA は、協力事業の完了以降においても、必要に応じて一定期間、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国政府に対して働きかけを行う。また、必要な場合は別途の協力事業により支援を行う。

(重要事項 4:協力事業の実施において説明責任を果たす)

JICA は、協力事業の実施において説明責任と透明性を確保する。

(重要事項 5:ステークホルダーの参加を求める)

JICA は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。参加するステークホルダーは、真摯な発言を行う責任が求められる。

(重要事項 6:情報公開を行う)

JICA は、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国政府の協力の下、積極的に行う。

(重要事項 7:JICA の実施体制を強化する)

JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制と実施能力の強化に努める。

1.6 相手国政府に求める要件

1. 相手国政府は、プロジェクトの計画作成とその実施の決定において、環境社会配慮調査の結果を十分考慮することが求められる。
2. JICA は、要請案件の採択の可否の検討や、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙 1 に示す要件を相手国政府に求め確認する。
3. 環境影響評価において作成される各種文書や報告書(以下「環境影響評価文書」という)は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されていなければならない。
4. 環境影響評価文書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等の現地ステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。

2.2 現地ステークホルダーとの協議

1. より現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は協力事業によって相手国政府を支援する。

2. JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。
3. JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、相手国政府と共同で事前の広報により周知する。
4. JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において一連の協議を行う。
5. JICA は、カテゴリ B についても、必要に応じ、相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。
6. 協議を行った場合は、JICA は、相手国政府と共同で協議記録を作成する。

2.4 審査諮問機関への諮問

1. JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する。
2. 審査諮問機関は、カテゴリ A 案件とカテゴリ B 案件について、要請段階から協力事業の終了まで関与し、JICA からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。
3. 審査諮問機関の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。
4. 協力事業において技術的支援を受けるために設置される委員会は、個々の協力事業の環境社会配慮については、審査諮問機関の助言を得なければならない。

2.8 JICA の意思決定より

2. JICA は、外務省が国際約束を締結した案件について、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう協力事業に必要な措置を盛り込む。
3. このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICA は、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する。

「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。

別紙 3 スクリーニング様式

項目 2 プロジェクトの内容より

- 2-4 どのようにしてプロジェクトの必要性を確認しましたか。
プロジェクトは上位計画と整合性がありますか。

- 2-6 要請前に必要性確認のためのステークホルダー協議を実施しましたか。

項目 7. 事業対象地内または周辺域に以下に示す地域がありますか。

YES の場合、該当するものをマークしてください。

☐ 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等)及びそれに準じる地域

☐ 原生林、熱帯の自然林

など

項目 10. 情報公開と現地ステークホルダーとの協議

- 10-1 環境社会配慮が必要な場合、JICA 環境社会配慮ガイドラインに従って情報公開や現地ステークホルダーとの協議を行うことに同意しますか。

☐ YES ☐ NO

10-2 NO の場合、その理由は何ですか？

(2) 新 JICA 環境社会配慮ガイドラインの検討

新 JICA の環境社会配慮ガイドラインについて

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/newjicainfo.html>

平成 18 年 11 月 8 日付け「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」等の成立により、平成 20 年 10 月 1 日に国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部が、国際協力機構（新 JICA）に承継されることになりました。JICA と JBIC の環境社会配慮ガイドラインにつきましても、各援助手法の特性を踏まえつつ体系の一本化を進めるべく（注 1）、準備を進めております。

環境社会配慮ガイドラインの統合を進めるに当たり、ガイドラインの改訂は透明性を確保して行う等の現行ガイドラインの規定（注 2）を踏まえ、有識者委員会を設置し、その後、パブリック・コメント募集、及びパブリック・コンサルテーションの開催を行う予定です。

「新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」委員名簿

氏名	所属
学識経験者	
原科 幸彦 (座長)	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭 (副座長)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授
N G O	
木村 信夫	ブリッジエーシアジャパン技術部長
清水 規子	国際環境NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長
産業界	
小西 純平	(社)日本貿易会経済協力委員会前副委員長(三菱商事株式会社業務部総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー)
高梨 寿	(社)海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久 暢	(株)三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	(社)海外建設協会常務理事
政府関係者	
高見 博	財務省国際局開発企画官
北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
小林 香	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

穴あきダム問題

1 穴あきダムの計画

〔国土交通省が所管する穴あきダム〕

ダム名	事業者	進捗
1 益田川ダム	島根県	2006 年度完成
2 三笠ぽんべつダム	北海道開発局	計画中
3 足羽川ダム	国交省近畿地方整備局	
4 立野ダム	国交省九州地方整備局	
5 津付ダム	岩手県	
6 辰巳ダム	石川県	
7 浜田ダム	島根県	
8 西之谷ダム	鹿児島県	
9 城原川ダム	国交省九州地方整備局	調査中
10 最上小国川ダム	山形県	
11 武庫川ダム	兵庫県	計画に位置づけはないまま「穴あきダム」議論が先行している計画
12 丹生ダム	水資源機構	
13 浅川ダム	長野県	
14 川辺川ダム	国交省九州地方整備局	

1～10は2007年4月、国交省河川局治水課提供資料より作成

（グローバルネット 2007 年 5 月号「穴あきダムは本当に環境にやさしいか？～県営・辰巳ダムなどを例に」（まさの あつこ／ジャーナリスト）から転載）

2 穴あきダムの主な問題点（今本博健氏の論考を一部引用）

① 貯水域の自然と景観に大きな影響を与える。

穴あきダムに洪水時に貯水する水は清水ではなく、土砂や腐葉などの浮遊物、汚濁物を大量に含む濁水である。それらは洪水後に水が引いたのちにも残り、汚れた状態が数ヵ月から場合によっては数年もつづくことになる。数日間におよぶ水没と長期間にわたる汚濁物の残留が貯水域の植生等の自然に影響を与えることは必至である。

さらに、このことは貯水域の周辺に住む人たちにとっても重大な問題である。家から見下ろす貯水域が、洪水のあとは長期間、汚濁物がへばりついた状態になるのであるから、不快な毎日を過ごすことにもなろう。

② 土砂の堆積は避けられない

ダムは土砂堆積は主に洪水時に進行する。穴あきダムも洪水時には貯水され、貯水域での流速が小さくなるのだから、土砂の堆積が進むことは避けられない。穴あきダムは洪水時も土砂は下流に流れていくという話は机上の計算によるものに過ぎない。

③ 水生生物の移動に影響を与えないはずがない。

穴あきダムは単に河床部に穴が開いているだけのものではない。放流側には減勢工という複雑な構造物が設けられ、そこに湛水部もつくられるから、水生生物の移動に影響を与えないはずがない。

④ ダムの存在そのものが川の自然にダメージを与える。

巨大な構造物「ダム」が川のど真ん中につくられること自体が景観を一変させ、川の自然にダメージを与える。

⑤ 洪水調節期能を果たせるのか

穴あきダムの洪水調節は自然調節方式であって、その調節機能は穴あきダムの放流口の大きさによって変わる。放流口を大きくすれば、大洪水の時にしか機能せず、逆に放流口を小さくすれば、中小洪水の時にしか役に立たない。また、下流の洪水の状況に応じてダムからの放流量を変える操作もできない。放流ゲート付きの穴あきダムも検討されているが、その場合は穴あきダムの宣伝文句とは異なるものになる。

3 水源開発問題全国連絡会の調査

今年度は高木仁三郎市民科学基金から助成金を得て、穴あきダム問題の調査を進めている。

● 現地調査

島根県益田川ダム：日本初かつ唯一の穴あきダム、熊本県川辺川上流の樅木砂防ダムと朴木砂防ダム、長野県浅川ダム予定地、石川県辰巳ダム予定地、山形県最上小国川ダム予定地、滋賀県丹生ダム予定地ほか

● 研究者への聞き取り調査

角哲也（京都大学准教授）穴あきダム提唱者

今本博健（京都大学名誉教授）穴あきダム検証者

● 多目的ダムから治水ダムへ変更する経緯、背景および行政手続きに関する河川管理者、住民団体への聞き取り、文献等調査によるケーススタディ

opinion



いまもと
博健 ひろたけ
元京都防災研究所長

◆穴あきダム 歴史的愚行に他ならない

ここ数年、従来の多目的ダム計画を、治水専用の「穴あきダム」に変更して推進しようとする動きが相次いでいる。国の直轄事業に限ると、淀川水系の大戸川ダム(滋賀県)や九州最大の

数段ほどの穴をあけておき、普段は川の水をためずにそのまま流し、洪水時は一時的に貯留するタイプのものだ。従来のダムからの変更が相次ぐ理由は、①水の需要が減ったため建設目的が治水専用になり、水を常時ためる必要がなくなった②穴あきにすれば環境悪化への社会的批判の高まりをかわすことができ、という点に集約される。私は河川工学者として各地の住民から相談を受け、穴あきダムの実態を調べているが、いず

れも「中途半端なダム」という印象をぬぐえない。まず、事業者がたい文句にする「環境に優しい」は本当だろうか。普段は水をためないのだから、水がよどんでアオコが発生するようなどことはないだろう。だが、①魚が穴を通過するダムの上下流を自由に遡上・降下できる②土砂がたまらない、とする主張は極めて疑わしい。国内の本格的な穴あきダムは2年前に完工した鳥根川の益田川ダムが最初だが、県が昨年公表した環境調査では、①アユの遡上が阻害されている②土砂の一部は流れずにたまる、などの点が明らかになった。

私は何度か視察したが、穴あきダムは、魚が自由に行き来する単純な構造ではない。洪水時に勢いよく水が流れるのを食い止める構造物「減勢工」がダムの下流直下にあがり、魚が上って行くには、減勢工などを通って穴に向かわなければならない。これらが障害になっている可能性がある。土砂も予想以上にダムに堆積しており、下流への砂の供給が減ると、砂の中に産卵する魚の生態に影響が出る恐れがある。こうした点が何も検証さ

私の視点

My

Viewpoint

—ワイド—

2008年8月20日

私の視点

siten@asahi.com

京都大准教授(水工水理学)
角 哲也



◆穴あきダム 自然に近い利点を生かせ

7月17日の「私の視点 ワイド」に今本博健氏の「穴あきダム 歴史的愚行に他ならない」が掲載され、課題が多いと主張された。このダムは大きな洪水時のみ貯水し、ふだんは川の流れを変化させない形式である。河川上下流の生態系の連続性を維持し、流入する土砂をほとんどため込まないで埋まること

省は「流水型ダム」と呼ぶことを推奨している。流水型ダムの歴史は古く、18世紀にフランスのローワール川に縦スリット形式の治水ダムが建設され、米国では80年以上前に誕生している。ライト兄弟の故郷であるオハイオ州デイトン市に建設されたダム群は、これまでに1600回以上の洪水調節を行って市の発展に大きく貢献してきた。ダム下流を人工の湖のような水路構造とし、洪水時のダムからの放流水の勢いを抑え、とともに、平常時の川の流れをスムーズにし、魚の遡上や降下に効果を発揮している。洪水時に水がたまるダム上流の区域は80年の間に樹木が成長し、公園や野鳥保護区となって良好な環境が創造されている。

今本氏は、日本の代表的な事例である鳥根川益田川ダムを取り上げて「土砂の一部は流れずにたまる」「アユの遡上が阻害される」と指摘しているが、これら課題は今後の改良で十分に解決できると私は考えている。流水型ダムでは流入土砂の大部分がダムに堆積する。一般に100年間にたまる砂の量をあらかじめ計算して、大容量のダムが建設される。流水型ダムは流入した土砂を洪水時に自然に排出でき、鉄分など森林から供給される栄養分などもほとんど通過させる。流水型ダムも完成直後はある程度の土砂は堆積するが、それ以降は洪水時に土砂が順次入れかわって、次第に流入と流出のバランスがとれる状態に近づくはずだ。益田川ダム

は現在その途中段階にある。益田川ダムは、ダム直下に副ダムと呼ばれる小さな堰堤を設置して洪水の勢いを抑える方式を採用した。土砂や魚の通過を考慮して、これにスリットが設置されている。スリット幅が小さいと平常時も水流が速くなり、確かに魚にとってはやや厳しい環境になるかもしれない。流水型ダムの流れの設計は今後の技術開発テーマであり、米国の事例も参考に、より自然に近づける工夫が求められる。流水型ダムは、従来の貯水型ダムとは大きく異なる構造物である。常時は貯水しないメリットを生かして新しい発想で取り組み、河川環境に適合した持続可能なダムを目指すべきだ。

投稿は、〒104-8011
朝日新聞社・主筆室「私の視点」
か siten@asahi.com
へ。電子メディアにも収録します。

ダムを中止させるための法案の成立に向けて

政治が大きく変わろうとしている今の状況を踏まえて、ダム事業を中止に追い込む法案の成立を働きかけていく必要がある。

水源連ではいままで、他の市民団体とともに、次の三つの法案をつくって、政党への働きかけを行ってきた。

- ・ 公共事業審査法案
- ・ ダム計画中止に伴う生活再建支援法案
- ・ 土地収用法の改正

1 公共事業審査法案について

(1) 不当なダム建設を阻止する上で現行制度ではどのような対抗手段があるのか

住民は現行制度で可能なあらゆる手段を使って、不当なダム建設を阻止する運動を展開している。水没予定地の土地を取得して共有地運動を展開した場合には、次のような闘いの手段があるが、しかし、それでも現実にはダム中止を勝ち取る道はきわめて険しい状況にある。

- ① 土地収用法による強制収用のための事業認定に対して国土交通省に意見を提出

↓

国土交通省が住民からの意見を無視して事業認定を行った場合

↓

- ② 事業認定の取消を提訴（被告：国土交通省）

- ③ 収用委員会の審理で事業の不当性を主張

↓

（収用委員会が住民の主張を無視して収用裁決）

↓

- ④ 収用裁決取消を提訴（被告：収用委員会）

その他に

- ⑤ 不要な水源開発負担金の支出は違法であると受水予定県等に対して監査請求

↓

（県等の監査委員会が監査請求を棄却）

↓

- ⑥ 公金支出差し止めを提訴（被告：受水予定都道府県等）

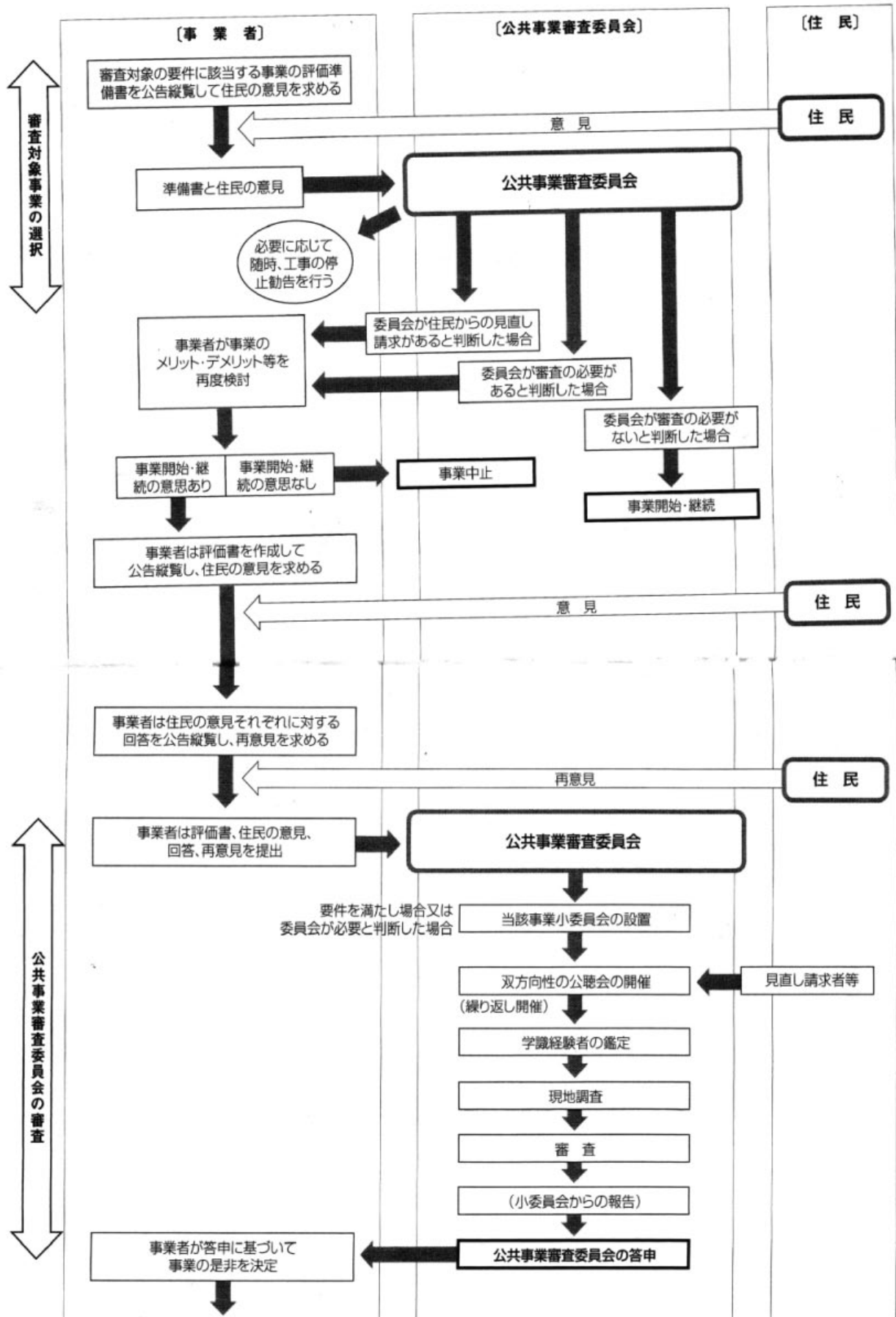
(2) ダム建設反対運動を展開する住民が求めるもの

新たなダム建設の多くは利水治水の両面において全く必要性のない事業であり、その建設の是非、必要性について事業者と徹底した討論ができる場が保証され、同時にその討論の結果に基づいて公正に裁定を行う機関があれば、ダム建設は不当性が明白になって中止の措置がとられると考えられる。

すなわち、ダム建設反対運動を展開する住民が次の2点を求めている。

- ① 事業の是非について事業者と住民が徹底した討論を行う場が保証されること
- ② その討論の結果に基づいて事業存続の可否が公正な機関によって判定されること

公共事業審査法案 審査の流れ図解



2 ダム計画中止に伴う生活再建支援法案について

ダム予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきた。当初はダム反対の姿勢であっても長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむをえず同意したところが少ない。それらの人々は代替地等への移転を前提として将来の生活設計を行っており、現段階でのダム計画の中止はその生活設計を白紙に戻し、地元の人々を絶望の淵に追い込むことになりかねない。

この状況を打開し、地元の人々とともにダム計画の中止を求めていくためには、ダム計画中止後も、ダム予定地の生活再建の推進を可能にする法制度、すなわち「ダム計画中止後の生活再建支援法」の制定が必要である。

鳥取県では中部ダムの中止に伴ってダム予定地の地域振興、生活再建を図るため、2000年度、県庁内に旧中部ダム地域振興課をつくり、地元住民との話し合い、地元住民と共同の現地調査等を繰り返しながら、「旧中部ダム予定地域に係わる振興計画」をつくった。それを2001年3月に地元へ提示して、6月に地元との合意がなされた。県が誠意をもって現行制度の下で可能な限りの生活再建・地域振興策を進めていくという姿勢は他の県では例をみないものであり、鳥取県の取り組みは大いに評価されるべきである。

この鳥取県の取り組みを参考にして、「ダム計画中止後の生活再建支援法案」を作成した。

生活再建支援法案の要点。

- ★当該都道府県と地元市町村で地域振興協議会を設立する。
- ★地域振興協議会が地元住民との話し合い、参考事例の現地調査等を繰り返しながら、地域振興計画案を作成する。
- ★地域振興計画案を地元へ提示し、住民の同意が得られるまで案の修正を行った上で地域振興計画を策定する。
- ★地域振興計画は生活再建事業と地域基盤整備事業の二つで構成される。
- ★生活再建事業として、生活再建支援措置、住宅および営業用建物の新改築に対する助成金の支出と利子補給、地域社会構築支援措置を行う。
- ★生活再建事業を実施するため、ダム起業者と利水・治水・発電の受益予定者は地域振興支援基金を設立して必要な事業費を負担する。
- ★地域基盤整備事業は、当該の都道府県と市町村の事業として行う。ただし、国の負担・補助と地方債の発行に特例を設けて事業を円滑に実施できるようにする。
- ★移転補償契約または補償金支出がすでに終了していても、移転予定地域の住民が移転前の生活を望む場合はその意思を優先できるようにする。

3 土地収用法の改正

土地収用法の問題はいくつかあるが、改正すべき最も重要ポイントは次の三点である。

① 事業認定を行う第三者機関「事業認定委員会」を設置する。

第一の問題は事業認定の公平性がないがしろにされていることである。国等が実施する事業の場合、事業認定機関は国土交通大臣となっている。直轄ダムの場合、事業認定申請者と事業認定権者のいずれも国土交通大臣であり、いわば一人で二役を演じるわけであるから、事業の問題性がどれほどであろうとも、事業認定拒否の処分がされることは絶対にありえない仕組みになっている。事業認定機関は第三者的な行政委員会であればならず、法曹界からもそのような意見が強く出されている。公平性を確保するためには、事業認定を行う第三者機関「事業認定委員会」を国家行政組織法第三条に基づく独立行政委員会として設置することが必要である。

② 事業認定委員会の審理を公開とし、住民側と起業者側が徹底した議論ができるようにする。

第二の問題は前述のように事業認定の段階において事業の公益性の是非を議論する場が全く保証されていないことである。新土地収用法においても同様で、通り一遍の説明会や公聴会を開くだけである。住民側が求めているのは、情報が完全に公開され、公平な審判者のもとで起業者側と徹底した議論ができる場が保証されることである。

そのためには、事業認定委員会の審理を裁判形式で住民側と起業者側が直接のやり取りができる対審構造の公開審理として、事業認定の手続きをガラス張りにすることが必要である。

③ ドイツの行政裁判所法に倣って、執行停止の原則をとるように行政事件訴訟法を改正する。

第三の問題は土地収用法そのものの問題ではないが、事業認定取消の訴訟を提起した場合、現行の行政事件訴訟法では執行不停止の原則がとられており、裁判の継続中に事業が取り返しのつかないところまで進行してしまうことである。執行停止を申し立てても、裁判所が執行停止を判断することはほとんど期待できないし、仮に、裁判所が執行停止の判断を下しても、内閣総理大臣の異議によって裁判所の判断が覆ってしまう。ドイツの行政裁判所法では執行停止の原則がとられているので、それに倣って、執行停止の原則をとるように行政事件訴訟法を改正することが必要である。

全国のダム事業の状況（国土交通省関係）

（2008年10月現在）

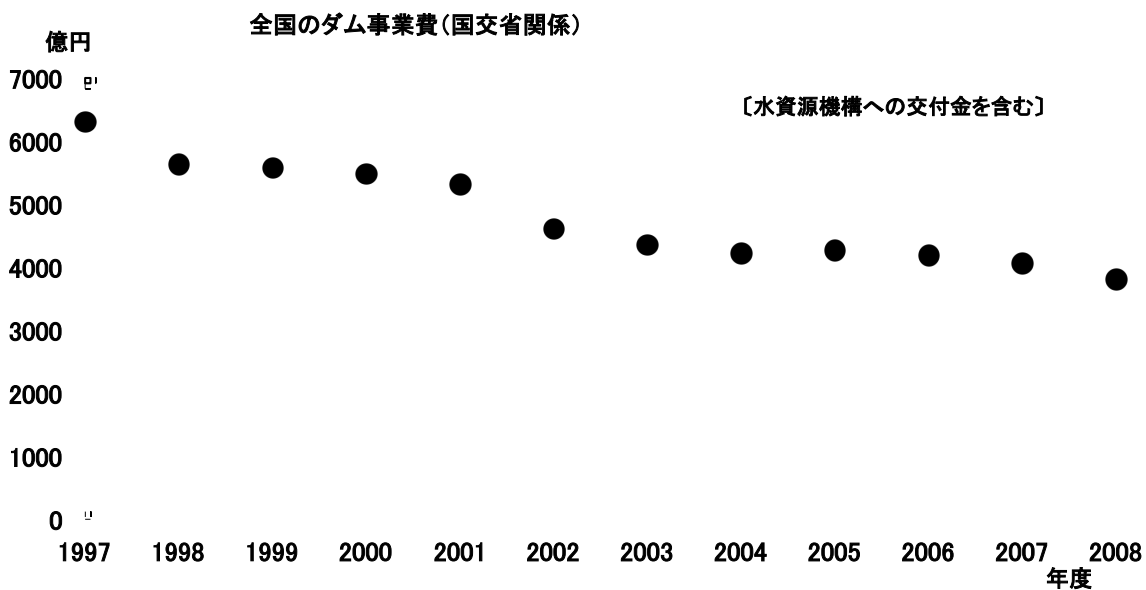
継続中のダム事業

		事業数
直轄事業 (国交省)	多目的ダム	34
	治水ダム等	14
	流況調整河川事業	2
水資源機構事業		7
補助事業 (都道府県)	多目的ダム	42
	治水ダム	28
	生活貯水池(多目的)	21
	生活貯水池(治水)	7
計		155

（生活貯水池：有効貯水容量が100万m3以下のダム）

中止になったダム事業

中止決定年	ダム	生活貯水池	計
1996 年度	4	0	4
1997 年度	3	3	6
1998 年度	4	3	7
1999 年度	0	0	0
2000 年度	33	14	47
2001 年度	3	5	8
2002 年度	12	2	14
2003 年度	8	2	10
2004 年度	1	2	3
2005 年度	5	0	5
2006 年度	2	2	4
2007 年度	2	0	2
計	77	33	110



中止になったダム事業(国土交通省関連)

(2008年10月現在)

1997年度から 〔直轄事業〕 日橋川上流総合開発(福島) 稲戸井調節池総合開発(茨城) 〔補助事業〕 水原ダム(福島) 伊久留川ダム(山形)	1998年度から 〔補助事業〕 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)	1999年度から 〔補助事業〕 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) セツ割生活貯水池(熊本)
2000年度から 〔直轄事業〕 千歳川放水路事業(北海道) ただし、河川事業	2001年度から(続) 〔補助事業〕 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 緒川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) 大野ダム(埼玉) 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟) 大仏ダム(長野) 飛鳥ダム(奈良) 関川ダム(広島) 中部ダム(鳥取) 木屋川ダム(山口) 多治川ダム(香川) 寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎) 白水ダム(沖縄) 黒沢生活貯水池(岩手) 正善寺生活貯水池(新潟) 池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重) 桂畑生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザカ生活貯水池(沖縄) 渡嘉敷生活貯水池(沖縄) 中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡) 赤木生活貯水池(熊本) 竹尾生活貯水池(山口) 北松野生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)	2002年度から 〔補助事業〕 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮川内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笹子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島) 2003年度から 〔直轄事業〕 小川原湖総合開発事業(青森) 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等) 清津川ダム(新潟) 紀伊丹生川ダム(和歌山) 高梁川総合開発事業(岡山) 〔公団事業〕 栗原川ダム(群馬) 〔補助事業〕 入川ダム(新潟) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川ダム(愛媛) 大谷原川生活貯水池(茨城) 大原川生活貯水池(岡山)
2001年度から 〔直轄事業〕 川古ダム(群馬) 印旛沼総合開発(千葉) 江戸川総合開発(東京) 荒川第二調節池総合開発(埼玉) 木曾川導水(愛知) 矢作川河口堰(愛知) 細川内ダム(徳島) 矢田ダム(大分) 猪牟田ダム(大分) 高遊原地下浸透ダム(熊本) 〔公団事業〕 平川ダム(群馬) 思川開発(栃木) 〔大谷川分水・行川ダム〕		
2004年度から 〔直轄事業〕 土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄) 〔公団事業〕 戸倉ダム(群馬)	〔補助事業〕 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 磯崎ダム(青森) 高浜生活貯水池(熊本) 三用川生活貯水池(新潟) 倉渕ダム(群馬)[凍結]	2005年度から 〔直轄事業〕 木曾川流水総合改善事業(岐阜) 〔補助事業〕 西万倉生活貯水池(山口) 福田川生活貯水池(京都)
2006年度から 〔補助事業〕 清瀧ダム(福岡) 中村ダム(青森) 真木ダム(秋田) 下諏訪ダム(長野) 蓼科ダム(長野)	2007年度から 〔補助事業〕 姫戸ダム(熊本) 吹山ダム(宮崎) 大室川生活貯水池(栃木) 八鹿生活貯水池(兵庫)	2008年度から 〔補助事業〕 男川ダム(愛知) 村松ダム(長崎)

平成20年度のダム事業

(1) 直轄事業、水資源機構事業

ダム別内訳

(単位:百万円)

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	20年度 事業費	備 考
多目的ダム建設事業			事業費(利水費を含む。)
紀の川大滝ダム	奈良	5,381	建設工事
球磨川川辺川ダム	熊本	3,400	"
利根川ハッ場ダム	群馬	30,000	"
淀川猪名川総合開発	大阪、兵庫	177	"
渡川中筋川総合開発	高知	1,241	"
最上川長井ダム	山形	7,380	"
利根川湯西川ダム	栃木	13,897	"
米代川森吉山ダム	秋田	7,077	"
木曾川新丸山ダム	岐阜	2,354	"
斐伊川志津見ダム	島根	4,750	"
紀の川紀の川大堰	和歌山	4,405	"
大分川大分川ダム	大分	2,900	"
北上川胆沢ダム	岩手	23,630	"
天竜川三峰川総合開発	長野	586	"
嘉瀬川嘉瀬川ダム	佐賀	18,748	"
淀川大戸川ダム	滋賀	1,000	"
淀川天ヶ瀬ダム再開発	京都	135	"
岩木川津軽ダム	青森	4,610	"
千代川殿ダム	鳥取	5,473	"
斐伊川尾原ダム	島根	10,788	"
庄川利賀ダム	富山	2,212	"
本明川本明川ダム	長崎	360	"
雄物川成瀬ダム	秋田	2,290	"
豊川設楽ダム	愛知	1,990	"
沙流川沙流川総合開発	北海道	4,151	"
留萌川留萌ダム	北海道	4,001	"
石狩川幾春別川総合開発	北海道	3,710	"
天塩川サンルダム	北海道	1,301	"
沖縄東部河川総合開発	沖縄	1,594	"
沖縄西部河川総合開発	沖縄	8,114	"
緑川七滝ダム	熊本	17	実施計画調査
鳴瀬川鳴瀬川総合開発	宮城	155	"
利根川吾妻川上流総合開発	群馬	110	"
子吉川島海ダム	秋田	330	"
矢作川上矢作ダム	岐阜	64	"

河川名・ダム名	所在地	20年度 事業費	備 考
河川総合開発事業			
白川立野ダム	熊本	570	建設工事
木曾川横山ダム再開発	岐阜	2,262	"
肱川山島坂ダム	愛媛	1,244	"
肱川鹿野川ダム改造	愛媛	1,650	"
九頭竜川足羽川ダム	福井	1,260	"
那賀川長安ロダム改造	徳島	1,000	"
川内川鶴田ダム再開発	鹿児島	650	"
木曾川木曾川水系連絡導水路	岐阜	100	"
石狩川夕張シューパロダム	北海道	5,674	"
荒川上流ダム再開発	埼玉	81	実施計画調査
筑後川水系ダム群連携	福岡	100	"
利根川上流ダム群再編	群馬、埼玉	327	"
天竜川天竜川ダム再編	静岡	995	"
筑後川城原川ダム	佐賀	132	"
流況調整河川事業			
筑後川佐賀導水	佐賀	2,150	建設工事
利根川那珂川霞ヶ浦導水	茨城	800	"

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	20年度 事業費	備 考
水資源開発事業			事業費(交付金) 上段():利水費を含む。 (共同費)
利根川思川開発	栃木	(12,200) 9,081	建設工事
筑後川大山ダム	大分	(9,267) 5,673	"
淀川川上ダム	三重	(3,600) 2,538	"
利根川武蔵水路改築	埼玉	(500) 499	"
淀川丹生ダム	滋賀	(660) 361	"
筑後川小石原川ダム	福岡	(8,200) 7,212	"
木曾川木曾川水系連絡導水路	岐阜	(1,400) 917	"

(2) 補助事業（生活貯水池を除く）

ダム別内訳

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	20年度 事業費	備 考
河川総合開発事業(補助)			事業費(公共費)
堤川 駒込ダム	青 森	469	建設工事
築川 築川ダム	岩 手	845	"
筒砂子川 筒砂子ダム	宮 城	50	"
迫川 長沼ダム	"	3,454	"
小坂川 砂子沢ダム	秋 田	2,392	"
今出川 今出川総合開発	福 島	0	" ※1
島川 倉瀬ダム	群 馬	0	" ※1
碓氷川 増田川ダム	"	87	"
夷隅川 大多喜ダム	千 葉	0	" ※1
破間川 広神ダム	新 潟	2,193	"
胎内川 奥胎内ダム	"	448	"
砥川 下諏訪ダム	長 野	0	" ※1
夜間瀬川 角間ダム	"	0	" ※1
町野川 北河内ダム	石 川	2,688	"
荒城川 丹生川ダム	岐 阜	1,618	"
太田川 太田川ダム	静 岡	3,533	"
河内川 河内川ダム	福 井	276	"
浄土寺川 浄土寺川ダム	"	1,227	"
吉野瀬川他 日野川総合開発	"	1,243	"
畑川 畑川ダム	京 都	261	"
安威川 安威川ダム	大 阪	4,520	"
武庫川 武庫川ダム	兵 庫	0	" ※1
切目川 切目川ダム	和歌山	1,221	"
浜田川 浜田川総合開発	島 根	1,214	"
沼田川 福富ダム	広 島	1,556	"
錦川 平瀬ダム	山 口	1,663	"
深川川 大河内川ダム	"	120	"
香東川 桃川ダム	香 川	174	"
別当川 内海ダム(再)	"	570	"
湊川 五名ダム(再)	"	40	"
和食川 和食ダム	高 知	88	"
那珂川 五ヶ山ダム	福 岡	4,012	"
祓川 伊良原ダム	"	3,515	"
井手口川 井手口川ダム	佐 賀	2,115	"
川棚川 石木ダム	長 崎	211	"
中島川他 長崎水害緊急	"	280	"
路木川 路木ダム	熊 本	232	"

(注)備考欄の※1の事業については、準備段階にある事業等のうち、事業見直し検討の途上にあり、当面の間、事業進捗が見込めない事業について、補助事業としての予算計上を見送るものであり、見直しの結果、事業促進が方向づけられた場合には、予算計上を再開するものである。

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	20年度 事業費	備 考
徳富川 徳富ダム	北海道	1,856	建設工事
当別川 当別ダム	"	3,747	"
厚真川 厚真ダム	"	528	"
儀間川他 儀間川総合開発	沖 縄	1,474	"
有田川 有田川総合開発	佐 賀	0	実施計画調査 ※1

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	20年度 事業費	備 考
治水ダム建設事業(補助)			事業費(公共費)
気仙川 津付ダム	岩 手	596	建設工事
最上小国川 最上小国川ダム	山 形	240	"
儀明川 儀明川ダム	新 潟	40	"
常浪川 常浪川ダム	"	40	"
鶴川 鶴川ダム	"	430	"
浅川 浅川ダム	長 野	250	"
上川 蓼科ダム	"	0	" ※1
犀川 辰巳ダム	石 川	2,530	"
長良川 内ヶ谷ダム	岐 阜	250	"
大八賀川 大島ダム	"	40	"
加茂川 烏羽河内ダム	三 重	200	"
安曇川 北川ダム	滋 賀	205	"
芹川 芹谷ダム	"	225	"
大津川 横尾川ダム	大 阪	550	"
千種川 金出地ダム	兵 庫	198	"
岩井川 岩井川ダム	奈 良	30	"
都治川 波積ダム	島 根	328	"
八幡川 梶毛ダム	広 島	24	"
賀茂川 仁賀ダム	"	1,126	"
綾川 綾川ダム群連携	香 川	40	"
巨瀬川 藤波ダム	福 岡	2,144	"
川辺川 五木ダム	熊 本	98	"
稲葉川他 竹田水害緊急	大 分	4,270	"
新川 西之谷ダム	鹿児島	416	"
大和沢川 大和沢ダム	青 森	30	実施計画調査
川内沢川 川内沢ダム	宮 城	0	" ※1
清川 清川ダム	長 野	0	" ※1
三隅川 矢原川ダム	島 根	60	"

設楽ダム建設を止め、みどりの流域圏づくりをめざす全国集会宣言

国土交通省は、総貯留容量9800万m³の設楽ダムの建設に関する基本計画を10月27日に公示し、28日には補償基準を示しました。建設に取り掛かろう、という姿勢です。

設楽ダム計画が立てられた1970年ころと、40年近く経過した現在とでは、産業構造や経済社会を取り巻く状況、この地域の水需給の状況は、根本的といえるほど大きく変化しました。また、流域の森林や田園、さらには三河湾にいたるまでの、環境に大きな変化が生じています。

これまで繁栄を謳歌してきたアメリカから発した金融破たんが世界同時不況の危機をもたらしています。また、1000兆円に及ぶ累積債務を抱える国と自治体の財政状況はOECD諸国中最悪です。これまでアメリカ依存一辺倒でやってきた日本の産業、経済や安全保障を含めた政治の根本的な見直しが迫られているのです。いまや、これまでの惰性で「公共事業主導による経済成長」の神話によりかかっている場合ではありません。

私たちは以下のように考えます。

I 設楽ダム建設事業は、「公共事業」として実施できるような計画ではない。

- ① 愛知県東部の東三河地域は、水余り状態で、新規の水資源開発は必要ない。
- ② 設楽ダムによる洪水調節の効果は少なく、ダムによらない確実な治水こそ求められている。
- ③ 設楽ダム建設の主な目的「流水の正常な機能の維持」は、流水を巨大ダムに溜めて「正常な機能を破壊」しようとするもので本末転倒もはなはだしい。
- ④ 新規かんがい用水の開発について農民から事業の承諾を得ていない。
- ④ また、かんがい用水受益者負担分を徴収条例を制定しないで徴収せず愛知県が肩代わりするもので、特ダム法10条に違反している。
- ⑤ 閉鎖性の強い三河湾への影響についてアセス対象から除外し、固有種・天然記念物など貴重な生物種の保全措置がとられていないなど、環境アセスメントは欠陥だらけで、このままでは取り返しのつかない環境破壊をもたらす。

II 自然破壊のダム造りではなく、「みどりの流域圏づくり」のために公共投資を行うべきである。

過去半世紀、川の上流域を犠牲にして下流部の経済的發展を優先する政策が押し進められてきました。上流域では集落を維持していくのも大変な状態です。しかしながら、寒狭川上流域の自然環境は大きく壊されずに残されてきました。多くの自然環境を破壊してきた現在では、貴重な財産となっています。この財産を生かして、豊かな自然を生かした源流の森と共生する里創り、みどりの流域圏創りを進める活動こそ、地域住民と豊川流域圏の人々の未来に希望を与えるものです。ダム建設で上流域を沈めてしまうことはこの可能性を奪うことです。

- ① 水資源は、コンクリート・ダムではなく流域の森林から供給されるものである。
- ② 流域の森林や農地が健全に保全されることで、洪水も軽減される。
- ③ 豊かな自然、源流の森が残る寒狭川上流域は流域全体の大切な財産である。
- ④ 健全な森や田園（すなわち、みどりの流域）によって三河湾の豊かな生態系が保全される。
- ⑤ 自然環境と共生しつつ、安心して暮らせる社会を次世代に残していく地域づくりが大切である。
- ⑥ ゼネコンの利益ではなく、流域住民自身が幸福な生活を追求することこそ地域の目標である。
- ⑦ 経済的な利益を上げてきた下流域から上流域へ、⑤・⑥の視点で官民協働して積極的に貢献するべきである。

設楽ダム計画は「公共事業」としての体をなさない無駄で環境破壊を進めるものです。住民の声に耳も貸さず建設へと突き進むことは、国・県による「公共性」に名を借りた犯罪としか言いようがありません。目的を失ったダム計画を続けるために持ち出されたのが、1997年改正で河川法に新たに盛り込まれた「河川環境の整備と保全」の文言であり、これを使った「流水の正常な機能の維持」目的です。

設楽ダム・徳山ダム・木曽川水系連絡導水路事業など、「流水の正常な機能の維持」を掲げて無理で無駄な巨大開発をおこなう点において、国土交通省中部地方整備局は全国の地方整備局の中でも突出しています。莫大な公金を投入し、「河川環境の整備と保全」を掲げながら、森林から海域にまで及ぶ流域の環境を著しく破壊するこれらの建設事業を、流域住民への説明責任も果たさず進めることは許されません。

- * 政・官・業三者の癒着体の利益を追い求める従来型「公共事業」には、さようなら！
- * 住民の幸福を求める「みどりの流域圏づくり」に、手厚い公共投資を！
- * 設楽ダム建設事業は、直ちに中止を！

2008年11月02日

愛知県新城市にて

設楽ダム建設を止め、みどりの流域圏づくりをめざす全国集会参加者一同

有友正本氏、大洲市長選で902票差の惜敗

肱川の支流・河辺川に四国地方整備局が建設を予定している山鳥坂ダム計画に対する反対運動の中心的役割を担われてきた有友正本さん（前大洲市議）が、1月25日投開票日の大洲市長選に挑まれました。しかし、902票差で落選、という実に悔しい結果でした。

当日有権者数	40421人（男18858人、女21563人）。
投票総数	26208票で、有効25878票、無効330票。
現職	森隆雄氏（60）＝無所属 13390票
新人 前市議	有友正本氏（60）＝同、 12488票

水源連総会で顧問の藤田 恵さんがいつも「私が村長であったから細川内ダムをとめることができた」＝「ダム計画を中止に追い込むには首長の姿勢が一番問われる」と言われています。

川辺川ダムも相良村長や人吉市長がその地域にとって球磨川が重要な財産であることを認めたことから蒲島知事をして「球磨川は宝物」「川辺川ダム白紙撤回」と言わしめました。

山鳥坂ダム予定地とその全下流域を行政区域とする大洲市長選で有友さんが当選を勝ち取ることは大変な意義を持っていました。

水源連としても当選に向けて応援を皆さんにお願いしました。有友さんと水源連は「公共事業チェック議員の会」の幹事長である松野信夫参議院議員と同会会員であり水源連の仲間でも大河原雅子参議院議員に執拗に応援要請をおこないました。大河原参議院議員にはやっとのことで1月23日一日応援に駆けつけていただくことができました。松野信夫参議院議員はどうしても都合をつけることができませんでしたが、有友さんの出陣式には松野信夫議員からの檄布が掲示されていました。

この惜敗は山鳥坂ダムに大洲市民が合意を与えたというよりも多くの市民が疑問を呈したことを示したものだと思います。これまで頭を押さえつけられてきた大洲市民が物を言える素地を今回の選挙は作り出すことに大きな役割を果たしたといえるでしょう。市民が作る大洲市、その中で肱川の価値を見出し、「おいしい鮎が棲む安全な肱川」の実現をはかることがこれからの大洲市の皆さんの夢の一つになることと思います。

有友さんは、「4年後に再挑戦！」と決意を新たにしています。（文責 遠藤保男）

選挙：大洲市長選 現職と新人、一騎打ち 財政や山鳥坂ダム、争点に / 愛媛

毎日新聞 2009年1月19日 地方版

任期満了に伴う大洲市長選は18日告示され、再選を目指す現職の大森隆雄氏（60）＝無所属＝と新人で前市議の有友正本氏（60）＝同＝が立候補を届け出、現職と新人の一騎打ちとなった。財政健全化や山鳥坂ダム建設の是非、まちの活性化策などを争点に、選挙戦に入った。

投票は25日午前7時から午後8時まで、市内50カ所（7カ所は午後7時まで）で行われ、同9時半から市役所2階の大ホールで即日開票される。17日現在の選挙人名簿登録者数は4万796人。【門田修一、川上展弘】

◆候補者の第一声（上から届け出順）

◇肱川整備、3点セットで――大森隆雄氏（60）＝無所属

大森氏は、同市徳森の選挙事務所前で出陣式。支持者約1500人（陣営発表）を前に、大森氏は「山鳥坂ダム建設が立ち消えになつては、地域経済は成り立たない。肱川水系河川整備計画にのっとり、3点セット（山鳥坂ダム建設、鹿野川ダム改造、下流までの築堤）を肅々と進めたい。前向きに（事業の）選択と集中を進め、市民の幸せのために引き続き力を貸してください」と支持を訴えた。支持者の拍手に送られ、選挙カーで街に繰り出した。

◇清流を壊してよいのか――有友正本氏（60）＝無所属

有友氏は、同市東大洲の選挙事務所横の駐車場で出陣式。「市の財政は計507億円の借金を抱え、県内20市町で最悪になった。財政健全化条例を制定します。山鳥坂ダムを造って清流を壊してしまつてよいのか。新たなダムは要りません。足元からもう一回まちづくりを見直しましょう」と、財政の健全化や山鳥坂ダム建設反対などを訴えた。シンボルカラーの緑色のジャンパーを着た支持者ら約400人（陣営発表）とガンバローを三唱し、氣勢を上げた。

=====

大森隆雄（おおもり・たかお） 60 無現（1）

市長▽全国治水期成同盟会連合会理事〔歴〕旧大洲市議長▽自民党大洲支部長▽大洲農高

有友正本（ありとも・まさもと） 60 無新

〔元〕市議▽農業〔歴〕菅田小PTA会長▽大洲高PTA副会長▽市議会総務商工委員長▽立教大

ダム事業プロセス検証タスクフォース、非公開で始まる

川辺川ダム計画については熊本県知事が、大戸川ダム計画については二府二県知事が白紙撤回を求めたことを受け、国土交通省はその善後策を検討することとしていました。集められた学識経験者は県営ダムの中止を決めて地域再建を果たした経験を持つ片山善博前鳥取県知事を除いては、いわゆる御用学者だけです。その検討会が1月22日にダム事業プロセス検証タスクフォースと称した名で始まりしました。なんとこの会は「委員の自由な発言に対する脅迫等をふせぐため、傍聴を認めない」という委員の発言を踏まえ、非公開です。配布された資料には、川辺川ダム関係の経過として住民討論集会が記載されていますが、大戸川ダム関係の経過として淀川水系流域委員会のことが一言も触れられていません。このような委員構成、一般傍聴禁止という会は、「ダム以外の治水」を求める知事の声を封じ込めることが目的とされていると言わざるを得ません。水源連としても対応を考えていきます。

ダム事業プロセス検証タスクフォースの設置及び第1回会合の開催について

2009/01/20 (火) 12:00(2009/01/20 (火) 13:03 更新)

治水課

1. 目的

国民の生命、財産を守るために、知事をはじめ関係者の合意のもとに進めてきたダム事業について、先般、関係知事から以前と異なる方針の表明を受けるなど、ダム事業の進め方の問題点が提起されたところです。

このように、事業の特性上、長期間かからざるを得ないダム事業を対象として、時間の経過等に伴い関係者の意見の変化があった場合に、水害等から国民の生命、財産を守る責務を有する河川管理者としてどのように対応すべきか検討するなど、これまでのダム事業一般のプロセスを検証することが必要となりました。

このため、国土交通省に「ダム事業プロセス検証タスクフォース」を設置し、これまでのダム事業のプロセスを検証することとします。

2. タスクフォースのメンバー

(1) 学識経験者（五十音順、敬称略）

- ・伊藤和明（NPO法人防災情報機構会長）
- ・岡田光正（広島大学大学院工学研究科物質化学システム専攻教授）
- ・片山善博（慶應義塾大学法学部教授）
- ・岸由二（慶應義塾大学経済学部教授）
- ・木村孟（独立行政法人大学評価・学位授与機構長）
- ・櫻井敬子（学習院大学法学部教授）
- ・角哲也（京都大学大学院経営管理研究部／工学研究科社会基盤工学専攻准教授）
- ・山田正（中央大学理工学部教授）

(2) 国土交通省

- ・金子副大臣、西銘政務官、事務次官、技監、竹歳国土交通審議官、官房長、総合政策局長、関技術審議官、河川局長、政策統括官（政策評価）

3. 第1回会合の日時

平成21年1月22日（木） 17:30～19:00

4. 場所

中央合同庁舎3号館11階特別会議室

5. その他

- ・会合については傍聴不可、カメラ取りは冒頭のみとします。

会合終了後、会合の様様を説明します。（会見）

- ・議事概要を、後日、ホームページ上で公開します。

お問い合わせ先

国土交通省河川局治水課企画専門官 若林、森川

TEL（代表）：（03）5253-8111（内線35652、35515）

（直通）：（03）5253-8456

なお、第1回会合で配布された資料は国交省のホームページ（下記）から見ることができます。

http://www6.river.go.jp/riverhp_viewer/entry/y2009eecd0b25e06b37af94d428bae5ae8ff3c2183c.html

設楽町議会全員協議会、設楽ダム計画に同意

1月26日、設楽町議会全員協議会が賛成8人、反対4人の賛成多数で建設に同意を与えてしまいました。

設楽ダム計画には最早、利水上の目的がなくなったこと、治水上の必要もないことから多くの流域住民の皆さんが反対しています。設楽町では住民投票条例制定を求める4分の1以上の署名を無視して、11月の臨時議会で住民投票条例案の制定を否決するなど、強引なダム推進がはかられています。

今回の設楽町議会全員協議会の暴挙に対し、「設楽ダム建設の是非を問う住民投票を求める会」などが抗議と申し入れを行いました。

設楽町長 加藤和年様
設楽町議会議長 山口伸彦様

抗議および申し入れ書

平成21年1月26日

設楽ダム建設の是非を問う住民投票を求める会 一同

代表者 伊藤幸義 関谷健 伊奈紘

設楽ダム建設同意に係る7項目の確約事項の回答が昨年12月に国・県からあり、設楽町長は、今回その同意に調印することを決めました。

我々、住民投票を求める会は、建設同意は設楽町の将来を左右する重大な岐路であり、同意決断の際には一人一人の住民の声を直接確認して、その多数の意見に従うべしと、昨年8月に住民投票条例制定に向けた直接請求を起こしました。しかし町長は、「今は住民投票をすべきタイミングでない」と言い、議会は「議会制民主主義の崩壊につながる」と言い、町民の4分の1以上の署名を無視し、11月の臨時議会で住民投票条例案の制定を否決してしまいました。

一方、7項目の回答を受けた町長は、「住民の声を聞き、ダム対策協の了解を得、議会と相談して、同意の判断をする」と述べ、1月13日～16日に町内4会場で、「設楽ダム建設同意に係る確約事項の回答説明・住民意見聴取会」なる報告会を開催しました。しかし、残念なことにこの会は、住民の声を聞くことが目的でなく、会を開いたという実績づくりのみが目的で、はじめから「同意に調印する」という結論ありきの茶番劇でした。どの会場でも町長は「今回の回答は誠意ある、評価できる回答であると私は判断した」と言いきってきたことがそれを証明しています。また4会場の参加者総数が住民の数%にすぎず、さらに発言者は少なく、総勢でも30人弱とわずか（終了予定時刻を理由に、せっかくの発言を遮る場面さえあった）で、これで住民の多くが賛同していると言いきれるはずはありません。

また全員協議会においても、議員各位が住民の声を十分把握し、その声に沿った質疑や審議がなされたとは到底思えません。十分な審議がないまま、重要案件がこうして承認されてしまったことは許し難い暴挙としか言えません。

私たちは、今回の暴挙に対し下記のような問題点を指摘し、抗議します。

記

- 1 今回の決断は、本人（住民）の了解を取らず、親（町長や議会）が勝手に決めた縁談のようなもので、民主主義のルールを全く無視している。よって無効である。
- 2 東三河は設楽ダム建設が計画された35年前と異なり、現在は、豊川総合用水事業の完成や、豊川用水2期工事の進捗で水供給量が大幅に増えており、設楽ダムは建設目的をすでに失っている。そのことをよく考え、ただちに建設同意を撤回すべきである。
- 3 世界的不況に見舞われ、税収減少の中、不要なダム建設に多くの税金を投入することの愚を改めるべきである。
- 4 設楽ダムは取り返しのつかない環境破壊を起こす事業であり、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の2010年愛知誘致では世界の笑いものになる。

5 ダム水源地整備計画やダム対策基金で設楽町や東三河の発展は望めない。ダムマネーを当てにしない雇用の創出、若者の定着、お年寄りが生きがいを持って暮らせる社会の構築など自然や地域の良さを生かした町おこしを真剣に考えるべきである。

「成瀬ダムは260億円の無駄」 秋田、住民監査請求へ

朝日 2009年1月11日 7時37分



市民団体が立てた成瀬ダム問題を訴える看板＝横手市十文字町

国が東成瀬村に建設中の成瀬ダムへの秋田県の県費負担約260億円の支出は無駄で、不当だとして、横手市の住民らが「成瀬ダムをストップさせる会」（奥州光吉代表）を結成、秋田県監査委員に住民監査請求を起こすことになった。同会は「ダムが計画された30年前と水事情などが変わり、ダム建設の意味はなくなった」としている。（川島幹之）

同ダム建設に対してはこれまで、下流域の横手市民らが、「成瀬の水とダムを考える会」（熊沢文男事務局長）や「秋田県南・水と緑の環境フォーラム」（奥州光吉事務局長）などをつくり、「成瀬ダムは本当に必要か？」と訴え、関係当

局への質問状やダム問題を学ぶ映画会などを開いてきた。

今回、ダム問題への関心を県全体に広げたいとして昨年暮れ、両グループのメンバーら約40人が横手市内で集会を開き、実際に県費支出をやめさせるための行動する組織として新たに「ストップさせる会」を発足させた。

成瀬ダムをストップさせる会では（1）成瀬ダムは実質的には農業用水の確保を目的とし、現在の倍の毎秒30立方メートルの取水が可能になるとしているが、減反などで稲作面積が減り、取水量が現在の最大18～19立方メートルで十分（2）治水対策は堤防整備などが進み、雄物川水系全体で見れば成瀬ダムの治水効果はわずかに過ぎない（3）河川流量の正常な維持というがダムでためた水は清流を濁らすだけ、などとし、ダム建設の意味はなくなったと主張している。

同会では、住民監査請求人を数百人規模で集めたいとして、秋田市などでも請求人署名集めを始めた。同会の奥州代表は「熊本の川辺川ダムが建設休止となったように、巨大ダム建設は無駄遣いに過ぎない。そんなものに税金を使う必要はないはず」と話す。監査請求は早ければ今月中にも行いたいとしている。仮に監査請求が棄却された場合は、公費の支払い差し止めを求めて住民訴訟を起こす方針だ。

成瀬ダムは成瀬川上流に計画された高さ113.5メートル、堤防の長さ690メートルのロックフィル式多目的ダム。国直轄事業で、総工費1530億円を見込み、県費負担は約260億円とされる。農業用水の確保や洪水調整、水道水や発電などに使われ、17年度の完成予定。01年から工事用道路建設が始まり、現在は国道の付け替え工事や川の流れの迂回（うかい）工事などが行われている。国交省湯沢河川国道事務所などの話では08年度までに約200億円が使われており、県も約30億円を支出している。

フォーラム 『見直そう！ ハッ場ダム つくりよう！ 生活再建支援法』

群馬県、吾妻渓谷で推し進められているハッ場ダム事業は、必要性が失われても止まらない前世紀の負の遺産です。

ダムの関連工事は大幅に遅れ、事業費のさらなる膨張、工期の再延長が見込まれる中、国土交通省は首都圏最後の巨大ダム計画を既成事実化するために、このほど、まだ実質的には着工不可能なダム本体工事の入札を公告しました。しかし、政治が大きく変わろうとしている今、ハッ場ダム計画の見直しは目前に近づいています。

ハッ場ダム事業を見直す第一歩が、長年ダム計画に翻弄されてきた水没予定地域住民の生活再建を支援する仕組みづくりです。ハッ場ダム見直し、生活再建支援法整備への国会の真摯な取り組みを求めて、下記の集会を開催します。ふるってご参加ください。

日 程：2009年2月28日（土） 午後2時～4時

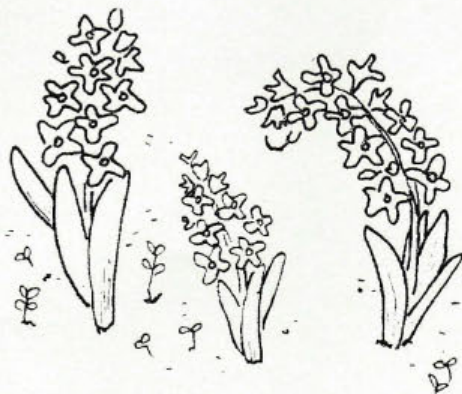
会 場：日本教育会館901会議室（9F）

内 容：各政党からの生活再建支援法案の提案を中心として

参加費：500円



地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線神保町駅徒歩3分
地下鉄都営三田線神保町駅徒歩5分、
東京メトロ東西線竹橋駅徒歩5分



主 催：ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会
ハッ場あしたの会

後 援：公共事業チェック議員の会

連絡先：ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会

群馬県議会議員 角倉邦良事務所

〒370-2132 群馬県多野郡吉井町吉井547-3 サトカンビル3F

TEL 027-387-1432 FAX 027-387-1433

ハッ場あしたの会群馬事務局（渡辺）

TEL/FAX 027-253-6706 携帯/090-4612-7073